
南房総市地域防災計画

資 料 編

令和 8 年 7 月現在

1. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務

1. 南房総市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 南房総市	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災市営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。 (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (12) 被災施設の復旧に関すること。 (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。 (15) 近隣自治体間の相互応援協力に関すること。 (16) 防災知識の普及に関すること。 (17) 物資及び資器材の備蓄整備に関すること。 (18) 警報の伝達並びに避難の指示に関すること。 (19) 自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること。 (20) 市災害ボランティアの設置に関すること。
2. 南房総市消防団	(1) 災害及び二次災害の予防警戒、防除に関すること。 (2) 人命の救出、救助及び応急救護に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急処置に関すること。 (4) 災害時の救助、救急、情報の伝達に関すること。

2. 千葉県の機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。

	(5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。 (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。 (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (13) 被災施設の復旧に関すること。 (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。 (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 (17) 被災者の生活再建支援に関すること。 (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
2. 安房地域振興事務所	(1) 南房総市が処理する事務、事業の指導、斡旋等に関すること。 (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。 (3) 災害救助に係る連絡・調整に関すること。 (4) その他災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 市町間の総合調整に関すること
3. 安房土木事務所	(1) 水防に係る情報の収集、伝達、指導等に関すること。 (2) 砂防及び地すべり防止事業に関すること。 (3) 急傾斜地崩壊防止事業に関すること。 (4) 県所管に係る河川、海岸、道路、橋梁の整備及び維持管理に関すること。 (5) 河川、海岸、道路等における障害物の除去に関すること。
4. 南部漁港事務所	(1) 漁港基本施設等及び漁港区域に係る海岸堤防の被害調査、応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 (2) 油流出災害時の県管理漁港区域における防御作業に関すること。
5. 安房健康福祉センター	(1) 医療施設の保全に関すること。 (2) 医療救護に関すること。 (3) 防疫その他保健衛生に関すること。
6. 南部林業事務所	(1) 林地、治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 林野火災発生箇所の被害調査及び復旧対策に関すること。
7. 安房農業事務所	(1) 農地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 園芸作物、主要農作物、特産作物等の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 災害対策技術の普及に関すること。 (4) 畜産に関する被害調査及び応急対策に関すること。

8. 館山警察署 (県警察)	(1) 災害警備活動に関する事。 (2) 防災関係機関との連携に関する事。 (3) 防災関係機関からの情報収集並びに報告連絡に関する事。 (4) 警察通信の確保及び統制に関する事。 (5) 被災者の救出及び避難に関する事。 (6) 死体(行方不明者)の捜索並びに検視に関する事。 (7) 交通規制及び交通施設等の保全に関する事。 (8) 犯罪の予防とその他社会秩序の維持に関する事。
-------------------	--

3. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(近隣の部隊) ・陸上自衛隊 第1ヘリコプター団 (木更津市) ・海上自衛隊 第21航空群 (館山市) ・航空自衛隊 第4補給処木更津支処 (木更津市) ・市内:航空自衛隊峯岡山 分屯基地	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関する事。 イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 ウ 防災資材の整備及び点検に関する事。 エ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事。 (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事。 イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事。

4. 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. NTT東日本株式会社 株式会社NTTドコモ(千葉支店) NTTドコモビジネス株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関する事。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
2. KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関する事。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
3. ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関する事。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
4. 楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関する事。 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

資 料 編

5. 日本赤十字社 (千葉県支部)	(1) 医療救護に関すること。 (2) こころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 (4) 血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付及び配分に関すること。 (6) その他応急対応に必要な業務に関すること。
6. 日本放送協会 (千葉放送局)	(1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 (4) 被災者の受信対策に関すること。
7. 日本通運株式会社 (千葉支店)	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
8. 福山通運株式会社、 佐川急便株式会社、 ヤマト運輸株式会社、 西濃運輸株式会社	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
9. 東京電力 ^{パワークリット} 株式会社 (千葉総支社)	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被災施設の電力応急対策及び災害復旧に関すること。
10. 東日本旅客鉄道株式会社(館山駅)	(1) 鉄道施設の保全に関すること。 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 (3) 帰宅困難者対策に関すること
11. 日本郵便株式会社 (富浦郵便局) (館山郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。 オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。 (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

5. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること。

2. 関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
3. 関東森林管理局 (千葉森林管理事務所)	(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
4. 関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
5. 関東東北産業保安監督部 (千葉海上保安部 館山分室)	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 (2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。
6. 第三管区海上保安本部 (千葉海上保安部 館山分室) (銚子海上保安部)	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。 (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。
7. 東京管区気象台 (銚子地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
8. 国土交通省 (東京空港事務所)	(1) 災害時における空港の運用に関すること。 (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。

9. 関東運輸局 (千葉運輸支局)	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する こと。 (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する こと。 (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する こと。 (4) 災害時における応急海上輸送に関する こと。 (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関する こと。
10. 関東地方整備局	(1) 災害予防 a 防災上必要な教育及び訓練等に関する こと。 b 通信施設等の整備に関する こと。 c 公共施設等の整備に関する こと。 d 災害危険区域等の関係機関への通知に関する こと。 e 官庁施設の災害予防措置に関する こと。 f 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する こと。 g 豪雪害の予防に関する こと。 (2) 災害応急対策 a 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達 等に関する こと。 b 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する こと。 c 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する こと。 d 災害時における復旧資材の確保に関する こと。 e 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する こと。 f 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する こと。 g 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する こと。 h 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に 関する こと。 (3) 災害復旧 a 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重 要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ 適切な復旧を図るものとする。
11. 関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関する こと。 (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに 関する こと。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開 局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等 により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する こと。 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する こと。

12. 千葉労働局	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。
-----------	---

6. 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 一般社団法人千葉県トラック協会 社団法人千葉県バス協会	(1) 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
2. 公益社団法人千葉県医師会 (公益社団法人安房医師会)	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。 (3) 災害時の医療及び助産活動に関すること。 (4) 市と医療機関との連絡調整に関すること。
3. 一般社団法人千葉県歯科医師会 (一般社団法人安房歯科医師会)	(1) 歯科医療活動に関すること。 (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。 (3) 災害時の歯科医療活動に関すること。 (4) 市と歯科医療機関との連絡調整に関すること。
4. 一般社団法人千葉県薬剤師会 (一般社団法人安房薬剤師会薬業会)	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。 (4) 医薬品の調達、供給に関すること。 (5) 市と薬剤師との連絡調整に関すること。
5. 公益社団法人千葉県看護協会 (公益社団法人千葉県看護協会安房地区部会)	(1) 医療救護活動に関すること。 (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。 (3) 災害時の医療救護活動に関すること。 (4) 市と看護協会等との連絡調整に関すること。
6. 民間放送機関 千葉テレビ放送株式会社 株式会社ニッポン放送 株式会社ベイエフエム	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
7. 公益社団法人千葉県エルピーガス協会	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
8. 房州瓦斯株式会社	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
9. 千葉県道路公社	(1) 所管道路の保全に関すること。 (2) 所管道路の災害復旧に関すること。 (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

7. その他関係機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 安房郡市広域市町村 圏事務組合	(1) 消防施設・消防体制の整備に関すること。 (2) 救助及び救援施設・体制の整備に関すること。 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 (4) 消防知識の啓発・普及に関すること。 (5) 傷病人の救急・救助に関すること。 (6) 火災発生時の消火活動に関すること。 (7) 被災者の救助・救援に関すること。 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (9) 水防活動の協力、援助に関すること。 (10) 粗大ごみの収集・処理に関すること。 (11) 火葬場施設の維持、管理、運営に関すること。 (12) 水道施設の維持・管理及び応急対策に関すること。
2. 富山国保病院	(1) 病院施設の整備、避難訓練に関すること。 (2) 災害時における救護班の編成、医療救護に関すること。
3. 鋸南地区環境衛生組 合	(1) ごみの収集・処理に関すること。 (2) し尿処理に関すること。
4. 安房農業協同組合	(1) 農作物の被害調査等の協力に関すること。 (2) 農業者の災害対策に関すること。
5. 商工会議所	(1) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関すること。 (2) 商工業者の災害対策に関すること。
6. 南房総市社会福祉協 会	(1) ボランティアの受入に関すること。 (2) ボランティアセンターの運営に関すること。
7. 土地改良区	(1) 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。 (3) たん水防排除施設の整備と活動に関すること。

8. 住民及び事業所等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 住民	自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水等その他の生活必需物資の備蓄に努めること。 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること。 また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。
2. 自主防災組織	地域において自発的に防災活動を実施し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与すること。 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底に関すること。 初期消火、避難、救出教護等に関すること。 消火用資機材、応急手当用医療品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理に関すること。
3. 民間事業所等	従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること。 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること。
4. ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

2. 災害予防対策

2-1 津波災害予防対策

<資料2-1-① 海岸法 海岸保全区域一覧表—その1〔農林水産省所管海岸〕>

沿岸名	漁港・ 海岸名	所在地区名	延長(m)	告示番号及び年月日	管理者
千葉東	和田	和田地区	250	昭和 45. 6. 23 千葉県告示第 394, 397 号	千葉県
〃	白子	千倉地区	440	昭和 40. 4. 2 千葉県告示第 181, 182 号	南房総市
〃	千倉	〃	450	昭和 45. 5. 6 千葉県告示第 285, 288 号	千葉県
〃	七浦	〃	330	昭和 40. 5. 14 千葉県告示第 248, 249 号	南房総市
〃	乙浜	白浜地区	1, 260	平成 8. 9. 27 千葉県告示第 832 号	千葉県
〃	野島	〃	980	平成 3. 3. 26 千葉県告示第 266 号	南房総市
〃	川下	〃	215	昭和 61. 7. 18 千葉県告示第 635 号	〃
東京湾	小浦	富山地区	100	昭和 42. 6. 20 千葉県告示第 373 号	〃
〃	高崎	〃	500	昭和 42. 6. 20 千葉県告示第 372 号	〃

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和6年度修正)

<資料2-1-② 海岸法 海岸保全区域一覧表—その2〔国土交通省所管海岸〕>

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示番号及び年月日
東京湾	富山	岩井	2, 300	昭和 33. 5. 31 千葉県告示第 267 の 2 号
〃	富浦	坂本	1, 700	昭和 33. 5. 31 千葉県告示第 267 の 2 号
〃	〃	新宿	800	昭和 33. 10. 28 千葉県告示第 471 号
千葉東	千倉	瀬戸	2, 300	昭和 33. 5. 31 千葉県告示第 267 の 2 号
〃	千倉	三原	2, 700	〃
〃	和田	大原	700	昭和 39. 7. 21 千葉県告示第 408 号
〃	〃	白渚	1, 300	昭和 36. 11. 9 千葉県告示第 477 の 2 号
〃	〃	和田浦	1, 400	昭和 41. 4. 8 千葉県告示第 243 号

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和6年度修正)

<資料 2-1-③ 地区別津波浸水被害の予測(元禄地震のケース) >

地区名	津波の規模		津波被害の予測
富山	津波影響開始時刻	3.3～5.0分	人家まで浸水するところはないが、津波到達時間が30分未満と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	23.3～25.7分	
	最大津波高	2.3～2.9m	
	津波浸水深	3m未満	
富浦	津波影響開始時刻	3.0～5.0分	人家まで浸水するところはないが、津波到達時間が30分未満と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	21.7～26.7分	
	最大津波高	2.3～3.7m	
	津波浸水深	3m未満	
白浜	津波影響開始時刻	1.7～6.3分	根本港、砂取港、川下の各一部の家屋に浸水被害が発生するおそれあり。津波到達時間が10分未満と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	4.3～7.0分	
	最大遡上高	3.9～7.8m	
	津波浸水深	3m未満	
千倉	津波影響開始時刻	1.3～2.7分	白間津漁港、大川、七浦漁港、平磯漁港、川口漁港、千倉漁港、南朝夷のそれぞれ一部の家屋に浸水被害が発生するおそれあり。津波到達時間が10分未満と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	3.3～7.3分	
	最大遡上高	5.4～6.1m	
	津波浸水深	3m未満	
丸山	津波影響開始時刻	2.3～2.7分	人家まで浸水するところはないが、津波到達時間が10分未満と短いため、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	7.3～8.0分	
	最大遡上高	5.7～5.9m	
	津波浸水深	3m未満	
和田	津波影響開始時刻	2.3～2.7分	津波浸水深は三原川の河口部で5m未満、その他の海岸でも4m未満と他の地区よりも深い。 和田漁港周辺で一部家屋への浸水のおそれあり。津波到達時間が8分以下と短いため、海水浴客、釣り客、観光客等に避難遅れによる死者が発生する危険性がある。
	津波到達時間	7.3～8.0分	
	最大津波高	5.4～5.9m	
	津波浸水深	5m未満	

津波影響開始時刻：地震発生から、海岸・海中の人命、漁船等に影響が出るおそれのある津波による水位変化(初期水位からの水位変化が±20cm)が生じるまでの時間。

津波到達時間：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間。

最大津波高：各地区の沖合における津波の最も高い標高。

最大遡上高：各地区で津波が到達する最高の標高。

津波浸水深：各地区の地表面からの水面の高さを示す。

2-2 土砂災害予防対策

＜資料 2-2-① 土砂災害警戒区域数一覧表＞

地 区	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域		
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	計
富浦地区	140	4	1	145	137	2	139
富山地区	129	17	25	171	124	15	139
三芳地区	143	11	4	158	143	8	151
白浜地区	55	8		63	52	8	60
千倉地区	184	3		187	180	1	181
丸山地区	253	16	10	279	246	6	252
和田地区	155	18	8	181	155	9	164
合 計	1,059	77	48	1,184	1,037	49	1,086

出典：千葉県土砂災害警戒区域等※の一覧（令和 7 年 12 月 26 日現在）

備考：危険箇所の具体的位置等については、「11. 土砂災害危険箇所」に記載。

＜資料 2-2-② 土砂災害危険箇所数一覧表(国土交通省、農林水産省、林野庁所管)＞

区	国土交通 省 所 管	農林水産 省 所 管	林野庁所管				計
	地すべり 防止区域	地すべり 防止区域	地すべり 防止区域	地すべり 危険地区	山腹崩壊 危険地区	崩壊土砂 流出危険 地 区	
富浦地区					32		32
富山地区	9	3	5	61	15	2	95
三芳地区	1		1	5	71	4	82
白浜地区					9		9
千倉地区					31		31
丸山地区	2		2	31	103	5	143
和田地区			5	39	29	11	84
合 計	12	3	13	136	290	22	476

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和 6 年度修正)

＜資料 2-2-③ 土砂災害危険箇所数一覧表＞

地 区	地すべり 危険箇所	急傾斜地 崩壊危険 区域	砂 防 指定地	計
富浦地区	2	7	—	9
富山地区	4	2	—	6
三芳地区	3		—	3
白浜地区		2	—	2
千倉地区			—	
丸山地区	4	5	—	9
和田地区	6	5	—	11
合 計	19	21	(27)	40

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和 6 年度修正)

注)「砂防指定地」の箇所数は、地区合計及び全体合計値には含まれない。

2-3 水害予防対策

<資料2-3-① 河川法一二級河川表(二級河川)>

水系名	河川名	指定延長	備考
岩井川	岩井川	左・右岸各 3,900m	
岡本川	岡本川	左・右岸各 6,605m	
〃	福沢川	左・右岸各 1,900m	
平久里川	平久里川	左・右岸各 19,472m	水位情報周知河川
〃	山名川	左・右岸各 7,000m	
〃	増間川	左・右岸各 4,600m	
〃	大谷川	左・右岸各 920m	
長尾川	長尾川	左岸 7,600m	
長尾川	馬喰川	左・右岸各 1,200m	
川尻川	川尻川	左・右岸各 1,000m	
瀬戸川	瀬戸川	左・右岸各 7,500m	
丸山川	丸山川	左・右岸各 13,878m	
温石川	温石川	左・右岸各 8,600m	
三原川	三原川	左・右岸各 11,500m	
長者川	長者川	左・右岸各 2,600m	

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和6年度修正)

備考：「水位情報周知河川」とは、平成17年の水防法の改正によって設けられた河川防災対策上分けられた河川種類の1つで、洪水により国民経済の上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川で、特別警戒水位を定め、水位の観測は行っているものの流域の面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川。

<資料2-3-② 県管理河川等重要水防区域>

	級種別	河川名	危険箇所地先名
一般河川	二級	岩井川	南房総市久枝
〃	〃	平久里川	南房総市下堀・水汲戸
〃	〃	山名川	南房総市御庄・中
〃	〃	瀬戸川	南房総市千倉町川合・瀬戸
〃	〃	丸山川	南房総市岩糸・西原・杳見
〃	〃	温石川	南房総市岩糸
〃	〃	三原川	南房総市和田町中三原

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和6年度修正)

＜資料 2－3－③ 水位観測地点＞

水系	観測地点名	所在地
岩井川	岩井川	南房総市久枝 421-1
平久里川	三芳	南房総市下堀 75
汐入川	菱沼橋	館山市長須賀 236-3
瀬戸川	瀬戸川	南房総市千倉町瀬戸 362-3
丸山川	古川	南房総市岩糸 2536
三原川	三原川	南房総市和田町小川 335-2

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和 6 年度修正)

＜資料 2－3－④ 雨量観測地点＞

観測地点名	所在地
安房土木事務所	館山市北条 402-1
荒川	南房総市荒川櫛形 871
三芳	南房総市下堀 75
白浜	南房総市白浜町白浜 7835
瀬戸川	南房総市千倉町瀬戸字鳥ノ川 362-3
丸山	南房総市珠師ヶ谷 1289
平久里	南房総市平久里中 1350-1
和田	南房総市和田町仁我浦 243

出典：千葉県地域防災計画資料編(令和 6 年度修正)

＜資料 2－3－⑤ 防災重点ため池＞

平成 30 年 7 月西日本豪雨によって多くのため池が決壊等の被害を受けたことを踏まえて、令和 3 年 3 月に市内 56 箇所の農業用ため池が防災重点ため池として指定された。

防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を指す。

地区	ため池数
富浦地区	5 箇所
富山地区	7 箇所
三芳地区	6 箇所
白浜地区	9 箇所
千倉地区	20 箇所
丸山地区	6 箇所
和田地区	3 箇所
合計	56 箇所

資料：庁内資料（令和 3 年 3 月 11 日）

備考：防災重点ため池の具体的名称等については、「12. 防災重点農業用ため池」に記載。

2-4 風害予防対策

＜資料2-4-① 主な防災気象情報の種類＞

防災気象情報	概 要
注意報	レベル2大雨、レベル2土砂災害、レベル2高潮、強風、風雪、大雪、波浪、雷、濃霧、乾燥等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
警報	レベル3大雨、レベル3土砂災害、レベル3高潮、暴風、暴風雪、大雪、波浪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
危険警報	レベル4大雨、レベル4土砂災害、レベル4高潮によって、重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報。
特別警報	レベル5大雨、レベル5土砂災害、レベル5高潮、暴風、暴風雪、大雪、波浪が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
予告的な気象情報	- 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 - 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
竜巻注意情報	- 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。 - 実際に危険度が高まっている場所については気象庁のホームページ「レーダーナウキャスト」で閲覧可能。 - 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間。
気象解説情報（線状降水帯半日前予測）	線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から呼びかける。
気象防災速報（線状降水帯直前予測）	線状降水帯直前予測は、線状降水帯が発生する危険性が高まった際に発生 of 2～3時間前を目標に発表される。この情報が発表された際には、今後の避難情報等に留意し、速やかに適切な防災行動をとる。
気象防災速報（線状降水帯発生）	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って発表される。この情報は警報などの警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。
気象防災速報（記録的短時間大雨）	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したりしたときに発表する。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、雨量基準を満たし、かつ、大雨時の災害に関する警報発表中に、キキクルの「危険」（紫）が出現している場合に発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記し、雨量基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね県予報区ごとに発表する。

＜資料 2－4－② 市内防風林の現況＞

所 管 等	面 積
民 有 林	29.2ha
国 有 林	5.1ha
合 計	34.3ha

＜資料 2－4－③ 防風林の防風効果＞

防風林からの距離	10 倍	15 倍	20 倍	25 倍	30 倍
密閉度 約 30%	75	85	90	95	100
50%	25	50	60	75	100
100%	65	80	85	95	100

備考：防風林からの距離は樹高倍数、表中の数字は防風林からの距離が30倍の地点における値に対する比である。

＜資料 2－4－④ 防風林の効果範囲＞

種 類	効 果 範 囲	備 考
国有保安林	13 倍～15 倍	樹高 12m、林の幅 72m、クロマツ
耕地防風林	10 倍	樹高 4m 2 列植
耕地防風林	20 倍	樹高 7m 3 列植
うつぎ防風林	20 倍	樹高 1.8m
ヤマダチ・ヤギの植列	12 倍～15 倍	樹高 4m
カラマツ防風林	20 倍以上	樹高約 9m

＜資料 2－4－⑤ 災害時優先電話番号＞

No.	施設名	災害時優先電話番号	設置場所
1	市役所本庁	0470-33-1029	消防防災課
2		0470-33-1116	消防防災課
3	富山地域センター	0470-57-2512	地域センター
4		0470-57-2513	地域センター
5	三芳分庁	0470-36-1157	社会福祉課
6		0470-36-1158	社会福祉課
7	白浜地域センター	0470-38-3133	地域センター
8		0470-38-3463	地域センター
9	朝夷行政センター	0470-44-5431	行政センター
10	丸山地域センター	0470-46-3494	地域センター
11	和田地域センター	0470-47-3111	地域センター

令和 8 年 3 月 31 日現在

2-5 浸水想定区域等の要配慮者利用施設

① 平久里川洪水浸水想定区域内の施設

所施設名	所在地	備考
富山国保病院	平久里中 1410-1	
特別養護老人ホーム「伏姫の郷」	平久里下 1129-2	

② その他河川洪水浸水想定区域内の施設

所施設名	所在地	備考
小規模特別養護老人ホーム 「夕風の郷」	久枝 257	岩井川
まるあんホーム（ひなたホームズ）	安馬谷 2262-44	丸山川
特別養護老人ホーム 花の里	和田町松田 808	温石川
デイサービスセンター花の里	和田町松田 808	温石川
グループホーム安房穂	和田町黒岩 9-1	三原川
サービス付き高齢者向け住宅 南房総里見	和田町黒岩 9-1	三原川

③ 土砂災害警戒区域内の施設（急傾斜・土石流）

所施設名	所在地	備考
こどもの森	白浜町白浜 2224	
白浜幼稚園	白浜町白浜 3061	
白浜小学校	白浜町白浜 3061	
白浜東部保育園	白浜町白浜 7098	
白浜体育館	白浜町滝口 5580-57	
グループホームなぎホーム白浜	白浜町根本 1736-2	
グループホーム なぎ白浜の家	白浜町根本 1736-7	
ショートステイリブテラス丸山	珠師ヶ谷 542	
すくすくハウス	和田町仁我浦 13-1	
中原病院	和田町仁我浦 19-1	病院
間宮医院	和田町仁我浦 123	診療所（無床）

3. 南房総市の防災動員体制

3-1 南房総市の防災動員基準(災害対策本部設置前の第1・第2配備基準)

南房総市における防災時の配備基準は、「第1配備」から「第5配備」までの5段階によって構成され、「第3配備」以上については、災害対策本部を配置し、所属課等によっては全職員が招集される。災害対策本部設置前の「第1配備」及び「第2配備」の概要は下表のとおりである。

配備種別		配備基準
第1配備	風水害等	・次の注意報の1以上が南房総市に発表されるか、災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。 □レベル2大雨注意報 □レベル2高潮注意報 □レベル2土砂災害注意報 □気象解説情報（線状降水帯半日前予測）
	震災	【自動配備】 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「津波注意報」を発表したとき。 ○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度4以下を記録し、被害が生じた場合で、市長が必要と認めたとき。
第2配備	風水害等	・次の警報の1以上が南房総市に発表された場合、災害の発生が予想される場合等で、市長が必要と認めたとき。 □レベル3大雨警報 □暴風警報（陸上） □レベル3土砂災害警報 □レベル3高潮警報 □気象防災速報（線状降水帯直前予測）
	震災	○災害の状況を鑑み、市長が第1配備の体制を強化する必要があると認めたとき。

なお、配備内容については、「第1配備」については、消防機関協力のもとに、災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、「第2配備」については、「第1配備」を強化するとともに、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

3-2 「第1配備」「第2配備」の役割と内容

第2配備までの状況に関する内容は、「警報の発令」及び「津波注意報（第1配備）」の発生のほか、「市長が必要と認めたとき」となっている。

このような条件下では、一般には大規模災害の発生にいたるものではなく、警戒・準備態勢として位置づけられ、必要な活動は次のようなものとなる。

- ①注意報・警報等に関する情報の収集と評価
- ②被災している場合の、被災状況の把握と連絡及びその対応
- ③住民問い合わせ等への対応
- ④必要に応じ防災関係機関等への連絡・調整
- ⑤要配慮者・施設への対応
- ⑥大規模災害(対策本部の設置)への準備
 - ア．連絡・調整活動の準備
 - イ．対策本部の設営準備
 - ウ．住民及び関係機関への連絡
 - エ．必要に応じ避難所等の準備

なお、以上のような活動が全て必要というものではなく、状況に応じて適宜判断していくということになる。また、以上の対応を円滑及び的確に実行する体制の確立が必要とされる。

3-3 本庁での配備別活動内容

第1配備	第2配備
①「注意報等」に関する情報の収集・評価 ②地域センター等との相互情報交換 ③被害情報の収集と関係機関との情報交換・調整 ④市民等への対応	①「警報等」に関する情報の収集・評価 ②地域センター等との相互情報交換 ③被害情報の収集と関係機関との情報交換・調整 ④市民等への対応 ⑤要配慮者への対応 ⑥「対策本部」設置の準備 ⑦避難所の開設準備及び開設

「第1配備」においては、情報の収集・連絡が主な活動であり、「第2配備」は、「第1配備」の活動に加えて、配備段階の上移行への準備と被害発生時の対応が中心となる。

また、本庁は災害対応の中心機能であり、第3配備以降については災害対策本部の設置と対応諸活動の中核となる。以上の観点から基本的な活動内容は、「第1配備」については、「全般的な情報収集と連絡・調整」、「各地域センター等との連絡調整」、「市民対応」と考えられる。また、「第2配備」については、「第1配備」の活動内容の強化に加えて、「市民及び要配慮者の対応」、さらに状況が悪化する場合を想定した「対策本部設置の準備」となる。なお、次表に示す対応人員は、基本形であり状況に応じ増減する。

表一本庁における配置を要する部署及び人員

第 1 配備		第 2 配備	
活動内容	対応部署(課)	活動内容	対応部署(部等)
活動の総括・調整	消防防災課(1)	活動の総括・調整及び対策本部設置準備	総務部(1) 市民生活部(1) 建設環境部(1) 農林水産部(1) 消防防災課(1)
情報の収集と防災関係機関との連絡調整	消防防災課(2)	情報の収集と防災関係機関との連絡調整	総務部(1) 建設環境部(2) 農林水産部(1) 消防防災課(2)
地域センター等との連絡・調整	消防防災課(1)	地域センター等との連絡・調整	市民生活部(1) 消防防災課(1)
市民等への対応	消防防災課(2)	市民・要配慮者等への対応	総務部(2) 保健福祉部(4) 商工観光部(2) 消防防災課(2)
		避難所開設準備等	市民生活部(1) 教育委員会(2)
		被害発生時の対応	建設環境部(2)
合計人員数	6 名	合計人員数	28 名

3-4 地域センターでの配備別活動内容

第 1 配備	第 2 配備
①「注意報等」に関する情報の収集・評価 ②本庁との相互情報交換 ③被害情報の収集と関係機関との情報交換・調整 ④市民等への対応 ⑤必要に応じて、地域センター管轄区域の巡回	①「警報等」に関する情報の収集・評価 ②本庁との相互情報交換 ③被害情報の収集と関係機関との情報交換・調整 ④市民等への対応 ⑤要配慮者への対応 ⑥必要に応じて、地域センター管轄区域の巡回 ⑦避難所の開設準備及び開設

地域センターの管轄区域の人口・面積及び状況などによって配置人員が異なることが考えられるが、次表に基本形の配置人員を示す。

表一各地域センターにおける配置を要する部署及び人員

第 1 配備		第 2 配備	
活動内容	対応部署	活動内容	対応部署
活動の総括・調整、本庁との連絡・調整	各地域センター(2)	活動の総括・調整、本庁との連絡・調整	各地域センター(3)
情報の収集と防災関係機関との連絡調整		情報の収集と防災関係機関との連絡調整	
避難所開設準備等		避難所開設準備等	
必要に応じ管轄区域の巡回		市民・要配慮者等への対応	
市民等への対応		市民等への対応	
		必要に応じ管轄区域の巡回	
		避難所開設	避難所開設班(必要人員数)

3-5 配備基準

〔地震・津波〕

配備体制		配 備 基 準	配 備 内 容	配備職員
警戒 配備 体制	第1 配備	【自動配備】 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「津波注意報」を発表したとき。	・災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制。 ・消防機関協力のもとに災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ・その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。	・南房総市防災動員体制による
	第2 配備	○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度4以下を記録し、被害が生じた場合で、市長が必要と認めたとき。	・情報の収集及び伝達、危険箇所の巡回、被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制。 ・第1配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 ・その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。	・南房総市防災動員体制による
災害 対策 本部 体制	第3 配備	【自動配備】 ○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度5弱を記録したとき。 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「津波警報」を発表したとき。 ○地震又は津波による局地災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。	・情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。 ・その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。	・南房総市防災動員体制による
	第4 配備	【自動配備】 ○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度5強を記録したとき。 ○地震又は津波により大規模な災害が発生した場合。 ○津波により市内全域で大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。	・第3配備体制を強化し、対処する体制とし、その所要人員は所管業務等を勘案して、あらかじめ各部署等において定める。また、状況に応じ本部の指示に基づき所属班員を登庁させることとする。	・南房総市防災動員体制による
	第5 配備	【自動配備】 ○南房総市に設置してある震度計又は、館山に設置してある気象庁の震度計が震度6弱以上を記録したとき。 ○気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房に「大津波警報」を発表したとき。 ○市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	・市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は所属職員全員とする。	・南房総市防災動員体制による

〔風水害〕

配備体制		配 備 基 準	配 備 内 容	配備職員
警戒 配備 体制	第 1 配備	- 次の注意報等の 1 以上が南房総市に発表された場合、災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。 (1) レベル 2 大雨注意報 (2) レベル 2 土砂災害注意報 (3) レベル 2 高潮注意報 (4) 気象解説情報(線状降水帯半日前予測)	- 災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制。 - 消防機関協力のもとに災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 - その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 - 高齢者等避難、及び自主避難者等の避難に備え、避難者用のスペース確保及び初期対応を行う。	南房総市防災動員体制による
	第 2 配備	- 次の警報等の 1 以上が南房総市に発表された場合、災害の発生が予想される場合等で、市長が必要と認めたとき。 (1) レベル 3 大雨警報 (2) レベル 3 土砂災害警報 (3) レベル 3 高潮警報 (4) 暴風警報(陸上) (5) 気象防災速報(線状降水帯直前予測)	- 情報の収集及び伝達、危険箇所の巡回、被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制。 - 第 1 配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 - その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。	南房総市防災動員体制による
災害 対策 本部 体制	第 3 配備	- 局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。 (1) レベル 4 大雨危険警報 (2) レベル 4 土砂災害危険警報 (3) レベル 4 高潮危険警報 (4) 気象防災速報(線状降水帯発生) (5) 気象防災速報(記録的短時間大雨)	- 情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。 - その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。	南房総市防災動員体制による
	第 4 配備	大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。	- 第 3 配備体制を強化し、対処する体制とする。 - その所要人員は所管業務等を勘案し、あらかじめ定めた配備体制による。 - 状況に応じ本部の指示に基づき所属班員を登庁させることとする。	南房総市防災動員体制による
	第 5 配備	- 次の特別警報の 1 以上が南房総市に発表されるか、市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。 (1) レベル 5 大雨特別警報 (2) レベル 5 土砂災害特別警報 (3) レベル 5 高潮特別警報 (4) 暴風特別警報 (5) 波浪特別警報	市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は所属職員全員とする。	南房総市防災動員体制による

※天候により、注意報及び警報が発表されない場合でも、配備体制を行うことがある。

表一市災害対策本部の組織構成図

救援班經由

現地対策本部

（とみうら元氣倶楽部所長）
（センター所長）
現地対策本部長

本部会議	本部長	市長	
	副本部長	副市長、教育長	
	本部長	総務部長、保健福祉部長、市民生活部長、農林水産部長、 商工観光部長、建設環境部長、教育次長、会計管理者、議会事務局長、 富山国保病院事務長、（消防団 団長、副団長）	
	対応活動部名	対応活動班名	対応担当部局
	統括部 部長：市民生活部長 副部長：総務部長	本部班 班 長：消防防災課長 副班長：秘書広報室長 副班長：消防防災課長補佐	市民生活部／消防防災課 総務部／秘書広報室
連絡調整班 班 長：総務課長 副班長：企画政策課長		総務部／総務課・企画政策課	
管財渉外班 班 長：財政課長 副班長：財政課長補佐 副班長：業革情報室長		総務部／財政課・業革情報室	
救援班 班 長：市民課長 副班長：保険年金課長		市民生活部／市民課・保険年金課 監査委員事務局	
税務・会計班 班 長：会計管理者 副班長：税務課長		市民生活部／税務課 会計課	
福祉・医療部 部長：保健福祉部長 副部長：富山国保病院 事務長	福祉班 班 長：社会福祉課長 副班長：社会福祉課補佐	保健福祉部／社会福祉課	
	衛生・医療班 班 長：健康推進課長 副班長：高齢者支援課長	保健福祉部／健康推進課・高齢者 支援課	
産業・商工部 部長：農林水産部長 副部長：商工観光部長	産業班 班 長：農林水産課長 副班長：地域資源再生課長	農林水産部／農林水産課・地域資 源再生課 農業委員会事務局	
	商工班 班 長：商工課長 副班長：観光プロモーション課長	商工観光部／商工課・観光プロモ ーション課	
施設・環境部 部長：建設環境部長	施設班 班 長：建設課長 副班長：建設課長補佐	建設環境部／建設課	
	環境班 班 長：環境保全課長 副班長：環境保全課長補佐	建設環境部／環境保全課	
文教部 部長：教育次長 副部長：参事	教育班 班 長：教育総務課長 副班長：子ども教育課長 副班長：生涯学習課長 副班長：学校再編整備課長	教育委員会／教育総務課・子ども 教育課・生涯学習課・学校再編整 備課	
議会部 部長：議会事務局長	議会班 班 長：議会事務局長補佐	議会事務局	

3-6 災害対策本部対応活動部・班の主な活動

< 3-6-① 災害対策本部対応活動部・班の主な活動 >

部 班 名		主 な 活 動 内 容
統 括 部	本部班	① 市災害対策本部に関すること。 ② 市消防団との連絡、活動に関すること。 ③ 災害関係情報の整理・統制に関すること。 ④ 災害救助法の手続き・調整に関すること。 ⑤ 住民への避難指示等に関すること。 ⑥ 行方不明者の捜索に関すること。 ⑦ 国、県災害対策本部との調整に関すること。 ⑧ 広報全般に関すること。 ⑨ 安否情報の提供に関すること。 ⑩ 防災行政無線の運用に関すること。 ⑪ 報道機関に対する要請・発表に関すること。
	連絡調整班	① 被害情報の収集・分析に関すること。 ② 対応活動部・班の調整に関すること。 ③ 現地対策本部の応援に関すること。 ④ 国・県への要望、要請等に関すること。 ⑤ 自衛隊派遣要請に関すること。 ⑥ 関係機関相互の連携に関すること。 ・ 県への連絡、報告及び連携 ・ 指定行政機関、指定地方行政機関への措置要請 ・ 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 ⑦ 安房郡市消防本部との連絡、調整に関すること(危険物の安全確保に関する取りまとめを含む)。 ⑧ 他自治体の救援の協力に関すること。 ⑨ 災害関係予算に関すること。 ⑩ 災害の記録及び活動記録に関すること。 ⑪ 視察者の対応に関すること。
	管財渉外班	① 情報通信網の確保に関すること。 ② 車両の確保及び運用に関すること。 ③ 緊急通行車両証明書の届出に関すること ④ 燃料の確保に関すること。 ⑤ 電気の復旧対策に関すること。 ⑥ 通信の復旧対策に関すること。 ⑦ 市有財産の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
	救援班	① 避難施設の決定に関すること。 ② 避難施設の運営に関すること。 ③ 避難路の決定に関すること。 ④ 住民の避難の誘導と実行に関すること。 ⑤ 避難者の収容・世話に関すること。

福祉・医療部		⑥ 人的被害調査と被災者の名簿作成に関すること。 ⑦ 被災者の収容に関すること。 ⑧ 緊急物資の受け入れ、仕分け・保管に関すること。 ⑨ 救援物資の配分に関すること。 ⑩ 食料、生活用品の配分に関すること。 ⑪ 避難者等への炊出しに関すること。 ⑫ 医療費負担の減免に関すること。 ⑬ 行政区との連絡・調整に関すること。 ⑭ 住民の相談窓口の設置と相談に関すること。 ⑮ 被災外国人の生活支援等に関すること。 ⑯ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。
	税務・会計班	① 市税の徴収猶予等に関すること。 ② 災害資金の出納に関すること。 ③ 義援金の受け入れ及び保管に関すること。 ④ 被害家屋(土地)及び居住者の調査・把握に関すること。 ⑤ 被災証明書の発行に関すること。
	福祉班	① 災害ボランティアセンターの委託運営に関すること。(運営主体：社会福祉協議会) ② その他社会福祉協議会との連絡・調整に関すること。 ③ 福祉施設の被害状況の情報収集に関すること。 ④ 避難行動要支援者世帯の避難状況の情報収集に関すること。 ⑤ 身元不明者の埋葬に関すること。 ⑥ 福祉関係機関との連絡・調整に関すること。 ⑦ 災害弔慰金等の支給等に関すること。 ⑧ 災害援護資金の融資等に関すること。
	衛生・医療班	① 被災地における感染症発生予防に関すること。 ② 防疫活動に必要な情報の収集及び対策に関すること。 ③ 衛生用品の確保と供給に関すること。 ④ 感染症患者の収容・消毒に関すること。 ⑤ 避難住民の健康管理に関すること。 ⑥ 食品の衛生管理に関すること。 ⑦ 医療救護班の編成、派遣に関すること(救護所の設置等)。 ⑧ 医療・助産に関すること。 ⑨ 医薬品(防疫用含む)等の確保、供給に関すること。 ⑩ 医療施設の被害把握に関すること。 ⑪ 市内医療機関への要請及び医療に関すること。 ⑫ 母子福祉避難所開設に関すること ⑬ 要配慮者の安否確認及び支援に関すること
産業・商工部	産業班	① 漁港施設及び海岸施設の被害調査に関すること。 ② 農林地、農林施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ③ 農林水産物の被害調査に関すること。 ④ 漁港施設の応急復旧に関すること。 ⑤ 被災した農林漁業者への融資に関すること。

施設・環境部		⑥ 家畜・家きんに関すること。 ⑦ 農林業団体、漁業団体との連絡に関すること。 ⑧ 食料・飲料水等の調達に関すること。 ⑨ 生活物資の調達に関すること。 ⑩ 物資集積地（生活必需品等）の選定及び管理に関すること。
	商工班	① 商工団体との連絡調整に関すること。 ② 民間施設の被害状況の把握に関すること。 ③ 商工業施設の応急復旧及び融資に関すること。 ④ 中小企業の融資に関すること。 ⑤ 観光施設・道の駅の被害状況の調査に関すること。 ⑥ 緊急物資の輸送に関すること。 ⑦ 運送業者との連絡調整に関すること。 ⑧ 輸送手段の調整に関すること。 ⑨ 公園の管理に関すること。 ⑩ 観光客等帰宅困難者の対応に関すること
	施設班	① 道路、河川、橋梁等の被害調査及び復旧に関すること。 ② 海岸・河川・堤防、その他危険地域の警戒及び応急措置に関すること。 ③ 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ④ 住家の被害程度調査及び被害住宅の応急措置に関すること。 ⑤ 緊急輸送道路等の啓開に関すること。 ⑥ 応急仮設住宅の設置に関すること。 ⑦ 避難所の応急施設整備に関すること。 ⑧ 建設業者との連絡調整に関すること。 ⑨ 水防法に係る措置に関すること。
	環境班	① 死体の火葬に関すること。 ② 家庭動物等の保護の調整に関すること。 ③ 災害廃棄物の処理に関すること。 ④ ごみ・し尿の非常処理に関すること。 ⑤ 生活排水施設の被害把握・応急復旧に関すること。 ⑥ 安房郡市水道部との連絡、調整に関すること。 ⑦ その他、環境保全に関すること。

資 料 編

文 教 部	教育班	① 市立学校の被害状況の調査に関すること。 ② 市立学校施設の応急復旧に関すること。 ③ 応急教育に関すること。 ④ 被災した児童生徒の学校等納付金の減免に関すること。 ⑤ 学校教育全般に関すること。 ⑥ 学校職員の動員に関すること。 ⑦ 学校の避難所使用・避難所運営に関すること。 ⑧ 県教育委員会との連絡及び指導に関すること。 ⑨ 児童生徒の安全確保及び保健衛生に関すること。 ⑩ 学用品確保、調達及び支給に関すること。 ⑪ 文化財の保護に関すること。 ⑫ 社会教育施設及び社会体育施設の災害状況の把握及び応急対策に関すること。 ⑬ 社会教育施設及び社会体育施設の避難所使用に関すること。
議 会 部	議会班	① 議会に関すること。
現 地 対 策 本 部	被害調査班 避難所運営班	① 被害状況（主に、人的・住家・公共施設）の調査把握に関すること。 ② 住民の避難誘導、避難施設の開設に関すること。 ③ 自主防災組織や消防支団との連携、調整に関すること。 ④ 災害及び住民等の安否情報の提供に関すること。 ⑤ その他、災害応急活動に必要とされるもの

＜資料３－６－② 被災世帯の算定＞

	被災状況	世帯算定
1	住家が全壊、全焼、流失した世帯	1世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
3	住家が床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住することができない状態になった世帯	3世帯で1世帯とみなす

＜資料３－６－③ 災害救助法の適用となる救助項目と期間＞

救助の種類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から20日以内に着工
炊き出し、その他による食品の供与	7日以内
飲料水等の供給	7日以内
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の貸与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内
実費弁償	救助の実施が認められる期間内

4. 情報収集・伝達体制

4-1 津波警報等

<資料 4-1-① 〔参考—津波警報、注意報の種類と取るべき行動〕>

	予想される津波の高さ		とるべき行動	避難の範囲
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m 超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	お住まいの市町村の津波ハザードマップ等で、浸水が想定される区域を確認しておきましょう。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！	また、津波の規模は様々であり、実際には浸水想定を上回る津波が襲ってくることもあるので、最大限の避難を心がけましょう。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	

地震発生後、予想される津波の高さが 20cm 未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、津波予報（若干の海面変動）を発表します。

出典) 気象庁 H P

＜資料４－１－② 気象予報の種類、発表される津波の高さ、
想定される被害と取るべき行動＞

予報の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	・木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 ・海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 ・海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

出典)気象庁HP

注)1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

2 0.2m未満の海面変動が予想されたときには、「高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨を発表する。

3 津波注意報解除後も海面変動が継続するときは、「津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である」旨を発表する。

4 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。

5 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

6 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

4-2 気象警報等

＜資料4-2-① 気象警報等の種類＞

	大雨	土砂災害	高潮	強風	波浪
注意報 (災害が起こるおそれ)	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	強風 注意報	波浪 注意報
警報 (重大な災害が起こるおそれ)	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	暴風 警報	波浪 警報
危険警報 (重大な災害が起こるおそれが大 きい危険な状況)	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	—	—
特別警報 (予想される現象が特に異常であ り、重大な災害の起こるおそれ)	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	暴風 特別警報	波浪 特別警報

出典) 気象庁HP

＜資料4-2-② 気象予報区＞

府県予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
千葉県 (銚子地方気象台)	南部	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
		夷隅・安房	南房総市、館山市、鴨川市、勝浦市、いすみ市、鋸南町、大多喜町、御宿町

出典) 気象庁HP

＜資料4-2-③ (エ) 水防活動用気象警報等の取扱い＞

水防活動用気象警報等	代用する気象警報等
水防活動用気象注意報	レベル2 大雨注意報
水防活動用気象警報	レベル5 大雨特別警報 レベル4 大雨危険警報 レベル3 大雨警報
水防活動用津波注意報	津 波 注 意 報
水防活動用津波警報	大 津 波 警 報 津 波 警 報
水防活動用高潮注意報	レベル2 高潮注意報
水防活動用高潮警報	レベル3 高潮警報 レベル4 高潮危険警報 レベル5 高潮特別警報

4-3 気象警報等実施基準

<資料4-3-① 銚子地方気象台で発表する注意報の基準(南房総市)>

注意報名	発 表 基 準	
レベル2大雨	表面雨量指数基準 流域雨量指数基準 複合基準*1	レベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合*2
レベル2 土砂災害	60分雨量及び土壌 雨量指数基準	レベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合*2
レベル2 高潮	水位(高潮予報区間 に限る)又は潮位	レベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)*2
強 風	強風によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上13m/S、海上15m/S	
風 雪	風雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上13m/S、海上15m/S(雪を伴う)	
大 雪	大雪により、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・12時間の降雪の深さが5cm	
波 浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・有義波高が2.5m	
雷	落雷等により被害が予想される場合。	
濃 霧	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 ・視程が、陸上100m、又は海上500m以下	
乾 燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 ・最小湿度30%で、実効湿度60%	
低 温	夏期に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。	
霜	晩霜期に最低気温3度以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合。	

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気象庁HP「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表(千葉県)別紙」参照

<資料4-3-② 銚子地方気象台で発表する警報の基準(南房総市)>

警 報 名	発 表 基 準	
レベル3大雨	表面雨量指数基準 流域雨量指数基準 複合基準*1	レベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合*2

レベル3 土砂災害	60分雨量及び土壌 雨量指数基準	レベル4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）＊2
レベル3 高潮	水位（高潮予報区間 に限る）又は潮位	レベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表）＊2
暴 風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上 20m/S、海上 25m/S	
暴 風 雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上 20m/S、海上 25m/S（雪を伴う）	
大 雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・12時間の降雪の深さが、10 cm以上	
波 浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・有義波高が、6.0m以上	

＊1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

＊2 気象庁 HP「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（千葉県）別紙」参照

< 資料 4－3－③ 銚子地方气象台で発表する危険警報の基準（南房総市） >

危険警報名	発 表 基 準	
レベル4 大雨	表面雨量指数基準	対象格子においてレベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合＊2
	流域雨量指数基準	対象河川の格子においてレベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合＊2
レベル4 土砂災害	60分雨量及び土壌 雨量指数基準	レベル4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）＊2
レベル4 高潮	水位（高潮予報区間 に限る）又は潮位	レベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表）＊2

< 資料 4－3－④ 銚子地方气象台で発表する特別警報の基準（南房総市） >

特別警報名	発 表 基 準	
レベル5 大雨	表面雨量指数基準	レベル5 大雨特別警報の基準値以上となる1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合＊2
	流域雨量指数基準	レベル5 大雨特別警報の基準値以上となる1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合＊2
レベル5 土砂災害	60分雨量及び土壌 雨量指数基準	基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合＊2
レベル5 高潮	水位（高潮予報区間 に限る）又は潮位	レベル5 高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合＊2

暴 風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合
波 浪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

4-4 県への報告すべき災害の状況

別表 1 「報告一覧」

報告の種別		報 告 の 内 容	報告時期
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	1 覚知後直ちに 2 第 1 報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話・FAX 及び端末入力]
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設などの全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難状況	1 原則として 1 日 2 回 10 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで 2 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX 及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10 日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後 10 日以内 [端末入力及び文書]
	年 報	4 月 1 日現在で明らかになった 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告	4 月 20 日まで [端末入力及び文書]
	部門別被害額 総 括 報 告	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後 10 日以内 [文書等]

災害詳細報告	(市) 災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告 (部門担当) 農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込み等について、定時に報告	1 原則として1日2回 10時・15時現在で状況を指定時刻まで 2 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX 及び端末入力]

別表2 被害認定基準

1/3

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要があるもののうち1月未満の治療を要する見込みの者とする。
住家被害	共通	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも

		のとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共 通	住家以外の建築物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。
	公 共 建 物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
そ の 他 被 害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第 1 条 1 項に規定する病院(患者 20 人以上の収容施設を有するもの。)とする。
	道 路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

2/3

被 害 区 分		認 定 基 準
そ の 他 の 被 害	港 湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 条)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海 岸	海岸法(昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地 滑 り	地すべり等防止法(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号)第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック堀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。

資 料 編

田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
畑の流失・埋没 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

3/3

被 害 区 分		認 定 基 準
被 害 金 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設、福祉施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産施設をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産施設をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産施設をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産施設をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

4-5 国、県への連絡方法

＜資料 4-5-① 総務省消防庁＞

区分	報 告 先
勤務時間内 (防災情報室)	(1) 県防災行政無線 ・ 電 話 048-500-90-7527(衛星系) ・ F A X 048-500-90-7537(衛星系) (2) 一般加入電話 ・ 電 話 03-5253-7527 ・ F A X 03-5253-7537
勤務時間外 (宿 直 室)	(1) 県防災行政無線 ・ 電 話 048-500-90-49102(衛星系) ・ F A X 048-500-90-49036(衛星系) (2) 一般加入電話 ・ 電 話 03-5253-7777 ・ F A X 03-5253-7553

<資料 4-5-② 千葉県庁>

区 分	報 告 先
勤務時間内	防災対策課 災害対策室 (1) 県防災行政無線 ・電 話 500-7320(地上系)、012-500-7320(衛星系) ・F A X 500-7298(地上系)、012-500-7298(衛星系) (2) 一般加入電話 ・電 話 043-223-2175 ・F A X 043-222-1127
勤務時間外	防災対策課 情報通信管理室 (1) 防災行政無線 ・電 話 500-7225(地上系)、012-500-7225(衛星系) ・F A X 500-7110(地上系)、012-500-7110(衛星系) (2) 一般加入電話 ・電 話 043-223-2178 ・F A X 043-222-5219

<資料 4-5-③ 安房地域振興事務所>

区 分	種 類	番 号
一般加入電話	電 話	0470-22-7111
	F A X	0470-22-0074
県防災行政無線	電 話	509-721・723
	F A X	509-722

5. 関係機関の連絡先等

5-1 行政機関、消防、警察の担当部署及び連絡先

①国(総務省消防庁)

<資料 5-1-① 総務省消防庁>

区 分		平日(9:30~18:30) (消防庁広域応援室) kinentai@soumu.go.jp	左 記 以 外 (消防庁宿直室)
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	120-90-49013	120-90-49102
	F A X	120-90-49033	120-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	048-500-90-49013	048-500-90-49102
	F A X	048-500-90-49033	048-500-90-49036

②千葉県

<資料 5-1-② 千葉県>

名 称	担当部署名	所 在 地	電話番号	FAX 番号	備 考
千葉県防災危機管理部	災害対策室 (夜間)	千葉市中央区 市場町 1-1	043-223-2175	043-222-1127	

資 料 編

	防災対策課	Email:bousai@nz.pref.chiba.lg.jp	043-223-2178	043-222-5219	
千葉県西部防災センター		松戸市松戸 558-3	047-331-5511	047-331-5522	防災用資機材の備蓄等
安房地域振興事務所	地域防災課	館山市北条 402-1	0470-22-7111	0470-22-0074	
安房健康福祉センター	総務企画課	館山市北条 1093-1	0470-22-4511	0470-23-6694	
鴨川地域保健センター		鴨川市横渚 1457-1	04-7092-4511	04-7093-0794	
安房農業事務所	総務課	館山市北条 402-1	0470-22-8641	0470-23-1954	
南部漁港事務所	総務課	館山市北条 402-1	0470-23-4751	0470-23-4753	
安房土木事務所	総務課	館山市北条 402-1	0470-22-4341	0470-23-8349	
安房土木事務所鴨川出張所		鴨川市広場 820	04-7092-1107	04-7093-2190	
救急医療センター	事務局	千葉市美浜区磯辺 3-32-1	043-279-2211	043-279-0193	
教育庁南房総教育事務所	総務課	木更津市貝渚 3-13-34	0438-25-1311	0438-22-4302	
安房分室		館山市北条 402-3	0470-22-3876	0470-23-5999	

③近隣の市町

＜資料５－１－③ 近隣の市町＞

市 町 名	担当部署名	所 在 地	電話番号	FAX 番号
館 山 市	危機管理課	館山市北条 1145-1	0470-22-3442	0470-22-8901
木更津市	危機管理課	木更津市潮見 1-1	0438-23-7094	0438-25-1351
鴨 川 市	危機管理課	鴨川市横渚 1450	04-7093-7833	04-7093-7851
君 津 市	危機管理課	君津市久保 2-13-1	0439-56-1290	0439-56-1404
富 津 市	防災安全課	富津市下飯野 2443	0439-80-1266	0439-80-1350
袖ヶ浦市	防災安全課	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438-62-2119	0438-62-5916
鋸 南 町	総務企画課	鋸南町下佐久間 3458	0470-55-4801	0470-55-1342

５－２ 指定地方行政機関等の担当部署及び連絡先

① 指定地方行政機関

＜資料５－２－① 指定地方行政機関の担当部署、連絡先＞

名 称	担当部署	所 在 地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	機動通信課	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	総務課	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室 総括チーム	千葉市中央区本千葉町 10-18	043-224-5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	企画調整室 総務グループ	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	043-242-4656
関東地方整備局 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	防災情報課 総務課	千葉市稲毛区天台 5-27-1 千葉市中央区中央港 1-11-2	043-285-0343 043-243-9172
関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
千葉海上保安部	警備救難課	千葉市中央区中央港 1-12-2	043-242-7238

② 指定公共機関

＜資料５－２－② 指定公共機関の担当部署、連絡先＞

名 称	担当課名	所 在 地	電話番号	FAX 番号
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531	
日本放送協会 千葉放送局	総務・地域部	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0507	
日本郵便株式会社 千葉中央郵便局	業務企画室	千葉市中央区中央港 1-14- 1	043-246-0083	
NTT東日本(株) 千葉事業部	災害対策室	千葉市中央区富士見 1- 12-17 ネットイット千葉ビル5階	043-445-8900	
(株)NTTドコモ千葉支店	ネットワーク部	千葉市中央区千葉港 7-5	043-301-0612	
NTTドコモビルジネット(株)	危機管理室	東京都千代田区大手町 2- 3-4	0570-03-9909	
KDDI株式会社	特別通信対策室	京都新宿区西新宿 2-3-2	03-3347-6633	
ソフトバンク株式会社	リスク対策部	東京都港区海岸 1-9-1	03-6889-6666	
楽天モバイル株式会社	災害対応支援課	東京都世田谷区玉川 1-14-1	050-5369-7202	
東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	業務総括グループ	千葉市中央区富士見 2-9-5	043-370-2616	
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	安全企画室	千葉市中央区新千葉 1-3- 24	043-225-9136	

③ 指定地方公共機関

＜資料５－２－③ 指定地方公共機関の担当部署、連絡先＞

名 称	担当課名	所在地	電話番号	FAX 番号
房州瓦斯株式会社	供給課	館山市館山 1365	0470-22- 2251	0470-23- 3005
公益財団法人 千葉県LPガス協会	事務局	千葉市中央区中央港 1-13- 1 千葉県ガス石油会館内	043-246- 1725	043-243- 6781
一般社団法人 千葉県トラック協会	事務局	千葉市美浜区新港 212-10	043-247- 1131	043-246- 7372
一般社団法人 千葉県バス協会	事務局	千葉市美浜区新港 212-2	043-246- 8151	043-241- 0548
公益社団法人 千葉県医師会	事務局	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242- 4271	043-246- 3142
一般社団法人 千葉県歯科医師会	事務局	千葉市美浜区新港 32-17	043-241- 6471	043-248- 2977
一般社団法人 千葉県薬剤師会	事務局	千葉市中央区問屋町 9-2	043-242- 3801	043-248- 0646

資 料 編

公益社団法人 千葉県看護協会	事務局	千葉市美浜区新港 249-4	043-245- 1744	043-248- 7246
千葉テレビ放送株式会社	報道製作局報道部	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231- 3111	
株式会社ニッポン放送	総務部	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03-3287- 1111	03-3287- 7493
株式会社ベイエフエム	総務部	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351- 7878	043-351- 7827

5-3 消防、警察の担当部署及び連絡先

① 近隣及び市内の常備消防機関

<資料5-3-① 近隣及び市内の常備消防機関>

名 称		担当課名	所 在 地	電話番号	FAX番号
木更津市消防本部		警防課 指令室	木更津市潮見2-1	0438-23-9184 0438-22-0119	0438-23-9096 0438-22-0151
君津市消防本部		本署	君津市杵師3-1-25	0439-53-1902	0439-54-8960
富津市消防本部		総務課 消防署	富津市下飯野2509-1	0439-88-6402 0439-88-0119	0439-88-6500
袖ヶ浦市消防本部		総務課 指揮統制班	袖ヶ浦市福王台4-10-7	0438-64-0119	0438-62-9729
安房郡中域消防圏 事務組合消防本部		情報通信室 警防課	館山市北条686番地1	0470-22-2233 0470-22-0119	0470-22-6562
南房総 市内	富浦分遣所		南房総市富浦町多田良 1191	0470-33-3333	
	犬掛分遣所		犬掛161-1	0470-58-3119	
	白浜分署		白浜町白浜2951	0470-38-4194	
	千倉分署		千倉町牧田446	0470-44-2100	
	和田分署		和田町小川 711-2	0470-47-2200	

② 県及び近隣市町・市内の警察署等

<資料5-3-② 県及び近隣市町・市内の警察署等>

機 関 名		所 在 地	電話番号
千葉県警察本部	警備課	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
	通信指令課		
	総合当直		
木更津警察署		木更津市潮見 1-1-5	0438-22-0110
君津警察署		君津市久保 4-1-1	0439-54-0110
富津警察署		富津市海良 121-1	0439-66-0110
鴨川警察署		鴨川市横渚 1465	04-7092-0110
館山警察署		館山市北条 1090-2	0470-23-0110 FAX 0470-23-0888

南房総市内	千倉幹部交番	南房総市 千倉町瀬戸 2916	0470-44-0110
	原岡駐在所	富浦町原岡 209-1	0470-33-2064
	岩井駐在所	久枝 1046	0470-57-2041
	平群駐在所	平久里中 193-5	0470-58-0004
	三芳駐在所	明石 41-5	0470-36-2059
	白浜駐在所	白浜町白浜 783	0470-38-2237
	大川駐在所	千倉町大川 1114-3	0470-43-8696
	白子駐在所	千倉町白子 555-1	0470-44-3317
	石堂駐在所	珠師ヶ谷 1260-3	0470-46-2249
	古川駐在所	安馬谷 2030-6	0470-46-2135
	北三原駐在所	和田町黒岩 370-1	0470-47-2224
	南三原駐在所	和田町下三原 395-8	0470-47-2123
	和田駐在所	和田町柴 180-1	0470-47-2108

5-4 自衛隊の連絡先

＜資料5-4 自衛隊＞

区 分/ 駐屯地等名	部 隊 名	電話番号	内線番号	当直 内線番号	所 在 地
陸上自衛隊 下志津	高射学校企画室	043-422-0221	313 314	302	千葉市若葉区若松町 902
陸上自衛隊 木更津	第1ヘリコプター団本部	0438-23-3411	215	301	木更津市吾妻地先
海上自衛隊 館山	第21航空群司令部	0470-22-3191	213	222	館山市宮城無番地
航空自衛隊 木更津	第4補給処木更津支処 総務課	0438-41-1111	301	225	木更津市岩根 1-4-1
航空自衛隊 嶺岡山分屯 基地	第44警戒隊総括班	0470-46-3001	202	410	南房総市平塚 字嶺岡西牧乙 2-564

5-5 航空機災害における防災関係機関連絡先

＜資料5-5 航空機災害における防災関係機関連絡先＞

機 関 名	防災担当者(部局)	電話番号
国土交通省東京航空局	航空保安対策課	03-5275-9292
千葉県	防災対策課	043-223-2178
千葉県警察本部	警備課	043-201-0110
東京空港警察署	警備課	03-5757-0110
館山警察署	警備課	0470-23-0110
南房総市	消防防災課	0470-33-1052
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	0470-23-0119
(公社)千葉県医師会	事務局	043-242-4271

資 料 編

(公社)安房医師会	事務局	0470-22-0228
(一社)千葉県歯科医師会	事務局	043-241-6471
(一社)安房歯科医師会	事務局	0470-44-0021
(一社)千葉県薬剤師会	事務局	043-242-3801
(公社)千葉県看護協会	事務局	043-245-1744
日本赤十字社千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531
N T T 東日本株式会社千葉事業部	千葉災害対策室	043-445-8900
(株)N T T ドコモ千葉支店	ネットワーク部	043-301-0612
K D D I 株式会社	特別通信対策室	03-3347-6633
東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社	業務総括グループ	043-370-2616

5－6 鉄道災害における防災関係機関連絡先

＜資料 5－6 鉄道事故の連絡伝達先＞

	防災担当課	防災無線 電 話	防災無線 F A X	N T T 電 話	N T T F A X
関東運輸局担当課	総務部安全防災 ・危機管理課	—	—	045- 211-7269	045- 681-3328
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043- 225-9857	043- 225-4886

6. 消防機関の組織と装備等

6-1 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部(安房郡市消防本部)

＜資料6-1 安房郡市消防本部の人員と装備等＞

名 称	位 置	職 員 数	消 防 ポン プ 自動 車	水 槽 付 消 防 ポン プ 自動 車	梯子 付 消 防 ポン プ 自動 車	救 助 工 作 車	化 学 車	救 急 自 動 車	資 機 材 搬 送 車	指 揮 車	査 察 車	連 絡 車	広 報 車	非 常 用 消 防 車	非 常 用 救 急 車	可 搬 動 力 ポン プ
安 房 郡 市 消 防 本 部	館山市 北条 686-1	33							1		1	4	1			
館 山 消 防 署 千 倉 分 署	南房総市千倉町 牧田 446	18		1				1								1
同 富 浦 分 遣 所	南房総市富浦町 多田良 1191	12		1												1
同 白 浜 分 署	南房総市白浜町 白浜 2951	18		1				1								1
同 和 田 分 署	南房総市 和田町小川 711-2	18		1				1								1
同 犬 掛 分 遣 所	南房総市犬掛 161- 1	12		1												1
館 山 消 防 署	館山市 北条 686-1	50	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1	3
同 鋸 南 分 署	安房郡鋸南町 下佐久間 953-1	18		1				1								1
同 神 戸 分 遣 所	館山市犬石 1496	18		1				1								1
鴨 川 消 防 署	鴨川市横渚 1393	49	1	1	1	1		1		1		1	1			1
同 天津小湊分遣所	鴨川市内浦 52-3	12		1												1
同 長 狭 分 遣 所	鴨川市金束 1-1	12		1												1
合 計		270	2	11	2	2	1	7	1	2	2	5	3	1	1	13

6-2 南房総市消防団

＜資料6-2-① 南房総市消防団の構成と装備等＞

地区名	名 称	位 置 (住 所)	連 絡 先 (電 話) (市外番号 =0470)	団 員 数	消 防 資 機 材						
					ホース(65ミリ)	ホース(50ミリ)	ヘルメット	ホースブリッジ	ジャットシューター	2 又 分 岐	防 火 服
	本 部	富浦町青木 28	33-1052	23	—	—	—	—	—	—	—
富 浦	第1支団										
	第1分団	富浦町原岡 209-1	33-4491	34	40	0	40	1	3	1	6
	第2分団	富浦町南無谷 122-23	33-4493	21	46	0	40	1	2	1	6
	第3分団	富浦町深名 646-1		28	48	0	40	1	4	1	6
	機能別消防団員			11							
富 山	第2支団										
	第1分団	久枝 348-1	57-2924	25	38	8	31	2	3	2	8
	第2分団	市部 26-1	57-3592	24	38	3	31	3	1	2	5
	第3分団	高崎 1171	57-2965	26	38	0	31	2	1	2	8
	第4分団	平久里中 386-4	58-0490	23	38	0	31	2	3	1	5
	第6分団	平久里下 303	58-0965	27	38	3	35	2	3	1	5
	機能別消防団員			14							
三 芳	第3支団										
	第1分団	上滝田 1462-2	36-4197	28	30	0	30	3	4	1	4
	第2分団	谷向 86-1	36-4198	25	30	0	30	3	2	2	4
	第3分団	御庄 255	36-4199	25	30	0	30	5	4	1	4
	機能別消防団員			7							
白 浜	第4支団										
	第1分団	白浜町白浜 15569	38-2758	21	37	2	10	2	0	2	5
	第2分団	白浜町白浜 2893-1	38-3449	15	36	2	12	4	0	2	11
	第3分団	白浜町白浜 14918	38-4910	22	36	2	15	4	0	1	6
	第4分団	白浜町滝口 9012-1	38-4229	20	37	2	10	4	0	1	5
	第5分団	白浜町根本 1687-1	38-4905	20	32	2	10	4	0	1	6
	機能別消防団員			13							
千 倉	第5支団										
	第1分団	千倉町瀬戸 1616-35	44-4141	36	30	0	4	2	1	1	4
	第2分団	千倉町白子 1609-1	44-4143	26	30	0	4	2	0	1	4
	第3分団	千倉町南朝夷 1220-1	44-4144	29	30	0	4	2	0	1	4
	第4分団	千倉町平館 640-11	44-4223	32	30	0	4	2	0	1	4
	第5分団	千倉町大川 633	43-8990	25	30	0	4	2	0	1	4
丸 山	機能別消防団員			9							
	第6支団										
	第1分団	宮下 197	46-4221	30	30	2	0	1	0	1	4
	第1分団大井	大井 256-1	46-8050		50	0	41	1	0	1	4
	第2分団	珠師ヶ谷 1307 番地 3		26	55	0	31	2	0	1	4
	第3分団	加茂 1028-1	46-2932	26	35	3	31	0	0	2	4
	第4分団	岩糸 2410-1	46-2791	31	35	0	31	2	0	1	4
和 田	機能別消防団員			9							
	第7支団										
	第1分団	和田町花園 915-4	47-4221	25	30	0	30	2	2	1	5
	第2分団	和田町和田 531-1	47-4280	26	35	0	35	4	2	1	5
	第3分団	和田町黒岩 386-1	47-4223	32	100	0	70	22	6	4	10
	第4分団	和田町下三原 97-2	47-4224	30	70	40	40	9	0	2	10
	機能別消防団員			17							
	合 計			861	1224	69	786	97	41	43	168

令和7年4月1日現在

<資料6-2-② 南房総市消防団の組織概要等>

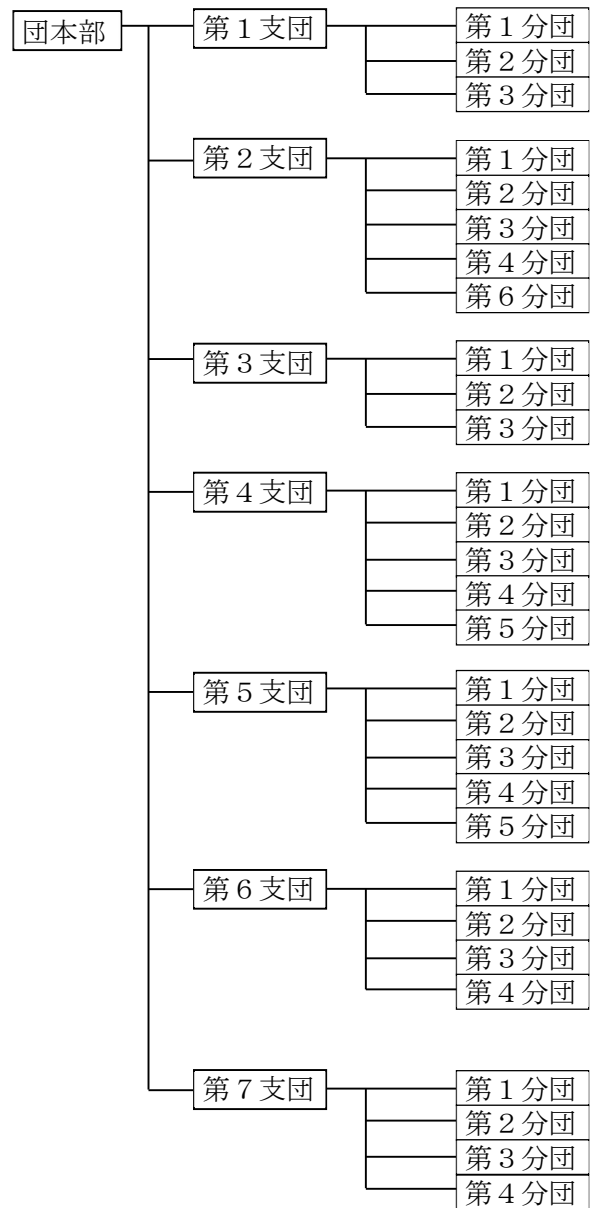
表ー消防団の組織概要

項 目	内 容	備 考
消防団名	南房総市消防団	
消防団所管	市民生活部 消防防災課	
所在地	富浦町青木 28 (市本庁舎内)	団本部
電 話	0470-33-1052	団本部
F A X	0470-33-2323	
支団数	7 支団	
分団数	29 分団	
団員条例定数	990 人	R7 年 4 月 1 日

表ー消防団の主たる装備

装 備		数 量
車両	指令車	7 台
	消防ポンプ自動車	23 台
	水槽付消防ポンプ自動車	5 台
	小型動力ポンプ付積載車	3 台
	小型動力ポンプ積載車	4 台
デジタル 受令機	据置型受令機	9 台
	車載型受令機	42 台
	携帯型受令機	58 台
小型動力ポンプ		27 台

図ー消防団の組織図



7. 応急活動

7-1 消防水利に指定されているプール

＜資料7-1 消防水利に指定されているプール＞

地区・学校名	貯水量(ト)	地区・学校名	貯水量(ト)
富浦地区		千倉地区	
富浦小学校	356.3	千倉小学校	380.6
富山地区		丸山地区	
富山学園	335.0	嶺南小学校	258.5
三芳地区		和田地区	
三芳小学校	412.5	—	—
白浜地区			
白浜幼稚園	15.8		

7-2 応急給水資機材

＜資料7-2-① 応急給水資機材＞

地区名	施設名	品目	数量	備考
富 浦	防災センター・防災備蓄倉庫	煮水セット	1 台	
		50ℓポリタンク	20 個	
		20ℓポリタンク	100 個	
		組立水槽 3,000ℓ(丸型)	2 基	
		組立水槽 2,500ℓ(角型)	2 基	
		組立水槽 1,000ℓ	1 基	
	富浦小学校防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
	富浦子ども園	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
富 山	富山学園防災倉庫	給水容器	200 個	
	富山平群コミュニティセンター 防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
三 芳	三芳地域センター防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
	三芳小学校防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
白 浜	—	—	—	
千 倉	防災倉庫	非常用飲料水袋	400 袋	
	千倉中学校防災倉庫	非常用飲料水袋	200 袋	
	千倉総合運動公園防災倉庫	非常用飲料水袋	200 袋	
	旧七浦小学校防災倉庫	非常用飲料水袋	400 袋	
	旧忽戸小学校防災倉庫	非常用飲料水袋	400 袋	
	千倉子ども園防災倉庫	非常用飲料水袋	400 袋	
丸 山	丸山地域センター防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	

地区名	施設名	品目	数量	備考
丸 山	旧丸山保育所前防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
	嶺南中学校防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	
和 田	旧南三原小学校防災倉庫	組立水槽 1,000ℓ	1 基	

出典：市消防防災課資料

＜資料 7－2－② 非常用浄水器＞

地区名	施設名	数量	備考
富 浦	とみうら元気倶楽部	1 台	
	消防団詰所	各 1 台	(3 台)
富 山	富山地域センター	1 台	
	消防団詰所	各 1 台	(5 台)
	旧 5 分団詰所	1 台	
三 芳	三芳地域センター	1 台	
	消防団詰所	各 1 台	(3 台)
白 浜	白浜地域センター	1 台	
	消防団詰所	各 1 台	(5 台)
千 倉	朝夷行政センター	1 台	
	消防団詰所	各 1 台	(5 台)
丸 山	丸山地域センター	1 台	
	消防団詰所	各 1 台	(5 台)
和 田	和田地域センター	1 台	
	消防団詰所	各 1 台	(5 台)
計		39 台	

出典：市消防防災課資料

備考 型式 : シバウラ 非常用浄水装置 MK13AB

処理能力 : 2,000 L/h

ろ過方式 : プレフィルタ+中空糸膜+逆洗装置

膜洗浄方式 : ろ過水逆流方式

消毒方法 : 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム

乾燥質量 : 約 43kg

7-3 災害派遣部隊の受入場所

千倉総合運動公園	南房総市千倉町川戸 544 番地 8	0470-44-3381
----------	--------------------	--------------

7-4 臨時ヘリポート(自衛隊選定)

離時発着場名称	所在地 地名・地番	施設管理者 又は占有者	広 さ		区分	備 考
			巾×長さ (m)	面積(m ²)		
白浜運動広場	白 浜 町 滝 口 5580-113 地先	市教育委員会	130×55	7,150	中	

備考) 災害時における臨時ヘリポートとして、自衛隊が現地確認したヘリポート

7-5 ヘリコプター受入予定場所

地区名	場外離発着場名	管理者	所在地	電 話	面 積(m ²)		備 考
富 浦	富浦小学校	市教育 委員会	富浦町原岡 931	0470-46-2961	3,500	(70m×50m)	指定避難所と 共用
富 山	富山小学校/中学校	〃	合戸 22-1	0470-46-2961	7,000	(100m×70m)	指定避難所と 共用
三 芳	三芳中学校	〃	本織 60-1	0470-46-2961	7,500	(100m×75m)	指定避難所と 共用
白 浜	白浜運動広場	〃	白 浜 町 滝 口 5580-113 地先	0470-46-2961	7,150	(130m×55m)	
丸 山	嶺南小学校/中学校	〃	杓見 2705	0470-46-2961	9,600	(50m×50m)	指定避難所と 共用
和 田	嶺南和田体育館	〃	和 田 町 海 登 1601-1	0470-46-2962	6,000	(120m×60m)	指定避難所と 共用

8. 避難

8-1 避難指示等の発令権者及び要件

〔地震・津波〕 <資料 8-1 避難指示等の発令権者及び要件>

発令権者	指示等を行う要件	根拠法
市長 (本部長)	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、避難指示等を行う。	・災害対策基本法第 60 条
知事	・知事は、災害により市が市の全部又は大部分の事務を行うことができないときは、立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長(本部長)に代わって実施する。	・災害対策基本法第 60 条
警察官 海上保安官	・市長(本部長)から要請があったとき。 ・市長(本部長)が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	・災害対策基本法第 61 条 ・警察官職務執行法第 4 条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ、警察官及び海上保安官がその場にいないとき避難指示等を行う。	・自衛隊法第 94 条
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を行う。	・水防法第 29 条
知事又はその命を受けた県職員	・地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し、立退きを指示する。	・水防法第 29 条 ・地すべり等防止法第 25 条

8-2 避難の種類及び発令基準

〔津波〕 <資料 8-2-① 避難の種類及び発令基準>

種 別	発 令 基 準
避難指示	☐ 津波注意報が発表されたとき（海岸線） ☐ 津波警報が発表されたとき ☐ 大津波警報が発表されたとき ☐ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合 ☐ その他緊急に避難する必要があると認められるとき

〔風水害〕 <資料 8-2-② 避難の種類及び発令基準>

(1) 浸水

種 別	警戒レベル	発 令 基 準
高齢者等避難	3	☐ レベル 2 大雨注意報、又はレベル 3 大雨警報が発表され、避難の準備を要すると判断されたとき ☐ 下記別表に示す市内河川の水位観測所水位が、当該河川のはん濫注意水位を超え、今後も急激な水位上昇のおそれがある場合 ☐ 下記別表に示す市内河川の水位観測所水位が、避難判断水位を超えたとき ☐ 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ☐ 堤防に漏水・浸食等が発見された場合 ☐ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難指示	4	☐ レベル 4 大雨危険警報が発表されたとき ☐ 下記別表に示す市内河川の水位観測所水位が、当該河川のはん濫危険水位を超えたとき ☐ 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ☐ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき又は、決壊等、河川が氾濫したとき ☐ その他緊急に避難する必要があると認められるとき
緊急安全確保	5	☐ レベル 5 大雨特別警報が発表されたとき ☐ 堤防に異常な漏水、浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により、決壊のおそれが高まった場合 ☐ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

別表－市に係する水位観測所と各種判断水位

河川名	河川水位	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	(避難判断水位)	はん濫 危険水位	計画高水位
(二) 平久里川	-0.41	1.90	3.10	(4.30)	4.30	5.20
(普) 岩井川	0.42	1.60	2.55	4.00	-	4.80
(普) 瀬戸川	0.48	2.60	3.55	5.50	-	6.80
(普) 丸山川	0.17	1.10	1.80	2.50	-	3.00
(普) 三原川	1.14	2.20	2.90	3.40	-	3.80
発令種類	-	-	-	※高齢者等避難	-	※避難指示

※避難判断水位は河川管理者の設定値ではなく、旧防災計画による。

(2) 土砂災害

種 別	警戒レベル	発 令 基 準
高齢者等避難	3	☐ レベル 2 土砂災害注意報が発表され、夜間～翌日早朝にレベル 3 土砂災害警報発表の可能性が言及されている場合 ☐ レベル 3 土砂災害警報が発表されたとき ☐ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した等）が発見されたとき ☐ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ☐ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ☐ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難指示	4	☐ レベル 4 土砂災害危険警報が発表されたとき ☐ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ☐ 高齢者等避難による立ち退きが十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき ☐ 近隣で土砂災害が発生、又は近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき ☐ その他緊急に避難する必要があると認められるとき
緊急安全確保	5	☐ レベル 5 土砂災害特別警報が発表されたとき

(3)高潮

種 別	警戒レベル	発 令 基 準
高齢者等避難	3	☐ レベル2 高潮注意報が発表され、避難の準備を要すると判断されたとき ☐ レベル3 高潮警報が発せられたとき ☐ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避難指示	4	☐ レベル3 高潮警報が発せられ、夜間～翌日早朝にレベル4 高潮危険警報発表の可能性が言及されている場合 ☐ レベル4 高潮危険警報が発表されたとき ☐ 海岸堤防の倒壊が発生したとき ☐ 水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）が発生したとき ☐ 異常な越波・越流が発生したとき（ただし、暴風雨の状況を見極める必要がある） ☐ その他緊急に避難する必要があると認められるとき
緊急安全確保	5	☐ レベル5 高潮特別警報が発表されたとき ☐ 潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合 ☐ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合又は、高潮氾濫が発生した場合 ☐ 海岸堤防等が倒壊した場合 ☐ 異常な越波・越流が発生した場合

8-3 警戒区域の設定権者及び要件・内容

＜資料8-3 警戒区域の設定権者及び要件・内容＞

設定権者	設 定 の 要 件 ・ 内 容	根拠法
市長 (本部長)	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	・災害対策基本法 第63条
知事	・災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長(本部長)に代わって実施しなければならない。	・災害対策基本法 第73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	・消防法 第23条の2
消防吏員又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	・消防法 第28条
消防機関に 属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	・水防法 第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長(本部長)等の職権を行うことができる。 ・市長(本部長)若しくは市長(本部長)の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。 ・消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。 ・消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	・災害対策基本法 第63条 ・消防法 第23条の2 ・消防法 第28条 ・水防法 第21条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長(本部長)若しくは市長(本部長)の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法 第63条

8-4 避難所の運営

<資料8-4 避難所の運営>

避難所職員	・ 災害対策本部との連絡等 ・ 避難者の把握と一覧の作成及び記録作成 ・ 施設管理者との調整 ・ 運営等に関する相談
自治組織	・ 避難所運営方針の決定 ・ 生活ルール決定と周知 ・ 避難世帯調査票の作成協力 ・ 清掃 ・ 食料・物資等の配布 ・ 各種の情報伝達 ・ 避難者の要望のとりまとめと対策本部等との調整
ボランティア	・ 各種の生活支援

8-5 避難所施設における女性への配慮事項

<資料8-5 避難所施設における女性への配慮事項>

利用上における配慮事項	居住スペース等における配慮 更衣室等に関する配慮 トイレに関する配慮 洗濯物等に関する配慮 風呂、シャワーに関する配慮 化粧、身だしなみ等女性に特有の生活習慣に関する配慮
運営上の女性への配慮事項	女性相談窓口の設置 女性専用の物資配布体制 女性の生活スペースの安全確保

出典) 災害時における避難所運営の手引き(千葉県)

8-6 ペット対策の考え方

＜資料8-6 表一ペット対策の考え方＞

近年の災害での避難においては、ペットとの同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所にペットを連れてくることが予想される。ペットの飼い主は、災害時に動物を放置したり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないことが飼い主の責務として求められる。飼い主は、普段からペット用のケージ、食料、飲料水等を家庭で備蓄し、ペットの同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。また、避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。

市は、災害時に避難所に避難しなければならない場合には、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認め、避難所でのペットスペースを確保するとともに、飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加える恐れのあるペットなどの避難所等への同行避難は禁止とする。

収容場所の決定	ペットの収容場所は、学校のグラウンドの一角や一室の確保、避難所の脇にスペースを設置するなどの方法が考えられる。
給餌等、世話に関するルール決定	☐ 飼育者の届出 ・飼育者の住所・氏名 ・動物の種類と数 ・動物の特徴(性別、大きさ、毛色、その他) ・個体識別措置の有無とその方法(マイクロチップ、鑑札等) ・犬の場合は、狂犬病予防法における登録と予防注射接種の有無 ・その他(ワクチン接種の有無、不妊去勢の有無等) ☐ 飼育ルールの決定 飼育ルールを作り、飼育者にチラシ等を配布し徹底させる。

出典)災害時における避難所運営の手引き(千葉県)

8-7 指定避難所

<資料8-7 指定避難所（兼 指定緊急避難場所）>

No.	地区	名称	所在地	管理者	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
									洪水	土砂災害	高潮	地震	津波
1	富浦	とみうら元気倶楽部	富浦町原岡 88-2	市	0470-33-3411	560	186	5.9	○	○	○	○	
2	富浦	富浦体育館	富浦町青木 71	市	—	1,365	455	9.2	○	○	○	○	○
3	富浦	富浦小学校	富浦町原岡 931	市	0470-33-2053	874	291	体 3.3 校 9.3	○	○	○	○	
4	富浦	富浦子ども園	富浦町深名 710	市	0470-33-4581	178	59	20.6	○	○	○	○	○
5	富浦	富浦中学校	富浦町青木 249-1	市	0470-33-2075	626	208	12.0	○	○	○	○	○
6	富浦	大房岬自然の家	富浦町多田良 1212-13	千葉 自然 学校	0470-33-4561	1,500	500	73.0	○	○	○	○	○
7	富山	富山ふれあいスポーツセンター	久枝 1024	市	—	1,440	480	9.9	○	○	○	○	○
8	富山	富山岩井体育館	市部 250	市	—	744	248	12.4	○	○	○	○	○
9	富山	富山学園	合戸 22-1	市	0470-57-2062	1,208	402	29.1	○	○	○	○	○
10	富山	富山平群コミュニティセンター	平久里中 1350-1	市	—	230	77	57.9			○	○	○
11	三芳	三芳小学校	谷向 150	市	0470-36-2013	543	181	19.5	○	○	○	○	○
12	三芳	三芳中学校	本織 60	市	0470-36-2017	1,194	398	18.9	○	○	○	○	○
13	三芳	三芳農村環境改善センター	谷向 109-1	市	0470-36-4114	290	96	18.1	○	○	○	○	○
14	白浜	白浜コミュニティセンター	白浜町白浜 14955	市	0470-29-7770	497	165	11.7	○	○	○	○	

資 料 編

No.	地区	名称	所在地	管理者	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
									洪水	土砂災害	高潮	地震	津波
15	白浜	白浜小学校	白浜町白浜 3061	市	0470-38-2023	836	278	16.9	○		○	○	
16	白浜	白浜体育館	白浜町滝口 5580-57	市	—	980	326	16.3	○		○	○	
17	千倉	千倉総合運動公園	千倉町川戸 544-8	市	0470-44-3381	726	242	71.0	○	○	○	○	○
18	千倉	千倉七浦体育館	千倉町大川 638	市	—	532	177	15.0	○	○	○	○	
19	千倉	南房総市交流複合施設「いこっと」	千倉町忽戸 250-1	市	0470-44-4301	658	219	14.0	○	○	○	○	
20	千倉	千倉子ども園	千倉町南朝夷 1400	市	0470-44-0703	536	178	15.6	○	○	○	○	○
21	千倉	千倉小学校	千倉町瀬戸 1616	市	0470-44-0137	792	264	24.5	○	○	○	○	○
22	千倉	南房総中学校	千倉町北朝夷 630	市	0470-44-1311	1,833	611	20.0	○	○	○	○	○
23	千倉	ちくら介護予防センターゆらり兼千倉保健センター	千倉町瀬戸 2705-6	市	0470-44-3121	360	118	8.5	○	○	○	○	
24	丸山	嶺南中学校	杓見 2705	市	0470-46-2142	819	273	29.0	○	○	○	○	○
25	丸山	嶺南小学校	杓見 2705	市	0470-46-2004	1,420	473	29.0	○	○	○	○	○
26	丸山	子育て支援施設ほのぼの	珠師ヶ谷 1289-13	市	0470-40-5111	454	151	32.0	○	○	○	○	○
27	丸山	丸山公民館・丸山児童体育館	岩糸 2489	市	0470-46-4031	1,080	360	23.0	○	○	○	○	○
28	和田	和田コミュニティセンター	和田町仁我浦 206	市	0470-47-3111	334	111	9.5	○	○	○	○	
29	和田	和田体育館	和田町仁我浦 8-1	市	—	455	151	20.0	○		○	○	○

資 料 編

No.	地区	名称	所在地	管理者	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
									洪水	土砂災害	高潮	地震	津波
30	和田	嶺南和田体育館	和田町海発 1602	市	—	1,347	449	9.0	○	○	○	○	
31	和田	上区集会所・くすの木	和田町上三原 1246	上区 自治会 (株)三 峯商事	0470-47-5522	226	75	75.0	○		○	○	○
32	和田	北三原多目的研修集会施設	和田町黒岩 386-1	市	—	130	43	17.0		○	○	○	○
33	和田	千葉県立安房拓心高等学校	和田町海発 1604	県	—	1,663	554	10.3	○	○	○	○	

8-8 指定緊急避難場所(富浦地区)

＜資料8-8 指定緊急避難場所(富浦地区)＞

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
1	小浜コミュニティ集会所	富浦町南無谷 1979-3	31	15.0	○		○	○	○
2	石小浦広場	富浦町南無谷 1903-3	26	14.3	○		○	○	○
3	豊受神社	富浦町南無谷 2103	205	15.1	○		○	○	○
4	金光寺	富浦町南無谷 2218	100	13.0	○	○	○		○
5	海光寺	富浦町南無谷 187	61	16.0	○	○	○		○
6	妙福寺	富浦町南無谷 119	236	10.1	○		○	○	○
7	南無谷青年館	富浦町南無谷 2320	66	8.4	○	○	○		
8	佐久間組	富浦町南無谷 2180	60	18.5	○	○	○	○	○
9	東京学芸大学大泉小学校富浦寮駐車場	富浦町豊岡 50-4	55	20.0	○		○	○	○
10	光崎アリーナ前広場	富浦町豊岡 54-1	115	13.1	○		○	○	○
11	出口歯科医院駐車場	富浦町豊岡 836-3	143	16.5	○		○	○	○
12	正覚寺	富浦町豊岡 838	43	10.6	○		○	○	○
13	愛宕神社	富浦町原岡 962	58	10.0	○	○	○	○	○
14	長泉寺	富浦町原岡 5	396	6.8	○	○	○		○
15	稲荷神社	富浦町原岡 63	61	7.8	○	○	○		
16	西方寺	富浦町原岡 76	75	4.0	○	○	○		
17	宝鏡寺	富浦町原岡 174	146	7.0	○	○	○		○
18	原岡区公会堂	富浦町原岡 205	180	5.0	○	○	○		
19	興禅寺	富浦町原岡 275	176	16.0	○		○	○	○
20	多田良公会堂	富浦町多田良 446	70	8.3	○	○	○	○	○
21	釈迦寺	富浦町多田良 702-1	216	8.5	○	○	○	○	○
22	浅間神社	富浦町多田良 1209-11	93	34.9	○	○	○	○	○
23	大房岬駐車場	富浦町多田良 1212-6	1,666	70.0	○	○	○	○	○
24	西浜公会堂	富浦町多田良 1184-2	28	10.5	○	○	○	○	○
25	瀧淵神社	富浦町多田良 1193-2	236	16.0	○		○	○	○
26	青木神社	富浦町青木 66	196	16.0	○	○	○	○	○
27	青木公会堂	富浦町青木 73-1	133	13.5	○		○	○	○

資 料 編

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
28	光厳寺	富浦町青木 232-1	216	16.0	○	○	○	○	○
29	深名コミュニティセンター	富浦町深名 1429-1	126	18.9	○		○		○
30	常禅寺	富浦町深名 1019	50	33.6	○		○	○	○
31	深名下公会堂	富浦町深名 400-3	153	15.6	○	○	○	○	○
32	アイリスの里駐車場	富浦町深名 1170-1	450	28.6	○		○	○	○
33	房総の駅とみうら駐車場	富浦町深名 505	3,500	16.7	○	○	○		○
34	福澤公会堂	富浦町福澤 743	46	22.2	○		○	○	○
35	宮本公会堂	富浦町宮本 45	33	30.0	○		○		○
36	大津公会堂	富浦町大津 440-6	36	31.0	○	○	○	○	○
37	おおつの里駐車場	富浦町大津 320	220	30.0	○		○	○	○
38	丹生枇杷倉庫	富浦町丹生 363	56	30.0	○	○	○	○	○

8-9 指定緊急避難場所(富山地区)

<資料8-9 指定緊急避難場所(富山地区)>

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
1	久枝青年館	久枝 626	146	6.9	○	○	○		○
2	練馬区立岩井少年自然の家グラウンド	久枝 837	5,500	21.1	○	○	○	○	○
3	JA 安房富山支店駐車場	久枝 50	600	9.5	○	○	○	○	○
4	夕風の郷駐車場	久枝 257	333	9.6	○	○	○		○
5	市部青年館	市部 325	126	12.0	○	○	○		○
6	市部公会堂	市部 26	50	10.0	○	○	○		○
7	観音山	市部 632-1	83	41.2	○		○	○	○
8	竹内集会所	竹内 258	13	11.9	○	○	○		○
9	高崎区集会所	高崎 1170-5	13	8.2	○	○	○		○
10	下里松集会所	高崎 818	133	20.3	○		○	○	○
11	旧御目井戸テニスコート	高崎 1030-1	600	16.1	○	○	○	○	○
12	旧浜下テニスコート付近	高崎 1678-1	133	23.1	○		○	○	○
13	小浦集会所	小浦 415	56	10.0	○		○	○	
14	本下宅付近	小浦 339-3	23	23.6	○		○	○	○
15	宮谷ふれあいセンター	宮谷 350	90	43.0	○		○	○	○
16	合戸青年館	合戸 619-1	16	32.0	○	○	○	○	○
17	二部中央青年館	二部 2017-1	43	21.5	○		○	○	○
18	富楽里駐車場	二部 2211	1,116	15.0	○	○	○	○	○
19	泉龍寺	平久里中 413	93	68.8	○		○	○	○
20	山田青年館	山田 1162	96	100.0	○		○	○	○
21	荒川区民センター	荒川 536-1	70	120.0	○		○	○	○
22	川上青年館	川上 412-2	40	66.0	○		○	○	○
23	井野集会所	井野 7	50	60.0	○		○	○	○
24	吉沢区民センター	吉沢 206	283	128.0	○	○	○	○	○
25	米沢夢館	吉沢 638-3	300	70.0	○		○	○	○
26	吉井集会所	吉沢 224	123	70.0	○		○	○	○
27	西の沢集会所	吉沢 31	66	90.0	○		○	○	○

資 料 編

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
28	平久里下青年館	平久里下 265	73	55.0	○		○	○	○
29	犬掛青年館	犬掛 167	83	49.0	○		○	○	○

8-10 指定緊急避難場所(三芳地区)

<資料8-10 指定緊急避難場所(三芳地区)>

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
1	増間コミュニティセンター	増間 203-1	166	66.3	○		○	○	○
2	高月集落センター	上滝田 1041	63	41.3	○		○	○	○
3	滝田区民会館	上滝田 1462-2	333	34.6		○	○	○	○
4	下組集落センター	下滝田 808	33	32.4	○	○	○	○	○
5	みよし交流館	千代 4	933	30.3	○	○	○	○	○
6	千代集会所	千代 29	123	24.7	○	○	○	○	○
7	三坂集会所	三坂 298	43	27.0	○	○	○	○	○
8	上堀集会所	上堀 2-1	200	26.1	○	○	○	○	○
9	下堀集会所	下堀 182	33	16.8	○	○	○	○	○
10	海老敷集会所	海老敷 428	33	35.1	○	○	○	○	○
11	川田集会所	川田 141-1	33	18.1		○	○	○	○
12	明石集会所	明石 209-5	26	23.5	○	○	○	○	○
13	延命寺集会所	本織 2099	40	18.9	○		○	○	○
14	市場集会所	本織 1701-1	46	20.0	○		○	○	○
15	宇戸集会所	本織 1167	93	14.9	○	○	○		○
16	番場集会所	本織 652-1	133	16.7	○	○	○	○	○
17	府中興府会館	府中 678-1	173	12.6	○	○	○	○	○
18	大作集会所	池之内 372-1	33	29.5	○	○	○	○	○
19	池之内いこいの家	池之内 109	206	24.1	○	○	○	○	○
20	中集落センター	中 239	150	28.3		○	○	○	○
21	御庄東集会所	御庄 844-2	30	32.8	○		○	○	○
22	御庄集会所	御庄 255	333	31.9	○	○	○	○	○
23	山名共同館	山名 1248-1	153	37.7	○	○	○	○	○

8-11 指定緊急避難場所(白浜地区)

＜資料 8-11 指定緊急避難場所(白浜地区)＞

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
1	乙浜集落センター	白浜町乙浜 633-14	43	4.0	○	○		○	
2	乙浜第二集会所	白浜町乙浜 223	46	18.0	○		○	○	
3	元白新舎前	白浜町白浜 7184 地先	50	11.6	○	○	○	○	
4	浅間神社頂上	白浜町白浜 7102-1	80	36.0	○		○	○	○
5	塩浦構造改善センター	白浜町白浜 7008-1	56	3.7	○	○	○	○	
6	第1分団詰所	白浜町白浜 15569	18	14.5	○	○	○	○	
7	名倉構造改善センター	白浜町白浜 4904	13	14.0	○		○	○	
8	グリーンライントンネル北側駐車場	白浜町白浜 12704 地先	266	64.3	○	○	○	○	○
9	J A安房白浜支店駐車場	白浜町白浜 15305	546	15.0	○		○	○	
10	原経営管理所	白浜町白浜 4129-1	13	10.0	○	○	○	○	
11	小戸青年館	白浜町白浜 3514	26	13.8	○	○	○	○	
12	下沢第一集会所	白浜町白浜 3167	110	18.6	○		○	○	
13	青木経営管理所	白浜町白浜 2503-1	13	12.3	○	○	○	○	
14	青木観音堂	白浜町白浜 1979	53	28.0	○		○	○	○
15	島崎公会堂	白浜町白浜 14637	366	9.0	○	○	○	○	
16	大原台（真門上）	白浜町白浜 14266 地先	26	38.6	○		○	○	○
17	大門院前	白浜町白浜 7929 地先	130	32.2	○	○	○	○	○
18	曲田地区	白浜町白浜 9111-1 地先	66	49.9	○	○	○	○	○
19	東横渚コミュニティセンター	白浜町白浜 975	76	18.6	○	○	○	○	
20	西横渚集会所	白浜町滝口 7281	126	21.5	○	○	○	○	
21	石戸寺	白浜町滝口 7290	36	24.7	○	○	○	○	○
22	川下会館	白浜町滝口 6657	223	11.5	○	○	○	○	
23	本郷コミュニティセンター	白浜町滝口 1314-1	73	25.3	○	○	○	○	○
24	下立松原神社	白浜町滝口 1408-1	183	33.0	○		○	○	○
25	白浜清掃センター	白浜町滝口 3190	66	41.0	○		○	○	○
26	大作場地区	白浜町滝口 2361-2 地先	116	22.5	○		○	○	○
27	砂取集会所	白浜町滝口 4287-1	43	22.0	○	○	○	○	

資 料 編

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
28	根本集会所	白浜町根本 1688	500	15.4	○	○	○	○	
29	海福寺	白浜町根本 1879	163	26.7	○		○	○	○

8-12 指定緊急避難場所(千倉地区)

＜資料 8-12 指定緊急避難場所(千倉地区)＞

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
1	日枝神社	千倉町白間津 335	400	20.0	○		○		○
2	大川コミュニティ集会所	千倉町大川 327-1	356	15.0	○	○	○	○	
3	かすか	千倉町千田 481-1, -2, -3	196	24.0	○	○	○	○	○
4	長性寺	千倉町千田 1635	83	28.0	○		○		○
5	千田コミュニティ集会所	千倉町千田 583-1	36	15.0	○	○	○		
6	平磯コミュニティ集会所	千倉町平磯 1300-1	133	11.0	○	○	○	○	
7	観養院	千倉町平磯 418	133	24.0	○		○		○
8	高德院	千倉町川口 418	173	18.0	○	○	○	○	
9	荒磯魚見根神社	千倉町忽戸 1042	366	20.0	○		○		○
10	能蔵院	千倉町忽戸 146	116	20.9	○		○		○
11	平館コミュニティ集会所	千倉町平館 640	66	7.8	○	○	○	○	
12	徳蔵院	千倉町平館 1062	86	15.5	○	○	○		○
13	南千倉コミュニティ集会所	千倉町南朝夷 1197	76	9.0	○	○	○	○	
14	寺庭区コミュニティ集会所	千倉町北朝夷 310	60	17.0	○	○	○	○	
15	八幡神社	千倉町北朝夷 521-1	83	21.0	○	○	○	○	○
16	ゆうひが丘保育園駐車場	千倉町北朝夷 1859-1	483	33.0	○	○	○	○	○
17	高家神社前駐車場	千倉町南朝夷 164	106	26.0	○	○	○	○	○
18	岡瀬田青年館	千倉町南朝夷 2095	116	40.6	○		○		○
19	川戸青年館	千倉町川戸 980	266	29.0	○	○	○	○	○
20	宇田青年館	千倉町宇田 67	13	22.0	○	○	○	○	○
21	上瀬戸青年館	千倉町瀬戸 1168	60	23.0	○	○	○	○	○
22	朝夷行政センター	千倉町瀬戸 2294	1833	22.0	○	○	○	○	○
23	千倉駅前	千倉町瀬戸 2079	666	23.0	○	○	○	○	○
24	矢原コミュニティ集会所	千倉町瀬戸 3292	250	14.0	○	○	○	○	
25	牧田青年館	千倉町牧田 186	166	25.0	○	○	○	○	○
26	白子上岱青年館	千倉町白子 7	83	10.8	○	○	○	○	
27	千歳駅前広場	千倉町白子 559-5	283	14.0	○	○	○	○	

資 料 編

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
28	愛宕神社	千倉町川合 722-1	66	40.0	○		○		○
29	久保神社	千倉町久保 1458	30	19.0	○		○		○
30	大貫コミュニティ集会所	千倉町大貫 356-1	176	25.0	○	○	○	○	○

8-13 指定緊急避難場所(丸山地区)

<資料 8-13 指定緊急避難場所(丸山地区)>

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
1	大井青年館	大井 256-3	500	105.0	○	○	○	○	○
2	御子神青年館	御子神 91	46	88.0	○		○	○	○
3	宮下集会所	宮下 23	230	45.0	○	○	○	○	○
4	川谷集会所	川谷 280	13	52.0	○	○	○	○	○
5	石堂原集会所	石堂原 76-1	103	54.0	○		○	○	○
6	丸本郷集会所	丸本郷 1693	73	35.0	○	○	○	○	○
7	前田集会所	前田 151-3	46	32.0	○	○	○	○	○
8	石神集会所	石神 136	43	30.0	○	○	○	○	○
9	小戸青年館	小戸 385-1	40	24.0	○	○	○	○	○
10	珠師ヶ谷愛林センター	珠師ヶ谷 1553-10	243	35.0	○	○	○	○	○
11	岩糸青年館	岩糸 2849-1	83	20.0	○	○	○	○	○
12	西原集会所	西原 207	50	38.0	○	○	○	○	○
13	杓見青年館	杓見 1053-5	100	24.0	○	○	○	○	○
14	加茂青年館	加茂 2074	53	20.0	○	○	○	○	○
15	古川集会所	安馬谷 2054	16	12.0	○	○	○		
16	安馬谷青年館	安馬谷 906-1	130	16.0	○	○	○	○	○
17	峰青年館	峰 96	60	53.7	○		○	○	○
18	千歳ミーティングハウス	白子 2113-1	200	13.8	○	○	○	○	
19	三嶋集会所	白子 2138	93	12.0	○	○	○		
20	海一望大橋	白子 1330-10	33	20.0	○	○	○		○
21	真野集会所	久保 518-2	36	40.0	○		○	○	○
22	丸山体育館	岩糸 2504	2666	13.8	○	○	○	○	○

8-14 指定緊急避難場所(和田地区)

＜資料8-14 指定緊急避難場所(和田地区)＞

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
1	長香寺	和田町花園 932-1	56	11.7	○	○	○	○	
2	長泉寺	和田町花園 317-1	156	33.0	○		○	○	○
3	諏訪神社	和田町花園 104-1	400	15.7	○	○	○		
4	抱湖園入口	和田町花園 254 付近	66	20.6	○		○		○
5	柴区集会所	和田町柴 281-1	43	11.5	○	○	○	○	
6	西福院	和田町柴 559-1	103	15.0	○	○	○	○	
7	水神様境内	和田町柴 248-1	100	22.7	○	○	○	○	○
8	和田浦駅前広場	和田町仁我浦 175-8	226	12.2	○	○	○	○	
9	仁我浦区集会所	和田町仁我浦 168-1	8	12.0	○	○	○	○	
10	熊野神社(仁我浦)	和田町仁我浦 612-1	233	18.2	○		○		○
11	熊野神社(和田)	和田町和田 421-1	83	15.0	○		○	○	
12	和田区集会所	和田町和田 451-2	15	5.5	○	○		○	
13	普門寺	和田町和田 494-1	30	15.0	○		○		
14	月山	和田町和田 496-1	70	23.7	○		○		○
15	小浦区集会所	和田町和田 594	6	13.0	○		○		
16	弁天様	和田町和田 581-1	23	15.0	○		○		
17	西稻荷	和田町和田 663-1	25	22.2	○		○		○
18	真浦神社	和田町真浦 147-1	33	25.3	○		○		○
19	威徳院	和田町真浦 137-1	45	16.9	○		○		
20	西の堂	和田町白渚 620	26	15.9	○	○	○		
21	熊野神社(東台)	和田町白渚 560	51	20.0	○	○	○		
22	熊野神社(浜台)	和田町白渚 71-2	20	16.4	○		○		
23	大原集会所	和田町下三原 397	66	6.7	○	○	○		
24	峰金谷集会所	和田町下三原 244-1	10	21.8	○	○	○		○
25	東小戸集会所	和田町下三原 876-2	30	15.4	○	○	○		○
26	沼区集会所	和田町沼 636-1	76	20.1	○	○	○	○	○
27	南三原駅前	和田町松田 143	200	16.3	○	○	○	○	

資 料 編

No.	名称	所在地	収容 人数 (人)	海拔 (m)	災害の種類				
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波
28	地域福祉センター「やすらぎ」	和田町松田 828	500	6.4		○	○	○	
29	松田区集会所	和田町松田 149-5	150	14.8	○	○	○	○	
30	海雲寺	和田町松田 709-5	53	11.0	○	○	○	○	
31	セブンイレブン安房和田町海発店駐車場	和田町松田 1-3	666	17.3	○	○	○	○	○
32	自性院	和田町海発 1459-1	300	15.6	○	○	○	○	
33	としまや弁当和田店駐車場	和田町海発 157-1	123	20.5	○	○	○	○	○
34	中三原区集会所	和田町中三原 291	103	15.5	○	○	○	○	○
35	神唐集会所	和田町下三原 1340-2	16	21.2	○	○	○	○	○
36	妙達寺	和田町小川 503	273	43.7	○	○	○		○
37	小川公会堂	和田町小川 542	76	33.5	○		○	○	○
38	向畑集会所	和田町小川 1579-1	23	21.5	○		○		
39	旧北三原幼稚園	和田町小川 715	833	15.5			○	○	○
40	黒岩青年館	和田町黒岩 116-2	33	29.4	○		○		○
41	熊野神社（下区）	和田町黒岩 392	166	21.7	○	○	○		○
42	押元青年館	和田町黒岩 504-6	66	20.4	○	○	○		○
43	真言院	和田町黒岩 767-2	116	53.0	○		○		○
44	中区集会所	和田町黒岩 1555-3	66	38.0	○		○	○	○

8-15 福祉避難所

<資料8-15-① 福祉避難所(介護施設)>

	施設区分	施設名	電話番号	住所
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム 「伏姫の郷」	58-2011	平久里下 1129-2
2		特別養護老人ホーム アイリスの里	20-4060	富浦町深名 1170-1
3		特別養護老人ホーム 三芳光陽園	36-3211	上掘 280
4		特別養護老人ホーム おもいやりの郷	30-5353	白浜町滝口 7216-8
5		特別養護老人ホーム 千倉苑	40-1811	千倉町瀬戸 2712-24
6		特別養護老人ホーム リブ丸山	46-4766	川谷 302-5
7		特別養護老人ホーム 花の里	47-5193	和田町松田 808
8		小規模特別養護老人ホーム 夕風の郷	28-5644	久枝 257
9	介護老人保健施設 (老人福祉施設)	介護老人保健施設 葵の園・南房総	50-3301	久枝 1140
10		介護老人保健施設 光栄館	36-2323	谷向 166-1
11		介護老人保健施設 晴耕苑	40-1231	千倉町忽戸 692-1
12		サテライト型小規模介護老人保健施設葵の園・岩井海岸	50-3301	久枝 1143
13	サービス付き 高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 南房総 里見 (医療法人 美郷会)	47-2021	和田町黒岩 9-1
14	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム やつかガーデン	33-3113	深名 656-1
15		グループホーム なぎホーム白浜	28-4778	白浜町根本 1736-2
16		グループホーム 夢ほ一む	44-1883	千倉町南朝夷 1661
17		グループホーム リブ丸山	46-2171	川谷 302-8
18		グループホーム 安房穂	47-5556	和田町黒岩 9-1
19		グループホーム 美しの里	40-7177	和田町松田 715-1
20	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム リブスイート千倉	40-1447	千倉町惣戸 737-1
21		小規模多機能ホーム リブテラス丸山	46-4671	珠師ヶ谷 1545-1
22		小規模多機能 ろくじろう	28-5541	白浜町滝口 5175-1
23	短期入所生活介護施設	ショートステイ リブテラス丸山	40-4137	珠師ヶ谷 542
24	(ショートステイ)	しおのねケアセンター	46-2345	白子 2133

＜資料資料 8－15－② 福祉避難所(障害者福祉施設)＞

施設区分	施設名	電話番号	住所
指定障害者支援施設	ふる里学舎和田浦	40-7227	和田町黒岩 1190-1
指定障害福祉サービス事業所	みよし野 まほろば	36-2573	谷向 166-2
共同生活援助(グループホーム)	なぎ白浜の家	28-5557	白浜町根本 1736-7

8－16 道の駅一覧

＜資料 8－16 道の駅一覧＞

名 称	住 所	管理者	電 話	駐 車 台 数	備 考
とみうら(枇杷倶楽部)	富浦町青木 123-1	(株)ちば南房総	0470- 33-4611	乗用車 65 台、大型 15 台、身障者用 4 台	
鄙の里(ひなのさと)	川田 82-1	(株)ちば南房総	0470- 36-4116	小型車 70 台、大型車 8 台	
ローズマリー公園	白子 1501	(株)ちば南房総	0470- 46-2882	小型車 178 台、大型車 10 台、身障者用 5 台	
ちくら・潮風王国	千倉町千田 1051	(株)ちば南房総	0470- 43-1811	小型車 130 台、大型車 10 台、身障者用 1 台	
富楽里とみやま	二部 2211	(株)ちば南房総	0470- 57-2601	普通車 170 台、大型車 13 台、身障者用 1 台	駐車台数 は有料道 路駐車場 を除く。
おおつの里(花倶楽部)	富浦町大津 320	(株)ちば南房総	0470- 33-4616	普通車 15 台、大型車 9 台、身障者用 1 台	
白浜野島崎	白浜町滝口 9240	(株)カフェサウ ダージ	0470- 38-5519	小型車 20 台、大型車 2 台、身障者用 2 台	事業終了 後県から 市に移管
和田浦 WA・O!	和田町仁我浦 243	(株)ちば南房総	0470- 47-3100	普通車 75 台、大型車 4 台、身障者 2 台	

8-17 津波避難ビル一覧

＜資料 8-17 津波避難ビル一覧＞

地 区	施 設 名 称	住 所	電話番号
富山	介護老人保健施設 葵の園	久枝 1140	0470-50-3301
	網元の宿 ろくや	久枝 494	0470-57-2011
	グランビュー岩井	久枝 527-16	0470-57-3311
	旅館 甚五郎(新館)	久枝 608-3	0470-57-2128
	旅館 甚五郎(本館)	久枝 582	0470-57-2128
	エスカール岩井	市部 171-1	
白浜	紀州鉄道白浜ウミサトホテル	白浜町白浜 7034	0470-38-5121
	グランドホテル太陽	白浜町白浜 3535-5	0470-38-3331
	白浜オーシャンリゾート	白浜町白浜 2784	0470-38-2511
	特別養護老人ホーム(おもいやりの郷)	白浜町滝口 7216-8	0470-30-5353
	ブランコスタ白浜	白浜町白浜 3542	0470-38-4234
	南国ホテル	白浜町白浜 2544-1	0470-38-5759
	ホテル南海荘	白浜町白浜 623-1	0470-38-3500
	アベイル白浜	白浜町乙浜 482-6	0470-38-5180
千倉	ホテル千倉	千倉町瀬戸 2980-12	0470-44-3111
	スパラダイス夢みさき	千倉町瀬戸 3171-1	0470-44-2022
	ミラマール千倉	千倉町瀬戸 2944-20	0470-44-4639
	サンマリーナ千倉	千倉町南朝夷 1148-1	
	千倉温泉千倉館	千倉町南朝夷 1045	0470-44-3211
	銀鱗荘ことぶき	千倉町平舘 684	0470-44-2527
	鈴木医院	千倉町白子 1812	0470-44-1010
和田	房総シーサイドコンド	和田町仁我浦 158-1	0470-47-3225
	南房総プリンセスシーハイツ	和田町花園 160-1	

※海岸線付近に位置し 3 階以上を有する鉄筋コンクリート建て施設について津波避難ビルとして施設側と市とが締結したもの

9. 救 援

9-1 応援部隊の受入施設等

＜資料 9-1 応援部隊の受入施設等＞

地 域	名 称	住 所	そ の 他
陸上部隊(応援部隊)の進出拠点			
内房	三芳農村環境改善センター	谷向 109-1	面積=2,610 m ² 、駐車=60 台
外房	丸山体育館駐車場	岩糸 2504	「市道丸山 9 号線」 面積=3,412 m ² 、駐車=50 台
内房	富山地域センター	久枝 327	面積=3,325 m ² 、駐車=61 台
陸上部隊の活動拠点(野営可能地)			
外房	千倉総合運動公園	千倉町川戸 544-8 目標:朝夷行政センター	座標=北緯 34 度 58 分 20 秒、東経 139 度 56 分 44 秒、面積=50,000 m ² 、駐車=110 台、土地の状況:人工芝・天然芝・水道有・トイレ有
内房	富山多目的運動場	久枝 327 目標:富山地域センター	座標=北緯 35 度 5 分 50 秒、東経 139 度 50 分 45 秒、面積=7,772 m ² 、駐車=50 台、土地の状況:土・水道有・トイレ有
消防用ヘリコプター着陸可能場所			
外房	白浜運動広場	白浜町滝口 5580-113	
内房	富浦中学校	富浦町青木 249-1	
警察の救援部隊の活動拠点			
内房	道の駅とみうら	富浦町青木 123-1	面積=8,600 m ² 、駐車場=103 台

9-2 応援部隊の活動物資調達先等

＜資料9-2 応援部隊の活動物資調達先等＞

地区名	名 称	電 話	住 所	そ の 他
燃料補給場所(陸上部隊用)				
富浦	J A安房富浦給油所	0470-33-3311	富浦町原岡 881-1	
富山	J A安房とみやまふれ あい給油所	0470-57-3155	久枝 32-1	
丸山	金井石油	0470-46-2206	石堂 113-1	
和田	J A安房和田給油所	0470-47-4777	和田町下三原 389-5	
白浜	(有)早川石油	0470-38-4520	白浜町白浜 300-4	
千倉	臼井水産有限会社 千倉給油所	0470-44-1150	千倉町平舘 740	
三芳	(有)溝口正商店	0470-36-2141	本織 55-2	
建設重機				
南房総市防災協力会		協力会の会長企業		建設協力会の代 表者
トラック				
千葉県トラック協会房州支部 代表 房州物流(株)		0470-22-4622	館山市国分 887-1	市内のトラック 協会の代表者
消防水利に供するプール等				
「資料編 資料４－２ 消防水利に指定しているプール」を参照				
避難所				
「資料編 資料５－１～８」を参照				

9-3 警備体制

<資料9-3 警備体制>

区 分	県 本 部	警 察 署
災 害 警 備 本 部	災 害 警 備 本 部	署災害警備本部
	本 部 長	警 察 署 長
	○ 災害警備本部長が必要と認めたとき ○ 県（知事部局）が災害対策本部を設置したとき ○ 警察庁が警備局長を長とする災害警備本部以上を設置したとき ○ 県内で甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあるとき ○ 県内で広域にわたり相当程度の被害が発生し又は発生するおそれがあるとき ○ 県内の広域にわたり停電や通信障害が発生し又は発生するおそれがあるとき（短時間回復が見込まれる場合を除く）	本部長が必要と認めた場合
災 害 警 備 対 策 室	○ 地震・津波 ・ 県内に震度5強以上の地震が発生したとき ・ 県内に大津波警報が発表されたとき ○ 風水害 ・ 県内にレベル5各種特別警報が発表されたとき ・ 県内に氾濫発生情報が発表されたとき ・ 県内の相当範囲が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき (警戒レベル5相当) ○ 南海トラフ地震 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けたとき	左 同
	災害警備対策室	署災害警備対策室
	警備部長又は本部警備課長	署長又は署長が指定する
災 害 警 備 対 策 室	○ 災害警備対策室長が必要と認めたとき ○ 県（知事部局）が災害即応体制を確立したとき ○ 警察庁が警備課長を長とする災害警備対策室を設置したとき	警備部長又は本部警備課長が必要と認めた場合 署長が必要と認めた場合
	○ 地震・津波 ・ 県内に震度5弱の地震が発生したとき ・ 県内に津波警報が発表されたとき ○ 風水害 ・ 以下の事項のいずれかに該当し、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合 ・ 県内でレベル4各種危険警報（波浪を除く）が発表されたとき ・ 自治体から避難指示以上が発令されたとき (警戒レベル4相当) ・ 台風が県内に接近・上陸の可能性があるとき ○ 南海トラフ地震 ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けたとき	左 同 ※ 管轄区域に該当し又は該当する可能性がある場合

災害 警備連絡室	災害警備連絡室	署災害警備連絡室
	本部警備課長	署長が指定する者
	○ 災害警備連絡室長が必要と認めたとき ○ 県（知事部局）が情報収集体制を確立したとき ○ 警察庁が災害情報連絡室を設置したとき	本部警備課長が必要 と認めた場合 署長が必要と認めた 場合
	○ 地震・津波 ・ 県内に震度４の地震が発生したとき ・ 県内に津波注意報が発表されたとき ○ 風水害 ・ 県内にレベル３各種警報（波浪を除く）が発表されたとき ・ 県内で河川の増水により氾濫警報情報が発表されたとき（警戒レベル３相当） ・ 台風が関東に接近・上陸の可能性があるとき	左 同 ※ 管轄区域に該当し 又は該当する可能性が ある場合

9-4 規制除外車両の確認等

＜資料 9-4 〔参考：緊急通行車両の対象と内容等〕＞

【緊急交通路を通行できる車両】

緊急交通路が指定された場合、緊急交通路を通行できる車両は、道路交通法で定める緊急自動車（パトカーや救急車等）のほか、知事又は公安委員会が発行する

○緊急通行車両確認証明書（警察署に備え付けている）

○緊急通行車両標章（警察署で発行する）

を掲げているものとなります。

【緊急通行車両の確認・証明手続き】

○申請者

災害応急対策に係る業務に従事する者

○対象車両

災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両

○申請書類

・緊急通行車両確認申出書（警察署に備え付け）

・災害応急対策に使用されるものであることの証明資料

・自動車検査証の写し

○申請先

緊急通行車両として申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

【事前届出制度について】

緊急通行車両標章は、災害発生時に、その都度、届出に基づいて審査を行い、災害従事車両の確認がとれれば標章を交付することとしているが、「災害に従事することが予想される公的機関の車両」については、円滑に災害応急対策に従事できるよう事前届出制度により、災害時には新たな審査をすることなく標章を発行することとしている。

《注意事項》

ボランティア等の一般車両に対しては、迅速・円滑な災害救助活動を行うため、公的機関等からの派遣要請があるもの以外については、標章を発行できないので、ボランティア等で被災地に援助に行かれる場合には、事前に最寄りの警察署に相談が必要。

9-5 災害救助法による被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与の限度額

＜9-5-①災害救助法による給与又は貸与の限度額 夏季（4月から9月まで）＞

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算
全焼、全壊又は流出した世帯	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600

＜9-5-②災害救助法による給与又は貸与の限度額 冬季（10月から翌年3月まで）＞

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算
全焼、全壊又は流出した世帯	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600

9-6 自衛隊への災害派遣要請

<9-6-① 災害派遣要請の範囲>

項 目	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難時の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
3 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助(緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業に優先して実施)
4 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
5 消防活動	利用可能な消防車、その他の防火器具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
6 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の破壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪(ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合)
7 診療、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は県又は市が準備)
8 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
9 炊飯及び給水の支援	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
10 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」による。(ただし、譲与は、県、市町村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。)
11 交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
12 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
13 予防措置	災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
14 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

< 9-6-② 緊急の場合の連絡先 >

部隊名(駐屯地等名)			連絡責任者		電 話 番 号 ()は時間外	県 防 災 行政無線
			時間内 (08:00～ 17:00)	時間外		
県 内	陸 上 自 衛 隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内 線 225	632-721 当)632-725
		高射学校 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内 線 313, 314(302)	500-9631 当)500-9632
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内 線 208(301)	633-721
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内 線 203(302)	636-721 当)636-723
	海 上 自 衛 隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内 線 2420(2424)	635-723
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	柏 0471-91-2321 内 線 2213(2220)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内 線 213 (222)	634-721
	航 自 衛 空 隊	第1補給処 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内 線 303(225)	638-721 当)638-724
県 外	陸 上 自 衛 隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長 防衛班長	司令部 当直長	東京 03-3933-1161 内 線 238, 239(207)	
		東部方面航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立川 042-524-9321 内 線 234(302)	
	海 自 衛 上 隊	横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室 防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 0468-22-3500 内 線 2543(2222)	637-721 637-723
市 内	航 自 衛 空 隊	第44警戒隊 峯岡山分屯基地			南房総 0470-46-3001 内 線 202(410)	

注)緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

< 9-6-③ 指揮連絡用ヘリコプター >

機種	必要地積(最小)
OH-6J×1	約 30m× 30m
UH-1H×1	約 36m× 36m
UH-60×1	約 50m× 50m
CH-47×1	約 100m×100m

注)四方向に障害物のない広場のとき。

9-7 学校等における児童・生徒の安全対策

＜9-7 被害程度と応急教育実施予定施設＞

被害の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が被害を受けた程度の場合	(1) 特別教室・屋内体育施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部被害を受けた程度の場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接又は近隣の学校の校舎を利用する。
県内の大部分(広域において)について被害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校・公民館等施設を利用する。
特定の地区全体に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校・災害を受けなかった最寄りの学校・公民館・公共施設等を利用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。

9-8 ボランティアの協力

＜9-8-① ボランティアの活動分野と市の対策班等＞

活 動 分 野		個人・団体	市受付窓口・対応班
災 害 応 急 一 般 支 援 活 動		一般ボランティア	市本庁、朝夷行政センター、各地域センター
専 門 ボ ラ ン テ ィ ア	医 療 、 看 護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師	衛生・医療班
	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士	施設班
	高 齢 者 支 援	支援団体	福祉班
	障 害 者 支 援	支援団体	福祉班
	外 国 語 通 訳、翻 訳、情 報 提 供	(公財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳	商工班
	通 信、情 報 連 絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	管財渉外班

＜9-8-② 日赤千葉県支部ボランティア育成計画の内容＞

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演会
防災ボランティア・リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア・リーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティア・地区リーダー研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等
防災ボランティア・リーダー会議	リーダー	研修の役割分担等
防災ボランティアアクティブスクール	登録者全員	救急法、炊出し、救護関係実技

9-9 備蓄関係

① 防災倉庫

<資料9-9-① 防災倉庫>

番号	地区名	防災倉庫名	備考	海拔(m)
1	富浦地区	防災センター備蓄倉庫(市役所)		9.2
2		富浦小学校防災倉庫		3.3
3		富浦中学校防災倉庫		11.9
4		富浦子ども園防災倉庫		20.6
5	富山地区	富山学園防災倉庫		29.1
6		富山平群コミュニティセンター防災倉庫		57.6
7		富山岩井コミュニティセンター防災倉庫		10.6
8		富山岩井体育館防災倉庫		12.4
9		旧消防第2支団第5分団詰所内防災倉庫		95.0
10	三芳地区	三芳農村環境改善センター内防災倉庫		18.1
11		消防第3支団第2分団詰所防災倉庫		18.1
12		増間コミュニティセンター防災倉庫		66.3
13		府中興府会館防災倉庫		15.0
14		山名共同館防災倉庫		37.7
15		御庄集会所防災倉庫		31.9
16		みよし交流館防災倉庫		30.3
17		国府土地改良区事務所防災倉庫		16.9
18		滝田区民会館防災倉庫		34.6
19		三芳小学校防災倉庫		19.5
20		三芳中学校防災倉庫		18.9
21	白浜地区	白浜小学校体育館内防災倉庫		16.9
22		白浜地域センター内防災倉庫		10.4
23		白浜コミュニティセンター防災倉庫		12.1
24		白浜体育館防災倉庫		16.3
25	千倉地区	千倉総合運動公園体育館裏防災倉庫		71.0
26		千倉総合運動公園多目的広場防災倉庫		71.0
27		南房総中学校防災倉庫		20.0
28		大貫コミュニティ集会所防災倉庫		25.0
29		千倉七浦体育館防災倉庫		15.0
30		千倉忽戸体育館防災倉庫		14.0
31		千倉子ども園防災倉庫1		15.6

資 料 編

番号	地区名	防災倉庫名	備 考	海拔(m)
32	千倉地区	千倉子ども園防災倉庫 2		15.6
33		千倉小学校防災倉庫		24.5
34		ちくら介護予防センターゆらり防災倉庫		7.3
35	丸山地区	旧丸山保育所防災倉庫		23.0
36		丸山分庁舎内防災倉庫		23.0
37		大井防災倉庫		105.0
38		丸山体育館防災倉庫		32.0
39		千歳地区防災倉庫	丸山資材置場	13.8
40		嶺南中学校防災倉庫		29.0
41		嶺南小学校防災倉庫		28.5
42		子育て支援施設ほのぼの防災倉庫		32.0
43	和田地区	和田体育館		20.0
44		旧南三原小学校防災倉庫		8.0
45		嶺南和田体育館防災倉庫		9.0
46		自然の宿「くすの木」防災倉庫		75.0
47		和田地域センター内防災倉庫		9.1
48		北三原多目的研修集会施設内防災倉庫		17.0
49		千葉県立安房拓心高等学校防災倉庫		8.3

資料：庁内資料

② 物資の備蓄状況

令和 7 年 1 2 月現在

<資料 9－9－② 物資の備蓄状況>

		南房総市	地区名						
			富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田
食料	アルファ化米（食）	22,000	3,700	2,400	2,900	2,900	4,300	2,900	2,900
	パン類（食）	29,264	4,480	2,988	3,708	2,602	8,826	2,690	3,970
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他主食（食）	16,000	2,000	3,350	150	2,250	4,700	3,400	150
飲料	500ml（本）	18,528	1,608	2,208	2,256	1,248	3,264	2,616	5,328
資 機 材 等	発電機	49	5	12	4	6	7	7	8
	ガス発電機	30	2	5	3	3	7	3	7
	孤立用浄水器	8	0	3	1	0	0	2	2

資 料 編

		南房総市	地区名						
			富浦	富山	三芳	白浜	千倉	丸山	和田
資 機 材 等	ランタン	180	16	12	15	24	32	45	36
	簡易トイレ 自動ラップ式（台）	133	25	16	12	17	27	15	21
	携帯トイレ（回）	88,400	9,600	12,000	10,000	10,400	24,800	11,600	10,000
	拡声器	52	2	8	4	7	12	12	7
	ラジオ	70	6	4	18	8	14	7	13
生 活 用 品 類	毛布（枚）	6,784	1,100	883	660	442	1,380	1,340	979
	大人用オムツ（枚）	7,477	1,140	1,008	258	1,351	1,392	1,644	684
	子供用オムツ（枚）	1,228	0	0	0	168	0	1,060	0
	段ボールベッド	44	5	9	1	14	8	4	3
	間仕切りテント	1,212	237	216	128	144	166	123	198
	エアーマット	2,421	546	360	300	355	260	240	360
	ブルーシート	1,672	37	140	330	401	189	364	211

備考：その他、ビックファン、ミストファン、ポータブル電源、ソーラーパネル、1トン貯水槽、カセットコンロ、段ボール間仕切り、発泡スチロールベッド等を備蓄

9-10 仮設住宅建設候補地

＜資料 9-10 仮設住宅建設候補地＞

候補地番号	候補地の名称 (通称)	所在地(地名地番)	土地所有者	仮設住宅建設可能区域 面積(㎡)	建設可能戸数 (戸)	戸数算出 方法	配置図 有無	汚水等生 放流可否	消防水利 有無
1	みよし交流館	南房総市千代 4	市有地	2,800	28	計算	無	否	有
2	三芳小学校グラウンド	南房総市谷向 150	市有地	6,800	68	配置図	有	否	有
3	三芳中学校グラウンド	南房総市本織 60	市有地	9,657	80	配置図	有	否	有
4	根本集会所	南房総市白浜町根本 1687	市有地	1,000	10	配置図	有	否	有
5	白浜小学校グラウンド・白浜幼稚園園庭	南房総市白浜町白浜 3065-3・3117	市有地	5,835	48	配置図	有	否	有
6	千倉子ども園グラウンド	南房総市千倉町南朝夷 1400	市有地	3,780	37	計算	無	否	有
7	千倉小学校グラウンド	南房総市千倉町瀬戸 1616	市有地	5,606	40	配置図	有	否	有
8	旧南小学校グラウンド	南房総市沓見 98-1	市有地	5,292	40	配置図	有	否	有
9	嶺南小学校/中学校グラウンド	南房総市沓見 2705	市有地	8,544	81	配置図	有	否	有
10	丸山運動広場	南房総市岩糸 2530	市有地	9,252	101	配置図	有	否	有
			計	58,566	533				

資料：庁内資料

9-11 医療、福祉施設

① 医療機関

<資料9-11-① 医療機関>

番号	医療機関名	所在地	電話	診療科目	備考
病 院 (○印は救急病院)					
○ 1	亀田総合病院救命救急センター	鴨川市東町 929	04-7092-2211	第3次救急病院	
○ 2	安房地域医療センター	館山市山本 1155	0470-25-5111	第2次救急病院	
診 療 所 (市外局番=0470)					
1	富山国保病院	平久里中 1410-1	58-0301	内・外・整形・リハ・呼・消・肛	浸水想定区域
2	医療法人光洋会 三芳病院	本織 47	36-2311	精神・内・心療	
3	鈴木医院	千倉町白子 1812	44-1010	内・外・小児・整形	
4	白浜中央医院	白浜町白浜 2887-1	38-2751	内・小児・リハ	
5	医・社団水明会 原診療所	富浦町原岡 228-1	33-4065	内・胃・外・消内・内視鏡内科	
6	医・社団恵和会 間宮医院	和田町仁我浦 123	47-2039	内・小児	土砂災害警戒区域
7	医療法人 若林医院	市部 155-12	57-2538	内・外・小児・眼科	
8	医・社団 野崎医院	千倉町北朝夷 2319-1	44-5222	内・消・リハ	
9	医・社団美和会 和穎医院	白浜町白浜 2666-3	38-2313	内・呼・小児・耳鼻	
10	医・美篤会 中原病院	和田町仁我浦 19-1	47-2021	内・外・耳鼻・整形・小児・美・消内・リハ	土砂災害警戒区域
11	医・社団 花の谷クリニック	千倉町白子 2446	44-5303	内	
12	医・社団優和会 松永醫院	千倉町平館 764-1	44-0385	内・外・小児・皮膚・リハ	
13	医・社団優心会 生方内科クリニック	富浦町原岡 137-1	33-2219	内・糖尿病・内分泌科	
14	医療法人光洋会 南房総ファミリークリニック	本織 43-1	20-6171	内・小児・整形・皮膚・眼	
15	医・社団桂 七浦診療所	千倉町大川 638	40-3330	内・老年内・神内	
16	青木内科クリニック	安馬谷 2071	46-2012	内・呼内・小児アレルギー・糖尿病内科	
17	石井クリニック	白子 2131	40-5311	内・外・リハ・美容皮膚	
歯 科 診 療 所 (市外局番=0470)					
1	岡山歯科医院	明石 49	36-2515	歯、矯歯、小歯、歯口	
2	亀田歯科クリニック白浜	白浜町根本 1660-1	38-5118	歯、矯歯、小歯、歯口	
3	医・社団 小原歯科医院	千倉町北朝夷 2928	44-0525	歯、矯歯、歯口	
4	こばやかかわ歯科	富浦町深名 1444-1	33-2950	歯、小歯	
5	小林歯科医院	千倉町瀬戸 2374	44-2374	歯、矯歯、歯口	
6	出口歯科医院	富浦町豊岡 836	33-2152	歯、歯口	
7	富山歯科医院	市部 787	57-3383	歯	
8	中原歯科医院	和田町仁我浦 19-9	47-3301	歯、矯歯	

資 料 編

9	水島歯科医院	白浜町白浜 2695	38-2622	歯	
10	みなみはら歯科診療所	和田町松田 141	47-5550	歯、小歯、歯口	
11	山本歯科医院	千倉町南朝夷 1220	44-0021	歯、小歯、歯口	
12	オダキ歯科	千代 109-1	36-3411	歯、小歯、歯口	
保 険 薬 局 （市外局番＝0470）					
1	テンゴク堂 薬局	富浦町原岡 87-2	33-2027		
2	昭和薬局	富浦町原岡 60-3	33-2002		
3	みどりダイイチ薬局	白浜町白浜 2885-9	38-5780		
4	いわい薬局	竹内 344-2	57-4481		
5	とみうら薬局	富浦町原岡 137-2	33-4423		
6	西野薬局	和田町仁我浦 5-6	47-5003		
7	かなめ薬局・とみやま店	平久里中 1347-1	58-0770		
8	しらはま薬局	白浜町白浜 2670-9	30-5210		
9	多喜薬局	千倉町瀬戸 2355-1	44-2393		
10	まきのき薬局	和田町仁我浦 116-1	47-5023		
11	ちくら薬局	千倉町北朝夷 2320	44-4860		
12	南山堂薬局南房総店	本織 50-5	28-5891		
13	スマイル薬局	千倉町平館 764-5	44-3971		
14	スマレ薬局ローズマリー店	白子 2131-5	46-4675		
15	七浦薬局スマイル	千倉町大川 912-5	40-3971		
16	まるやま薬局	安馬谷 2065-4	28-5885		

資料：庁内資料

②福祉施設

＜資料 9-11-② 福祉施設＞

名 称	住 所	電 話	備 考
南房総市保健福祉施設 (市外電話番号 0470)			
南房総市三芳保健福祉センター	谷向 116 番地 2	36-2113	
南房総市白浜保健福祉センター「はまゆう」	白浜町滝口 6755-3	30-5122	
南房総市千倉社会福祉センター	千倉町南朝夷 164	44-2488	
南房総市千倉保健センター	千倉町瀬戸 2705-6	44-5611	
南房総市ちくら介護予防センター「ゆらり」	千倉町瀬戸 2705-6	44-3541	
南房総市和田地域福祉センター「やすらぎ」	和田町松田 828	47-5390	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (市外電話番号=0470)			
特別養護老人ホームおもいやりの郷	白浜町滝口 7216-8	30-5353	
特別養護老人ホームアイリスの里	富浦町深名 1170-1	20-4060	
特別養護老人ホーム「伏姫の郷」	平久里下 1129-2	58-2011	浸水想定区域
特別養護老人ホーム三芳光陽園	上堀 280	36-3211	
特別養護老人ホーム千倉苑	千倉町瀬戸 2712-24	40-1811	
特別養護老人ホームリブ丸山	川谷 302-5	46-4766	
特別養護老人ホーム花の里	和田町松田 808	47-5193	浸水想定区域
小規模特別養護老人ホーム「夕風の郷」	久枝 257	28-5644	浸水想定区域
介護老人保健施設(老人保健施設) (市外電話番号=0470)			
介護老人保健施設晴耕苑	千倉町忽戸 692-1	40-1231	
介護老人保健施設葵の園・南房総	久枝 1140	50-3301	
ケア型小規模介護老人保健施設葵の園・岩井海岸	久枝 1143	50-3301	
介護老人保健施設光栄館	谷向 166-1	36-2323	
認知症対応型共同生活介護 (市外電話番号=0470)			
グループホーム夢ほーむ	千倉町南朝夷 1611	44-1883	
グループホームリブ丸山	川谷 302-8	46-2171	
グループホーム美しの里	和田町松田 715-1	40-7177	
グループホーム安房穂	和田町黒岩 9-1	47-5556	浸水想定区域
グループホームやつかガーデン	富浦町深名 656-1	33-3113	
グループホームなぎホーム白浜	白浜町根本 1736-2	28-4778	土砂災害警戒区域
障害者福祉施設 (市外電話番号=0470)			
ふる里学舎・和田浦デイセンター	和田町黒岩 1161	40-7227	知的障害者更正施設
就労継続支援B型富浦作業所	富浦町原岡 907-1	33-3767	
グループホームとみうら	富浦町原岡 907-1	33-3767	
やすらぎの家	市部 342	57-3780	生活ホーム
安房地域生活支援センター	谷向 166-2	36-4888	
三芳ワークセンター	谷向 166-2	36-2573	
まほろば	谷向 166-2	36-2314	
庄左エ門デイセンター	千倉町白子 2446	44-5363	
グループホーム千歳	千倉町白子 1793	44-1206	
特定非営利活動法人ふれあいハウス	加茂田 1767-7	46-4534	
デイサービスセンター花の里	和田町松田 808	47-5193	浸水想定区域
びーんず	前田 741-1	28-5007	
てんとうむし	千倉町牧田 82-3	28-5782	
ありんこ	千倉町瀬戸 2350	—	080-2307-4037

資 料 編

みつばちワーク	千倉町瀬戸 2474	28-5782	
おくにあん	千倉町南朝夷千倉 1175	44-1115	
花の谷クリニック短期入所事業所	千倉町白子 2446	44-5363	
ふる里学舎和田浦	和田町黒岩 1190-1	40-7227	
デイサービスセンターあそぼ	千倉町平館 640-1	40-0680	
デイサービスゆうあい	和田町仁我浦 586-2	47-4638	
デイサービスのぼう平磯	千倉町平磯 2179-6	28-4200	
三芳光陽園指定通所介護事業所	上堀 280	36-3211	
グループホーム なぎ白浜の家	白浜町根本 1776	28-5557	土砂災害警戒区域
グループホーム 花華	岩糸 1629	46-2212	
グループホーム道しるべ	千倉町北朝夷 330	29-7016	
ケアステーション・ろくじろう	白浜町滝口 5175 番地 1	28-5541	
就労継続支援 B 型事業所愛's	白子 1968-15	29-5581	
就労継続支援 B 型事業所 Laughters	白浜町白浜 627-17	—	070-4202-5038
ふる里学舎千倉	千倉町瀬戸 2421 番地 2	29-7788	
みんなの森	府中 662 番地 2	28-4710	
南房総白浜デイサポート菜の花牧場	白浜町滝口 6761-2SSB 館	29-5991	
館山ダルクグループホーム M	白浜町滝口湊 6772-5	28-5750	
まるあんホーム	安馬谷 2262-44	29-7335	浸水想定区域
かなかな A, B	千倉町牧田 75 の 5		080-2037-4037

9-12 近隣の火葬場

＜資料 9-12 近隣の火葬場＞

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	安房聖苑	南房総市山名 345	0470-36-3360
2	長狭地区火葬場	鴨川市東町 1850-17	0470-94-1170

9-13 ごみ処理施設

＜資料 9-13 ごみ処理施設＞

名 称	所 在 地	電 話	処理能力
大谷クリーンセンター	南房総市検儀谷 260	0470-57-2646	80t／16hr (終日稼働不可)

備考：令和 8 年 3 月現在

9-14 し尿処理施設

＜資料 9-14 し尿処理施設＞

名 称	所 在 地	電 話	処理能力
南房総市水処理センター	南房総市 御庄 607	0470-28-4081	67kl／日

備考：令和 8 年 3 月現在

9-15 災害時応援・協力協定

＜資料9-15 災害時(相互)応援・協力協定の締結リスト＞

相手先 機関名	締結の名称	締結年月日	締結の内容(概要)	相手連絡先	
				電 話	FAX
山形県 飯 豊町	災害時における相互 応援に関する協定書	平成 19 年 4 月 1 日	災害時の物資提供及 び職員派遣等の相互 応援	0238-72-2111	0238-72-3827
新潟県 魚 沼市	災害時における相互 応援に関する協定書	平成 18 年 9 月 25 日	災害時の物資提供及 び職員派遣等の相互 応援	025-792-1000	025-792-5600
群馬県 渋 川市	災害時における相互 応援に関する協定書	平成 18 年 12 月 14 日	災害時の物資提供及 び職員派遣等の相互 応援	0279-22-2111	0279-24-6541
群馬県 安 中市	災害時における相互 応援に関する協定書	平成 29 年 3 月 11 日	災害時の物資提供及 び職員派遣等の相互 応援	027-382-1111	027-329-6065
山梨県 富 士吉田市・ 千葉県 習 志野市	災害時における相互 応援に関する協定書	平成 30 年 4 月 2 日	災害時の物資提供及 び職員派遣等の相互 応援	(富士吉田市) 0555-22-9070 (習志野市) 047- 453-9211	(富士吉田市) 0555-22-1030 (習志野市) 047-453-9386
国土交通省 関東地方整 備局	災害時の情報交換に 関する協定	平成 23 年 2 月 15 日	被害状況等の情報 交換	048-601-3151	048-600-1376
千葉県	千葉県防災行政無線 局等の設置等に関す る協定書	平成 20 年 3 月 28 日	無線情報装置及び震 度ネット等の設置	043-223-2178	043-222-5219
千葉県	千葉県広域防災拠点 施設の利用に関する 協定	令和 7 年 9 月 9 日	広域防災拠点を開設 及び運営(救援部 隊:警察)	043-223-2163	043-222-5208
南房総市役 所アマチュ ア無線クラ ブ	災害時アマチュア無 線の災害情報通信の 協力に関する協定	平成 21 年 2 月 1 日	災害時の非常通信に よる情報収集		
社団法人安 房医師会	災害時の医療救護活 動に関する協定書	平成 20 年 10 月 9 日	医療救護活動	0470-22-0228	0470-22-4035
社団法人安 房歯科医師 会	災害時の医療救護活 動に関する協定書	平成 20 年 10 月 9 日	医療救護活動	0470-44-0021	0470-44-0021
社団法人全 国霊柩自動 車協会	災害時の遺体搬送に 関する協定書	平成 24 年 2 月 16 日	搬送拠点、火葬場及 び斎場への遺体搬送	0470-23-4171	0470-23-4172
千葉県土地 家屋調査士 会	災害時における家屋 被害認定調査等に関 する協定書	平成 24 年 4 月 23 日	被災家屋の被害認定 調査等	0476-23-2612	0476-23-2613
公益社団法 人 千葉県 建築士事務 所協会安房 支部	南房総市被災建築物 応急危険度判定業務 の実施協力に関する 協定書	平成 29 年 8 月 29 日	被災建築物応急危険 度判定業務及び復旧 等相談業務	0470-23-8161	0470-23-8162
安房農業協 同組合	災害時の石油類燃料 の供給等に関する協 定書	平成 23 年 10 月 28 日	災害発生時における 燃料の確保	0470-24-9111	0470-24-9302
千葉県石油 協同組合 館山鋸南支 部	災害時の石油類燃料 の供給等に関する協 定書	平成 23 年 12 月 15 日	災害発生時における 燃料の確保		

資 料 編

相手先 機関名	締結の名称	締結年月日	締結の内容(概要)	相手連絡先	
				電 話	FAX
千葉県石油 商業協同組 合 安房支 部	災害時の石油類燃料 の供給等に関する協 定書	平成 23 年 11 月 1 日	災害発生時における 燃料の確保	04-7092-1554	
南房総市 S. S 協議 会	災害時の石油類燃料 の供給等に関する協 定書	平成 24 年 12 月 6 日	災害発生時における 燃料の確保	0470-33-3905	0470-20-4666
NPO法人 コメリ災害 対策センタ ー	災害時における物資 供給に関する協定書	平成 19 年 10 月 1 日	災害時生活必需品等 の供給	025-371-4112	025-371-4151
株式会社 セブーン・イ レブン・ジ ャパン	災害時の物資供給及 び店舗営業の継続又 は早期再開に関する 協定	平成 27 年 10 月 1 日	食料品、飲料品、日 用品等の供給	0436-21-7811	
南房総市内 集配代表郵 便局 富浦 郵便局、富 浦郵便局、 岩井郵便 局、館山 郵便局、白 浜郵便局、 千倉郵便 局、丸山郵 便局、和田 郵便局	災害時における南房 総市、南房総市内集 配郵便局間の協力に 関する覚書	平成 18 年 3 月 20 日	災害時における郵便 等の郵政事業の取扱 い及び救護対策 被災市民の避難先等 の情報提供	0470-33-2901	0470-33-3508
菜の花ツー リングトラ イアルクラ ブ	大規模災害時におけ る被害状況調査及び 救援物資輸送等に関 する協定書	平成 25 年 6 月 12 日	被害状況の調査及び 救援物資の輸送		0470-47-4531
千葉県トラ ック協会房 州支部	大規模災害時におけ る救援物資輸送に関 する協定書	平成 30 年 6 月 4 日	救援物資の輸送	0470-22-4622	0470-22-4630
東京電力株 式会社 木 更津支社	大規模停電時におけ る南房総市防災行政 無線の活用に関する 協定書	平成 18 年 6 月 12 日	停電時における防災 無線の活用	0438-23-3551	0438-23-3589
東京電力株 式会社 木 更津支社	南房総市防災行政無 線の活用に関する協 定書	平成 20 年 6 月 27 日	停電時における防災 無線の活用	0438-23-3551	0438-23-3589
千葉県エル ピーガス協 会安房支部	災害時におけるエル ピーガスの供給等 に関する協定書	平成 19 年 4 月 1 日	LP ガス及び消費用 機材の供給	0470-44-1029	
南房総市防 災協力会	地震・風水害・その 他の災害応急対策に 関する業務協定	平成 18 年 5 月 19 日	公共土木施設の応急 復旧工事	0470-33-3571	0470-33-3577
5日で50 00枚の約 束。プロジ ェクト実行 委員会	災害時における量の 提供等に関する協定 書	平成 27 年 3 月 25 日	災害発生時における 避難所等への量の供 給	0470-20-5280	0470-20-5270

資 料 編

相手先 機関名	締結の名称	締結年月日	締結の内容(概要)	相手連絡先	
				電 話	FAX
千葉県理容 生活衛生同 業組合館山 支部	災害時における理容 生活衛生関係業務の 提供に関する協定書	平成 27 年 4 月 13 日	避難所等での理容ボ ランティア及び救援物資 の提供		
一般社団法 人 日本福 祉用具供給 協会	災害時における福祉 用具等物資の供給等 の協力に関する協定 書	平成 28 年 10 月 11 日	避難所等で必要とさ れる介護用品・衛生 用品等福祉用具の提 供		03-3434-3414
ヤフー株式 会社	災害時の情報提供に 関する協定書	平成 29 年 9 月 7 日	災害発生時における 情報発信	03-6898-5312	
大和印刷有 限会社	災害時における無人 航空機による協力に 関する協定書	平成 29 年 12 月 20 日	災害時にドローンを 活用した情報収集等	0120-463-327	0120-463-328
東京電力パ ワーグリッ ド株式会社 木更津支社	災害時における停電 復旧の連携等に関する協定及び覚書	令和 2 年 7 月 21 日	災害時における停電 復旧の連携等	0470-51-2286	0470-51-2289
一般社団法 人 千葉県 環境保全セ ンター館山 支部	災害時における浄化 槽の点検・復旧に関 する協力協定	令和 2 年 7 月 30 日	災害時に浄化槽の緊 急点検及び及び応急 復旧	0470-24-1630	0470-22-9240
レンゴー株 式会社 千 葉工場	災害時における段ボ ールベッド等物資供 給に関する協定	令和 2 年 7 月 30 日	災害時における段ボ ール等物資支給	043-498-2331	043-498-1541
(株) バカ ン	災害時避難所等に係 る情報の提供に関する協定	令和 2 年 10 月 27 日	災害時の避難所混雑 状況を見える化	03-6327-5533	
千葉県行政 書士会	災害時における支援 協力に関する協定	令和 2 年 12 月 10 日	災害時における被災 者支援相談窓口の支 援	043-227-8009	043-225-8634
株式会社デ ベロップ	災害時における移動 式宿泊施設等に関する協定	令和 3 年 8 月 24 日	災害時における移動 式宿泊施設等の優先 的な提供	047-320-0119	047-320-0120
千葉県内水 道事業体	千葉県水道災害 相互応援協定	平成 30 年 11 月 30 日	水道災害が発生した 場合、千葉県内の水 道事業体が千葉県の 調整の下に応援活動 を行う	(千葉県水政課) 043-223-2629 (時間内・夜間・ 休日) 防災電話 500-7235	(千葉県水政課) 043-222-0046 (時間内・夜間・ 休日) 防災 F A X 500-7239
一般社団法 人安房薬剤 師会薬業会	災害時の医療救護活 動に関する協定書	令和 2 年 9 月 11 日	医療救護活動		
公益財産法 人 B&G 財団	B&G 財団及び関東ブ ロック B&G 海洋セン ター等所在市町村間 災害時相互応援協定 書	令和 7 年 9 月 9 日	相互協力・連携によ る被災市町村の応急 対策及び復旧、復興 対策	【電話】 03-6402-5317 【メール】 bousai@bgf.or.jp	

10. 土砂災害危険箇所

10-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

<資料 10-1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 >

箇所番号	箇所名	所在字名	箇所番号	箇所名	所在字名
富浦地区(140 箇所)					
Ⅱ-5171	向田	南無谷	Ⅱ-5173	南無谷 1	南無谷
Ⅱ-5174	南無谷 2	南無谷	Ⅱ-5177	南無谷 3	南無谷
Ⅱ-5178	南無谷 4	南無谷	Ⅱ-5179	南無谷 5	南無谷
Ⅱ-5180	南無谷 6	南無谷	Ⅱ-5181	南無谷 7	南無谷
I-1633	南無谷 8	南無谷	Ⅱ-5183	南無谷 9	南無谷
I-1069	南無谷 10	南無谷	I-1073	南無谷 11	南無谷
I-1076	南無谷 12	南無谷	I-1068 ※	宮ノ台 1	豊岡
Ⅱ-140015	宮ノ台 2	豊岡	Ⅱ-140014	宮ノ台 3	豊岡
Ⅱ-140017	宮ノ台 4	豊岡	Ⅱ-140018	宮ノ台 5	豊岡
I-1071	坂ノ下	豊岡	Ⅱ-5170	坂本 1	豊岡
Ⅱ-5172	坂本 2	豊岡	Ⅱ-140001	坂本 3	豊岡
Ⅱ-140002	坂本 4	豊岡	Ⅱ-140003	坂本 5	豊岡
Ⅱ-140004	坂本 6	豊岡	I-1074	新宿	豊岡
Ⅱ-140012	成陽	豊岡	Ⅱ-5193	聖山	豊岡
Ⅱ-140009	谷 1	豊岡	Ⅱ-140010	谷 2	豊岡
I-1634	豊岡 4	豊岡	I-1635	豊岡 5	豊岡
Ⅱ-5192	木出・仲ノ台	豊岡	Ⅱ-140013	木出・用賀	豊岡
Ⅱ-140016	用賀	豊岡	I-1080	用害	豊岡
Ⅱ-140011	和田	豊岡	Ⅱ-5194	原岡 1	原岡
I-1636	原岡 2	原岡	I-1637	原岡 3	原岡
I-140104	原岡 4	原岡	Ⅱ-141102	原岡 5	原岡
I-1033	船形 6	多々良	Ⅱ-5220	多田良 1	多田良
Ⅱ-5221	多田良 2	多田良	Ⅱ-5222	多田良 3	多田良
Ⅱ-5197	深名 1	深名	I-1085	深名 2	深名叶神
Ⅱ-5199	深名 3	深名	Ⅱ-5200	深名 4	深名
Ⅱ-5201	深名 5	深名	Ⅱ-5202	深名 6	深名
Ⅱ-5212	深名 7	深名	Ⅱ-5198	深名 8	深名
I-1640	深名 9	深名	Ⅱ-5213	深名 10	深名
Ⅲ-0517	深名 11	深名	Ⅲ-0518	深名 12	深名
Ⅲ-0519	深名 13	深名	I-140109	深名 14	深名
I-140113	深名 15	深名	Ⅱ-141105	深名 16	深名
Ⅱ-141107	深名 17	深名	Ⅱ-141108	深名 18	深名

資料編

Ⅱ-141110	深名 19	深名	Ⅱ-141111	深名 20	深名
Ⅱ-141112	深名 21	深名	Ⅲ-140114	深名 22	深名
I-1065	船形 1	深名	I-1067	船形 2	深名
I-1077	丹生 1	丹生	I-1079	丹生 2	丹生
I-1082	丹生 3	丹生	Ⅱ-5184	丹生 4	丹生
Ⅱ-5185	丹生 5	丹生	Ⅱ-5186	丹生 6	丹生
Ⅲ-0515	丹生 7	丹生	Ⅱ-141115	丹生 8	丹生
Ⅱ-141116	丹生 9	丹生	Ⅱ-5224	福澤 1	福澤
Ⅱ-5225	福澤 2	福澤	Ⅱ-5226	福澤 3	福澤
Ⅱ-5227	福澤 4	福澤	Ⅱ-5228	福澤 5	福澤
Ⅱ-5229	福澤 6	福澤	Ⅱ-5230	福沢 7	福沢
Ⅱ-5231	福澤 8	福澤	Ⅱ-5231	福澤 8	福澤
Ⅱ-5232	福沢 9	福沢	Ⅱ-5234	福澤 11	福澤
Ⅱ-5235	福澤 12	福澤	Ⅱ-5236	福澤 13	福澤
Ⅱ-5237	福澤 14	福澤	I-1641	福沢 15	福沢
Ⅱ-5239	福澤 16	福澤	Ⅱ-143028	福澤 16	福澤
Ⅱ-143036	船形 5	福澤	I-1638	宮本 1	宮本
Ⅱ-5208	宮本 2	宮本	I-1639	宮本 3	宮本
Ⅱ-5210	宮本 4	宮本	Ⅱ-5211	宮本 5	宮本
Ⅱ-5214	宮本 6	宮本	Ⅱ-5215	宮本 7	宮本
Ⅱ-5218	宮本 9	宮本	Ⅱ-5219	宮本 10	宮本
Ⅱ-143026	宮本 18	宮本	Ⅱ-143027	宮本 19	宮本
Ⅱ-141117	宮本 20	宮本	Ⅱ-141118	宮本 21	宮本
Ⅱ-141119	宮本 22	宮本	Ⅱ-141120	宮本 23	宮本
Ⅱ-141121	宮本 24	宮本	Ⅱ-5216	大津 9	宮本
Ⅱ-5248	手取 1	手取	Ⅱ-5249	手取 2	手取
Ⅱ-5250	手取 3	手取	Ⅱ-5251	手取 4	手取
Ⅱ-5252	手取 5	手取	Ⅱ-5175	居倉 1	居倉
Ⅱ-5240	居倉 2	居倉	Ⅱ-5241	居倉 3	居倉
Ⅱ-5247	居倉 4	居倉	Ⅱ-5176	大津 1	大津
Ⅱ-5243	大津 11	大津	Ⅱ-5244	大津 12	大津
I-1642	大津 14	大津	Ⅱ-5253	大津 15	大津
I-1643	大津 16	大津	Ⅲ-0516	大津 18	大津
Ⅱ-141122	大津 19	大津	Ⅱ-5187	大津 2	大津
Ⅱ-141123	大津 20	大津	Ⅲ-0514	大津 21	大津
Ⅲ-0513	大津 22	大津	Ⅱ-5188	大津 3	大津
Ⅱ-5203	大津 5	大津	Ⅱ-5204	大津 6	大津
Ⅱ-5205	大津 7	大津	Ⅱ-5206	大津 8	大津

資 料 編

富山地区(129 箇所)					
Ⅱ-5259	久枝 1	久枝	Ⅱ-5260	久枝 2	久枝
Ⅱ-5261	久枝 3	久枝	I-141167	久枝 5	久枝
I-134K2039	岩井袋 4	久枝	Ⅱ-5272	市部 1	市部
Ⅱ-5273	市部 2	市部	Ⅱ-5295	市部 3	市部
Ⅱ-5294	市部 4	市部	Ⅱ-5305	高崎 1	高崎
Ⅱ-5306	高崎 2	高崎	Ⅱ-5307	高崎 3	高崎
Ⅱ-5308	高崎 4	高崎	Ⅱ-5309	高崎 5	高崎
Ⅱ-5310	高崎 6	高崎	Ⅲ-0532	高崎 7	高崎
I-1086	高崎 10	高崎	I-1647	小浦 2	小浦
Ⅱ-5336	小浦 5	小浦	Ⅱ-5337	小浦 6	小浦
Ⅱ-5338	小浦 7	小浦	Ⅱ-5333	小浦 8	小浦
I-1087	小浦 9	小浦	Ⅱ-5303	宮谷 1	宮谷
Ⅱ-5304	宮谷 2	宮谷	Ⅱ-5313	宮谷 4	宮谷
I-141168	宮谷 5	宮谷	I-141169	宮谷 6	宮谷
Ⅱ-5298	合戸 1	合戸	Ⅱ-5299	合戸 2	合戸
I-1646	合戸 3	合戸	Ⅱ-5301	合戸 4	合戸
Ⅱ-5311	合戸 6	合戸	Ⅱ-5296	合戸 7	合戸
Ⅱ-5297	合戸 8	合戸	Ⅱ-5274	二部 1	二部
Ⅱ-5275	二部 2	二部	I-1644	二部 3	二部
I-1645	二部 4	二部	Ⅱ-5278	二部 5	二部
Ⅱ-5279	二部 6	二部	Ⅱ-5280	二部 7	二部
Ⅱ-5281	二部 8	二部	Ⅲ-0529	二部 16	二部
Ⅱ-143054	二部 17	二部	Ⅱ-5262	二部 18	二部
Ⅱ-5263	検儀谷 1	検儀谷	Ⅱ-5264	検儀谷 2	検儀谷
Ⅱ-5265	検儀谷 3	検儀谷	Ⅱ-5266	検儀谷 4	検儀谷
Ⅱ-5267	検儀谷 5	検儀谷	Ⅱ-5268	検儀谷 6	検儀谷
Ⅱ-5269	検儀谷 7	検儀谷	Ⅱ-5270	検儀谷 8	検儀谷
Ⅱ-5271	検儀谷 9	検儀谷	Ⅱ-143052	検儀谷 10	検儀谷
Ⅲ-0540	下佐久間 15	検儀谷	Ⅱ-134K2026	下佐久間 31	検儀谷
Ⅱ-5293	平久里中 4	平久里中	I-133K2613	平久里中 5	平久里中
I-133K2620	平久里中 6	平久里中	I-133K2622	平久里中 7	平久里中
I-133K2624	平久里中 8	平久里中	Ⅱ-133K2612	平久里中 9	平久里中
Ⅱ-133K2614	平久里中 10	平久里中	Ⅱ-133K2615	平久里中 11	平久里中
Ⅱ-133K2616	平久里中 12	平久里中	Ⅱ-133K2618	平久里中 13	平久里中
Ⅱ-133K2619	平久里中 14	平久里中	Ⅱ-133K2621	平久里中 15	平久里中 ※
Ⅱ-133K2623	平久里中 16	平久里中	Ⅱ-133K2625	平久里中 17	平久里中
Ⅱ-5290	山田 1	山田	Ⅱ-5291	山田 2	山田

資料編

Ⅱ-5292	山田 3	山田	Ⅱ-5331	山田 4	山田
Ⅱ-5256	荒川 1	荒川	Ⅱ-5257	荒川 2	荒川
Ⅱ-5258	荒川 3	荒川	Ⅲ-0525	荒川 4	荒川
Ⅲ-0523	荒川 5	荒川	Ⅲ-0527	荒川 6	荒川
I-141170	荒川 10	荒川	Ⅱ-143055	荒川 11	荒川
Ⅱ-143056	荒川 12	荒川	Ⅱ-132K2393	平塚 9	荒川
Ⅱ-132K2397	平塚 11	荒川	Ⅱ-5284	井野 1	井野
Ⅱ-5285	井野 2	井野	Ⅱ-5286	井野 3	井野
Ⅱ-5287	川上 1	川上	Ⅱ-5288	川上 2	川上
Ⅱ-5289 ※	川上 3	川上	Ⅱ-5317	吉沢 4	吉沢
Ⅱ-5318	吉沢 5	吉沢	Ⅲ-1225	吉沢 7	吉沢
Ⅲ-0528	吉沢 8	吉沢	Ⅱ-5282	吉沢 9	吉沢
Ⅱ-5283	吉沢 10	吉沢	Ⅱ-5320 ※	平久里下 1	平久里下
Ⅱ-5321	平久里下 2	平久里下	Ⅱ-5322	平久里下 3	平久里下
Ⅱ-5323	平久里下 4	平久里下	Ⅱ-5324	平久里下 5	平久里下
Ⅱ-5325	平久里下 6	平久里下	Ⅱ-5326	平久里下 7	平久里下
Ⅱ-5327	平久里下 8	平久里下	Ⅱ-5328	平久里下 9	平久里下
Ⅱ-5329	平久里下 10	平久里下	Ⅱ-5330	平久里下 11	平久里下
Ⅱ-5314	平久里下 12	平久里下	Ⅱ-5315	平久里下 13	平久里下
Ⅱ-5316	平久里下 14	平久里下	Ⅱ-5319	平久里下 15	平久里下
I-133K2604	平久里下 16	平久里下	I-133K2605	平久里下 17	平久里下
Ⅱ-133K2600	平久里下 18	平久里下 ※	Ⅱ-133K2601	平久里下 19	平久里下 ※
Ⅱ-133K2602	平久里下 20	平久里下	Ⅱ-133K2603	平久里下 21	平久里下
Ⅱ-133K2606	平久里下 22	平久里下	Ⅱ-133K2607	平久里下 23	平久里下
Ⅱ-133K2608	平久里下 24	平久里下	Ⅱ-133K2609	平久里下 25	平久里下
Ⅱ-133K2610	平久里下 26	平久里下	Ⅱ-133K2611	平久里下 27	平久里下
Ⅱ-5339	犬掛 1	犬掛	Ⅱ-5340	犬掛 2	犬掛
Ⅱ-5341	犬掛 3	犬掛	—	—	—
三芳地区(143 箇所)					
Ⅲ-1227	増間 1	増間	I-1111	増間 2	増間
Ⅱ-6912	増間 3	増間	Ⅱ-5484	上滝田 1	上滝田
Ⅱ-5485	上滝田 2	上滝田	Ⅱ-5486	上滝田 3	上滝田
Ⅱ-5487	上滝田 4	上滝田	Ⅱ-5488	上滝田 5	上滝田
Ⅱ-5489	上滝田 6	上滝田	Ⅲ-0548	上滝田 7	上滝田
Ⅲ-1226	上滝田 8	上滝田	Ⅱ-5490	下滝田 1	下滝田
Ⅱ-5491	下滝田 2	下滝田	Ⅱ-5492	下滝田 3	下滝田
Ⅱ-5493	下滝田 4	下滝田	Ⅱ-5494	下滝田 5	下滝田
Ⅱ-5495	下滝田 6	下滝田	I-1657	下滝田 7	下滝田

資 料 編

Ⅱ-5497	下滝田 8	下滝田	Ⅲ-0549	下滝田 9	下滝田
Ⅱ-5502	下滝田 10	下滝田	I-1658	三坂 1	三坂
Ⅱ-5499	三坂 2	三坂	Ⅱ-5500	三坂 3	三坂
Ⅱ-5498	三坂 4	三坂	Ⅱ-5560	上堀 1	上堀
Ⅲ-0553	上堀 2	上堀	Ⅱ-144010	上堀 3	上堀
Ⅱ-5561	下堀 2	下堀	Ⅱ-5562	下堀 3	下堀
Ⅱ-5564	下堀 4	下堀	Ⅱ-5563	下堀 5	下堀
Ⅱ-5565	谷向 1	谷向	Ⅱ-5566	谷向 2	谷向
Ⅱ-5520	谷向 3	谷向	Ⅱ-5521	谷向 4	谷向
Ⅱ-5522	谷向 5	谷向	Ⅱ-5509	海老敷 1	海老敷
I-1659	海老敷 2	海老敷	Ⅱ-5512	海老敷 4	海老敷
Ⅱ-5513	海老敷 5	海老敷	Ⅱ-5514	海老敷 6	海老敷
Ⅱ-5515	海老敷 7	海老敷	Ⅱ-5516	海老敷 8	海老敷
Ⅱ-5517	海老敷 9	海老敷	Ⅱ-5518	海老敷 10	海老敷
Ⅱ-5519	海老敷 11	海老敷	Ⅲ-0551	海老敷 12	海老敷
Ⅱ-144001	海老敷 13	海老敷	Ⅱ-144002	海老敷 14	海老敷
Ⅱ-144004	海老敷 15	海老敷	Ⅱ-144005	海老敷 16	海老敷
Ⅱ-5503	山下 2	山下	Ⅱ-5504	山下 3	山下
Ⅱ-5505	山下 4	山下	Ⅱ-5506	山下 5	山下
Ⅱ-5507	山下 6	山下	Ⅱ-5508	山下 7	山下
Ⅱ-5579	本織 2	本織	Ⅱ-5580	本織 3	本織
Ⅱ-5581	本織 4	本織	Ⅱ-5582	本織 5	本織
Ⅱ-5567	池之内 1	池之内	Ⅱ-5568	池之内 2	池之内
Ⅱ-5569	池之内 3	池之内	Ⅱ-5570	池之内 4	池之内
Ⅱ-5571	池之内 5	池之内	Ⅱ-5572	池之内 6	池之内
Ⅱ-5573	池之内 7	池之内	Ⅱ-5574	池之内 8	池之内
Ⅱ-5583	中 1	中	Ⅱ-5584	中 2	中
Ⅱ-5585	中 3	中	Ⅱ-5586	中 4	中
Ⅱ-5587	中 5	中	Ⅱ-5588	中 6	中
Ⅱ-5589	中 7	中	Ⅱ-5597	中 8	中
Ⅱ-5598	中 9	中	Ⅲ-0555	中 10	中
Ⅱ-5575	中 11	中	Ⅱ-140001	竹原 32	中
Ⅱ-5590	御庄 1	御庄	Ⅱ-5591	御庄 2	御庄
Ⅱ-5592	御庄 3	御庄	Ⅱ-5593	御庄 4	御庄
Ⅱ-5594	御庄 5	御庄	Ⅱ-5595	御庄 6	御庄
Ⅱ-5596	御庄 7	御庄	Ⅱ-5576	御庄 8	御庄
Ⅱ-5577	御庄 9	御庄	Ⅱ-5523	山名 1	山名
Ⅱ-5524	山名 2	山名	Ⅱ-5525	山名 3	山名

資料編

Ⅱ-5526	山名 4	山名	Ⅱ-5527	山名 5	山名
Ⅱ-5528	山名 6	山名	Ⅱ-5529	山名 7	山名
I-1660	山名 8	山名	Ⅱ-5531	山名 9	山名
Ⅱ-5532	山名 10	山名	Ⅱ-5533	山名 11	山名
Ⅱ-5534	山名 12	山名	Ⅱ-5535	山名 13	山名
Ⅱ-5536	山名 14	山名	Ⅱ-5537	山名 15	山名
Ⅱ-5538	山名 16	山名	I-1661	山名 17	山名
Ⅱ-5540	山名 18	山名	Ⅱ-5541	山名 19	山名
Ⅱ-5542	山名 20	山名	Ⅱ-5543	山名 21	山名
Ⅱ-5544	山名 22	山名	Ⅱ-5545	山名 23	山名
Ⅱ-5546	山名 24	山名	Ⅱ-5547	山名 25	山名
Ⅱ-5548	山名 26	山名	Ⅱ-5549	山名 27	山名
Ⅱ-5550	山名 28	山名	Ⅱ-5551	山名 29	山名
Ⅱ-5552	山名 30	山名	Ⅱ-5553	山名 31	山名
Ⅱ-5554	山名 32	山名	Ⅱ-5555	山名 33	山名
Ⅱ-133K2716	山名 34	山名	Ⅱ-133K2716	山名 34	山名
Ⅱ-5557	山名 35	山名	Ⅱ-5558	山名 36	山名
Ⅱ-5559	山名 37	山名	Ⅲ-0554	山名 40	山名
Ⅱ-144003	山名 42	山名	Ⅱ-144006	山名 43	山名
Ⅱ-144007	山名 44	山名	Ⅱ-144008	山名 45	山名
Ⅱ-144009	山名 46	山名	Ⅱ-144018	山名 47	山名
Ⅱ-143029	山名 48	山名	Ⅱ-143030	山名 49	山名
Ⅱ-143031	山名 50	山名	Ⅱ-143049	山名 51	山名
Ⅱ-143050	山名 52	山名	Ⅲ-0550	山名 53	山名
Ⅲ-1228	山名 54	山名	—	—	—
白浜地区(55 箇所)					
I-1114	乙浜	乙浜	Ⅲ-0564	乙浜 2	乙浜
Ⅲ-0565	乙浜 3	乙浜	Ⅱ-133K2496	乙浜 4	乙浜
I-1113	塩浦	白浜塩浦	I-1118	名倉	白浜
I-1115	小滝	白浜	Ⅱ-5604	白浜 1	白浜
Ⅲ-0562	白浜 2	白浜	Ⅲ-0566	白浜 3	白浜
Ⅲ-0567	白浜 4	白浜	I-133K2524	白浜 5	白浜
I-133K2525	白浜 6	白浜	Ⅱ-133K2523	白浜 7	白浜
Ⅱ-133K2526	白浜 8	白浜	Ⅱ-133K2527	白浜 9	白浜 ※
I-1119	西坊田	西坊田	Ⅱ-5600	滝口 1	滝口
Ⅱ-5601	滝口 2	滝口	Ⅱ-5602	滝口 3	滝口
Ⅱ-5603	滝口 4	滝口	Ⅲ-0556	滝口 5	滝口
Ⅲ-0557	滝口 6	滝口	Ⅲ-0558	滝口 7	滝口

資 料 編

Ⅲ-0559	滝口 8	滝口	Ⅲ-0560	滝口 9	滝口
Ⅲ-0561	滝口 10	滝口	Ⅲ-0568	滝口 11	滝口
I-1117	滝口 12	滝口	I-133K2510	滝口 13	滝口
I-133K2511	滝口 14	滝口	I-133K2513	滝口 15	滝口
I-133K2520	滝口 16	滝口	I-133K2521	滝口 17	滝口
Ⅱ-133K2500	滝口 18	滝口	Ⅱ-133K2501	滝口 19	滝口 ※
Ⅱ-133K2502	滝口 20	滝口 ※	Ⅱ-133K2503	滝口 21	滝口
Ⅱ-133K2504	滝口 22	滝口	Ⅱ-133K2507	滝口 23	滝口
Ⅱ-133K2508	滝口 24	滝口	Ⅱ-133K2509	滝口 25	滝口
Ⅱ-133K2512	滝口 26	滝口	Ⅱ-133K2514	滝口 27	滝口
Ⅱ-133K2515	滝口 28	滝口 ※	Ⅱ-133K2516	滝口 29	滝口
Ⅱ-133K2517	滝口 30	滝口	Ⅱ-133K2518	滝口 31	滝口
Ⅱ-133K2522	滝口 32	滝口	I-1116	青木	白浜根本前
Ⅱ-5599	根本 1	根本	I-1662	根本 2	根本
I-133K2497	根本 3	根本	I-133K2498	根本 4	根本
Ⅱ-133K2499	根本 5	根本	—	—	—
千倉地区(184 箇所)					
I-1129	白間津	白間津	Ⅱ-5675	白間津 2	白間津
I-133K2400	白間津 3	白間津	Ⅱ-133K2398	白間津 4	白間津
Ⅱ-133K2399	白間津 5	白間津	Ⅱ-5674	大川	大川
I-1123	千田	千田	I-1124	千田境	千田
Ⅱ-5673	千田 1	千田	I-1130	平磯	平磯
Ⅱ-133K2401	川口 1	川口	Ⅲ-0577	忽戸	忽戸
I-133K2331	忽戸 1	忽戸	Ⅱ-133K2332	忽戸 2	忽戸
Ⅱ-133K2334	忽戸 3	忽戸	Ⅱ-133K2345	千田 2	平館
Ⅱ-133K2346	千田 3	平館	Ⅱ-133K2347	千田 4	平館
Ⅱ-133K2380	大川 1	平館	I-1131	平館	平館
Ⅱ-133K2333	平館 1	平館	Ⅱ-133K2381	平館 2	平館
I-1120	岡瀬田	南朝夷	I-1126	谷	南朝夷
Ⅱ-5666	南朝夷 1	南朝夷	Ⅱ-5667	南朝夷 2	南朝夷
Ⅱ-5668	南朝夷 3	南朝夷	Ⅱ-5669	南朝夷 4	南朝夷
Ⅱ-5670	南朝夷 5	南朝夷	Ⅱ-5671	南朝夷 6	南朝夷
Ⅱ-5672	南朝夷 7	南朝夷	Ⅲ-0574	南朝夷 8	南朝夷
Ⅲ-0575	南朝夷 9	南朝夷	Ⅲ-0576	南朝夷 10	南朝夷
I-133K2388	南朝夷 11	南朝夷	I-133K2391	南朝夷 12	南朝夷
I-133K2393	南朝夷 13	南朝夷	I-133K2397	南朝夷 14	南朝夷
Ⅱ-133K2382	南朝夷 15	南朝夷	Ⅱ-133K2384	南朝夷 16	南朝夷
Ⅱ-133K2385	南朝夷 17	南朝夷	Ⅱ-133K2386	南朝夷 18	南朝夷

資料編

Ⅱ-133K2387	南朝夷 19	南朝夷 ※	Ⅱ-133K2389	南朝夷 20	南朝夷
Ⅱ-133K2390	南朝夷 21	南朝夷	Ⅱ-133K2392	南朝夷 22	南朝夷
Ⅱ-133K2395	南朝夷 23	南朝夷	Ⅱ-5639	北朝夷 1	北朝夷
Ⅱ-5640	北朝夷 2	北朝夷	Ⅱ-5641	北朝夷 3	北朝夷
Ⅱ-5642	北朝夷 4	北朝夷	Ⅱ-5665	北朝夷 5	北朝夷
Ⅰ-133K2335	北朝夷 6	北朝夷	Ⅰ-133K2402	北朝夷 7	北朝夷 ※
Ⅰ-133K2403	北朝夷 8	北朝夷	Ⅰ-133K2405	北朝夷 9	北朝夷
Ⅰ-133K2409	北朝夷 10	北朝夷	Ⅱ-133K2404	北朝夷 11	北朝夷
Ⅱ-133K2406	北朝夷 12	北朝夷	Ⅱ-133K2407	北朝夷 13	北朝夷
Ⅱ-133K2396	北朝夷 14	北朝夷	Ⅰ-1134	蓮臺枝	北朝夷蓮臺枝
Ⅱ-5623	大貫 1	大貫	Ⅱ-5624	大貫 2	大貫
Ⅱ-5625	大貫 3	大貫	Ⅱ-5627	大貫 5	大貫
Ⅱ-5628	大貫 6	大貫	Ⅱ-5643	大貫 7	大貫
Ⅱ-5644	大貫 8	大貫	Ⅱ-5645	大貫 9	大貫
Ⅱ-5646	大貫 10	大貫	Ⅱ-5647	大貫 11	大貫
Ⅱ-5648	大貫 12	大貫	Ⅱ-5649	大貫 13	大貫
Ⅱ-5650	大貫 14	大貫	Ⅱ-5652	大貫 16	大貫
Ⅱ-5653	大貫 17	大貫	Ⅱ-5654	大貫 18	大貫
Ⅱ-5655	大貫 19	大貫	Ⅱ-5656	大貫 20	大貫
Ⅱ-5657	大貫 21	大貫	Ⅱ-5658	大貫 22	大貫
Ⅱ-5659	大貫 23	大貫	Ⅱ-140063	大貫 24	大貫
Ⅱ-140064	大貫 25	大貫	Ⅱ-140065	大貫 26	大貫
Ⅲ-0571	大貫 27	大貫	Ⅲ-0573	大貫 28	大貫
Ⅰ-133K2367	大貫 29	大貫	Ⅰ-133K2372	大貫 30	大貫
Ⅰ-133K2376	大貫 31	大貫 ※	Ⅱ-133K2365	大貫 32	大貫
Ⅱ-133K2368	大貫 33	大貫	Ⅱ-133K2369	大貫 34	大貫
Ⅱ-133K2370	大貫 35	大貫	Ⅱ-133K2371	大貫 36	大貫
Ⅱ-133K2373	大貫 37	大貫	Ⅱ-133K2374	大貫 38	大貫
Ⅱ-133K2375	大貫 39	大貫	Ⅱ-133K2377	大貫 40	大貫
Ⅱ-133K2378	大貫 41	大貫	Ⅱ-133K2379	大貫 42	大貫
Ⅰ-1127	谷田	大貫	Ⅱ-5629	川戸 1	川戸
Ⅱ-5630	川戸 2	川戸	Ⅱ-5631	川戸 3	川戸
Ⅱ-5632	川戸 4	川戸	Ⅱ-5633	川戸 5	川戸
Ⅱ-5634	川戸 6	川戸	Ⅱ-5636	川戸 7	川戸
Ⅱ-5637	川戸 8	川戸	Ⅱ-5660	川戸 9	川戸
Ⅱ-5661	川戸 10	川戸	Ⅱ-5662	川戸 11	川戸
Ⅱ-5663	川戸 12	川戸	Ⅱ-5664	川戸 13	川戸
Ⅱ-140062	川戸 14	川戸	Ⅲ-0572	川戸 15	川戸

資 料 編

I-133K2353	川戸 16	川口	I-133K2355	川戸 17	川口
II-133K2348	川戸 18	川口	II-133K2349	川戸 19	川口
II-133K2350	川戸 20	川口	II-133K2351	川戸 21	川口
II-133K2352	川戸 22	川口	II-133K2354	川戸 23	川口
II-133K2356	川戸 24	川口	I-1125	宇田	宇田
II-5606	宇田 1	宇田	II-5607	宇田 2	宇田
II-5608	宇田 3	宇田	II-5609	宇田 4	宇田
II-5618	宇田 5	宇田	II-5619	宇田 6	宇田
II-5620	宇田 7	宇田	II-5622	宇田 9	宇田
II-5635	宇田 10	宇田	III-0570	宇田 11	宇田
II-133K2311	宇田 12	宇田	II-133K2312	宇田 13	宇田
II-133K2314	宇田 14	宇田	II-133K2315	宇田 15	宇田
II-133K2316	宇田 16	宇田	II-133K2317	宇田 17	宇田
II-133K2318	宇田 18	宇田	II-133K2319	宇田 19	宇田
II-133K2320	宇田 20	宇田	I-1138	本郷	宇田
II-5617	瀬戸 1	瀬戸	II-5638	瀬戸 2	瀬戸
III-1229	瀬戸 3	瀬戸	I-133K2339	瀬戸 4	瀬戸
I-133K2344	瀬戸 5	瀬戸	II-133K2336	瀬戸 6	瀬戸
II-133K2337	瀬戸 7	瀬戸	II-133K2341	瀬戸 8	瀬戸
II-133K2343	瀬戸 9	瀬戸	I-133K2410	牧田 1	牧田
I-133K2360	川合 1	川合	I-133K2362	川合 2	川合
I-133K2364	川合 3	川合	II-133K2359	川合 5	川合
II-133K2363	川合 6	川合	II-133K2358	川合 4	川合 ※
II-5610	久保 1	久保	II-5611	久保 2	久保
II-5612	久保 3	久保	I-1663	久保 4	久保
II-5614	久保 5	久保	II-5615	久保 6	久保
II-5616	久保 7	久保	II-140066	久保 8	久保
II-140067	久保 9	久保	II-140068	久保 10	久保
I-1151	久保 11	久保	II-133K2321	久保 15	久保
II-133K2322	久保 16	久保	II-133K2324	久保 17	久保
II-133K2325	久保 18	久保	II-133K2326	久保 19	久保
II-133K2327	久保 20	久保	II-133K2328	久保 21	久保
II-133K2329	久保 22	久保	II-133K2330	久保 23	久保
丸山地区(253 箇所)					
III-0578	大井 1	大井	III-0579	大井 2	大井
I-1141	大井 3	大井	I-1168	大井 4	大井
II-5678	御子神 1	御子神	II-5679	御子神 2	御子神
II-5680	御子神 3	御子神	II-5681	御子神 4	御子神

資料編

Ⅱ-5682	御子神 5	御子神	Ⅱ-5676	宮下 1	宮下
Ⅱ-5677	宮下 2	宮下	Ⅱ-5683	宮下 3	宮下
Ⅱ-5684	宮下 4	宮下	Ⅱ-5685	宮下 5	宮下
Ⅱ-5686	宮下 6	宮下	Ⅱ-5687	宮下 7	宮下
Ⅱ-5688	宮下 8	宮下	Ⅱ-5689	宮下 9	宮下
Ⅱ-5690	宮下 10	宮下	Ⅱ-140201	宮下 11	宮下
Ⅱ-140202	宮下 12	宮下	Ⅱ-140203	宮下 13	宮下
Ⅱ-140204	宮下 14	宮下	Ⅱ-140205	宮下 15	宮下
Ⅱ-140206	宮下 16	宮下	Ⅱ-140207	宮下 17	宮下
Ⅱ-140208	宮下 18	宮下	Ⅱ-140209	宮下 19	宮下
Ⅱ-140210	宮下 20	宮下	Ⅱ-5692	宮下 21	宮下
Ⅰ-1154	西根	宮下西根	Ⅱ-5693	川谷 2	宮下西根
Ⅰ-1164	東台	宮下東台	Ⅱ-5697	川谷 6	川谷
Ⅱ-5699	川谷 8	川谷	Ⅱ-5704	川谷 13	川谷
Ⅱ-5705	川谷 14	川谷	Ⅱ-140211	川谷 15	川谷
Ⅱ-140212	川谷 16	川谷	Ⅱ-140213	川谷 17	川谷
Ⅱ-140214	川谷 18	川谷	Ⅱ-140215	川谷 19	川谷
Ⅱ-140216	川谷 20	川谷	Ⅱ-6913	川谷 21	川谷
Ⅱ-5691	石堂原 2	石堂原	Ⅰ-1157	石堂原	石堂根方
Ⅰ-1147	根本前	石堂根本前	Ⅱ-5734	丸本郷 1	丸本郷
Ⅱ-140217	丸本郷 2	丸本郷	Ⅱ-140218	丸本郷 3	丸本郷
Ⅰ-140200	丸本郷 4	丸本郷	Ⅱ-5700	丸本郷 5	丸本郷
Ⅱ-5701	丸本郷 6	丸本郷	Ⅱ-5702	丸本郷 7	丸本郷
Ⅱ-5703	丸本郷 8	丸本郷	Ⅱ-5723	丸本郷 9	丸本郷
Ⅱ-5724	丸本郷 10	丸本郷	Ⅱ-133K2059	丸本郷 11	丸本郷
Ⅱ-133K2060	丸本郷 12	丸本郷	Ⅱ-133K2061	丸本郷 13	丸本郷 ※
Ⅱ-133K2298	丸本郷 14	丸本郷	Ⅰ-1153	清水	丸本郷
Ⅰ-1149	市場	丸本郷市場	Ⅱ-133K2426	前田 10	前田
Ⅱ-133K2427	前田 11	前田	Ⅱ-5725	前田 3	前田
Ⅱ-5726	前田 4	前田	Ⅱ-5727	前田 5	前田
Ⅱ-140223	前田 6	前田	Ⅱ-140224	前田 7	前田
Ⅱ-140225	前田 8	前田	Ⅱ-133K2425	前田 9	前田
Ⅱ-5732	石神 1	石神	Ⅱ-5733	石神 2	石神
Ⅱ-5706	珠師ヶ谷 1	珠師ヶ谷	Ⅱ-5730	珠師ヶ谷 10	珠師ヶ谷
Ⅱ-140219	珠師ヶ谷 12	珠師ヶ谷	Ⅱ-140220	珠師ヶ谷 13	珠師ヶ谷
Ⅱ-140221	珠師ヶ谷 14	珠師ヶ谷	Ⅱ-140222	珠師ヶ谷 15	珠師ヶ谷
Ⅱ-5743	珠師ヶ谷 16	珠師ヶ谷	Ⅱ-5744	珠師ヶ谷 17	珠師ヶ谷
Ⅲ-0582	珠師ヶ谷 18	珠師ヶ谷	Ⅱ-5707	珠師ヶ谷 2	珠師ヶ谷

資 料 編

Ⅱ-5708	珠師ヶ谷 3	珠師ヶ谷	Ⅱ-5709	珠師ヶ谷 4	珠師ヶ谷
Ⅱ-5710	珠師ヶ谷 5	珠師ヶ谷	Ⅱ-5728	珠師ヶ谷 8	珠師ヶ谷
Ⅱ-5729	珠師ヶ谷 9	珠師ヶ谷	I-133K2260	珠師ヶ谷 19	珠師ヶ谷
Ⅱ-133K2250	珠師ヶ谷 20	珠師ヶ谷	Ⅱ-133K2251	珠師ヶ谷 21	珠師ヶ谷
Ⅱ-133K2253	珠師ヶ谷 23	珠師ヶ谷	Ⅱ-133K2256	珠師ヶ谷 24	珠師ヶ谷
Ⅱ-133K2257	珠師ヶ谷 25	珠師ヶ谷	Ⅱ-133K2258	珠師ヶ谷 26	珠師ヶ谷
Ⅱ-133K2259	珠師ヶ谷 27	珠師ヶ谷	Ⅱ-133K2261	珠師ヶ谷 28	珠師ヶ谷
Ⅱ-133K2252	珠師ヶ谷 22	珠師ヶ谷 ※	I-1143	釜滝 1	珠師ヶ谷釜滝
Ⅱ-140050	釜滝 2	珠師ヶ谷釜滝	I-1158	曾我 1	珠師ヶ谷曾我
I-1161	大庭	珠師ヶ谷大庭	I-1155	石堂	石堂
Ⅱ-5713	小戸 1	小戸	Ⅱ-5740	小戸 10	小戸
Ⅱ-5741	小戸 11	小戸	Ⅱ-5742	小戸 12	小戸
Ⅲ-0580	小戸 16	小戸	Ⅲ-0581	小戸 17	小戸
I-133K2267	小戸 18	小戸	I-133K2269	小戸 19	小戸
Ⅱ-5714	小戸 2	小戸	Ⅱ-133K2268	小戸 20	小戸
Ⅱ-133K2270	小戸 21	小戸	Ⅱ-5715	小戸 3	小戸
Ⅱ-5716	小戸 4	小戸	Ⅱ-5735	小戸 5	小戸
Ⅱ-5736	小戸 6	小戸	Ⅱ-5737	小戸 7	小戸
Ⅱ-5738	小戸 8	小戸	Ⅱ-5739	小戸 9	小戸
Ⅱ-5754	岩糸 1	岩糸	I-133K2064	岩糸 10	岩糸
I-133K2065	岩糸 11	岩糸	I-133K2070	岩糸 12	岩糸
Ⅱ-133K2063	岩糸 13	岩糸	Ⅱ-133K2067	岩糸 14	岩糸
Ⅱ-133K2069	岩糸 15	岩糸	Ⅱ-5755	岩糸 2	岩糸
Ⅱ-5757	岩糸 4	岩糸	Ⅱ-5758	岩糸 5	岩糸
Ⅱ-5759	岩糸 6	岩糸	Ⅱ-5760	岩糸 7	岩糸
I-1366	岩糸 8	岩糸	Ⅱ-5745	岩糸 9	岩糸
I-1144	岩糸	岩糸谷頭	Ⅱ-5746	西原	西原
I-133K2297	西原 1	西原	Ⅱ-133K2295	西原 2	西原
Ⅱ-133K2296	西原 3	西原	Ⅱ-5770	加茂 10	加茂
Ⅱ-5771	加茂 11	加茂	Ⅱ-5772	加茂 12	加茂
Ⅱ-5773	加茂 13	加茂	Ⅱ-5774	加茂 14	加茂
Ⅱ-5775	加茂 15	加茂	Ⅱ-5776	加茂 16	加茂
Ⅱ-5777	加茂 17	加茂	Ⅲ-0584	加茂 19	加茂
I-1150	加茂 20	加茂	I-1365	加茂 21	加茂
Ⅱ-5762	加茂 22	加茂	Ⅱ-5763	加茂 23	加茂
I-133K2041	加茂 24	加茂	I-133K2045	加茂 25	加茂
I-133K2046	加茂 26	加茂	I-133K2050	加茂 27	加茂
Ⅱ-133K2035	加茂 28	加茂	Ⅱ-133K2036	加茂 29	加茂

Ⅱ-5761	加茂 3	加茂	Ⅱ-133K2037	加茂 30	加茂
Ⅱ-133K2038	加茂 31	加茂	Ⅱ-133K2039	加茂 32	加茂
Ⅱ-133K2042	加茂 33	加茂	Ⅱ-133K2043	加茂 34	加茂
Ⅱ-133K2044	加茂 35	加茂	Ⅱ-133K2047	加茂 36	加茂
Ⅱ-133K2049	加茂 37	加茂	Ⅱ-133K2051	加茂 38	加茂
Ⅱ-133K2052	加茂 39	加茂	Ⅱ-5764	加茂 4	加茂
Ⅱ-5765	加茂 5	加茂	Ⅱ-5766	加茂 6	加茂
Ⅱ-5767	加茂 7	加茂	Ⅱ-5768	加茂 8	加茂
Ⅱ-5769	加茂 9	加茂	I -1152	神門	加茂神門
I -1167	本郷	加茂本郷	Ⅱ-5717	沓見 1	沓見
Ⅱ-5750	沓見 10	沓見	Ⅱ-5751	沓見 11	沓見
Ⅱ-5752	沓見 12	沓見	Ⅱ-5753	沓見 13	沓見
Ⅱ-140051	沓見 14	沓見	Ⅱ-140052	沓見 15	沓見
Ⅱ-140053	沓見 16	沓見	Ⅱ-140054	沓見 17	沓見
Ⅱ-140055	沓見 18	沓見	Ⅱ-140056	沓見 19	沓見
Ⅱ-5718	沓見 2	沓見	Ⅱ-140057	沓見 20	沓見
Ⅱ-140058	沓見 21	沓見	Ⅱ-140059	沓見 22	沓見
Ⅲ-0583	沓見 23	沓見	I -133K2111	沓見 24	沓見
I -133K2115	沓見 25	沓見	I -133K2118	沓見 26	沓見
Ⅱ-133K2106	沓見 28	沓見	Ⅱ-133K2107	沓見 29	沓見
Ⅱ-5719	沓見 3	沓見	Ⅱ-133K2108	沓見 30	沓見
Ⅱ-133K2112	沓見 31	沓見	Ⅱ-133K2113	沓見 32	沓見
Ⅱ-133K2114	沓見 33	沓見	Ⅱ-133K2116	沓見 34	沓見
Ⅱ-133K2117	沓見 35	沓見	Ⅱ-133K2119	沓見 36	沓見
Ⅱ-133K2120	沓見 37	沓見	Ⅱ-133K2121	沓見 38	沓見
Ⅱ-133K2122	沓見 39	沓見	Ⅱ-5720	沓見 4	沓見
Ⅱ-133K2123	沓見 40	沓見	Ⅱ-133K2124	沓見 41	沓見
Ⅱ-133K2125	沓見 42	沓見	Ⅱ-5721	沓見 5	沓見
Ⅱ-5722	沓見 6	沓見	Ⅱ-5747	沓見 7	沓見
Ⅱ-5748	沓見 8	沓見	Ⅱ-5749	沓見 9	沓見
Ⅱ-133K2104	沓見 27	沓見 ※	I -1146	根方	沓見根方
I -1163	塚崎	沓見塚崎	Ⅱ-133K2142	古川 1	古川
Ⅱ-5784	峰 1	峰	Ⅱ-5785	峰 2	峰
Ⅱ-5786	峰 3	峰	I -133K2627	峰 4	峰
Ⅱ-133K2626	峰 5	峰	Ⅱ-133K2628	峰 6	峰
Ⅱ-5779	安馬谷 1	安馬谷	Ⅱ-133K2002	安馬谷 10	安馬谷
Ⅱ-133K2004	安馬谷 11	安馬谷	Ⅱ-133K2008	安馬谷 12	安馬谷
Ⅱ-133K2009	安馬谷 13	安馬谷	Ⅱ-133K2010	安馬谷 14	安馬谷

資 料 編

Ⅱ-133K2011	安馬谷 15	安馬谷	Ⅱ-133K2012	安馬谷 16	安馬谷
Ⅱ-133K2013	安馬谷 17	安馬谷	Ⅱ-133K2014	安馬谷 18	安馬谷
Ⅱ-5780	安馬谷 2	安馬谷	Ⅱ-5781	安馬谷 3	安馬谷
Ⅱ-5782	安馬谷 4	安馬谷	Ⅱ-5783	安馬谷 5	安馬谷
Ⅱ-5778	安馬谷 6	安馬谷	I-133K2005	安馬谷 7	安馬谷
I-133K2006	安馬谷 8	安馬谷	Ⅱ-133K2001	安馬谷 9	安馬谷
I-1142	下道	安馬谷下道	I-1160	大沼	安馬谷大沼
Ⅱ-133K2078	久保 12	久保	Ⅱ-133K2079	久保 13	久保
Ⅱ-133K2080	久保 14	久保	—	—	—
和田地区(155 箇所)					
I-133K2643	花園 1	花園	Ⅱ-133K2644	花園 2	花園
Ⅱ-133K2645	花園 3	花園	Ⅱ-133K2646	花園 4	花園
Ⅱ-133K2647	花園 5	花園	I-133K2657	柴 1	柴
Ⅱ-133K2656	柴 2	柴	I-0992	仁我浦	仁我浦
Ⅱ-133K2686	仁我浦 1	仁我浦	Ⅱ-4694	五十蔵 1	五十蔵
Ⅱ-4700	五十蔵 2	五十蔵	I-133K2695	五十蔵 3	五十蔵
Ⅱ-133K2690	五十蔵 4	五十蔵	Ⅱ-133K2694	五十蔵 5	五十蔵
I-1001	スルス森	礎森	Ⅱ-133K2696	礎森 1	礎森
Ⅱ-133K2699	礎森 2	礎森	Ⅱ-133K2700	礎森 3	礎森
Ⅱ-133K2702	礎森 4	礎森	Ⅱ-4697	布野 1	布野
Ⅱ-4698	布野 2	布野	Ⅲ-0470	布野 3	布野
Ⅲ-0475	布野 4	布野	Ⅲ-0476	布野 5	布野
Ⅱ-4692	布野 6	布野	Ⅱ-4699	布野 7	布野
Ⅱ-133K2680	布野 8	布野	Ⅱ-133K2689	布野 9	布野
Ⅱ-133K2698	布野 10	布野	I-1000	小向	小向
Ⅱ-4701	小向 1	小向	Ⅲ-0477	小向 5	小向
I-133K2678	小向 6	小向	I-1360	返田谷	和田
I-1618	和田 1	和田	I-0995	和田 2	和田
I-0993	和田 3	和田	I-2066 ※	和田 4	和田
I-133K2715	和田 5	和田	Ⅱ-133K2713	和田 6	和田 ※
I-0994	真浦 1	真浦	Ⅱ-4709	真浦 2	真浦
Ⅱ-133K2665	真浦 3	真浦	Ⅱ-4721	小川 1	小川
Ⅱ-4722	小川 2	小川	Ⅱ-4723	小川 3	小川
Ⅱ-4724	小川 4	小川	Ⅱ-4743	小川 6	小川
Ⅱ-4744	小川 7	小川	Ⅲ-0478	小川 8	小川
I-0996	小川 9	小川	Ⅱ-4719	小川 10	小川
Ⅱ-133K2717	小川 11	小川	I-133K2661	小川 11	小川
I-133K2662	小川 12	小川	Ⅱ-133K2659	小川 13	小川

資料編

Ⅱ-133K2663	小川 14	小川	Ⅱ-133K2664	小川 15	小川
Ⅱ-4690	上三原 1	上三原	Ⅱ-4691	上三原 2	上三原
Ⅱ-4693	上三原 3	上三原	Ⅱ-4695	上三原 4	上三原
Ⅱ-4696	上三原 5	上三原	Ⅱ-4710	上三原 7	上三原
Ⅱ-4711	上三原 8	上三原	Ⅱ-4713	上三原 9	上三原
Ⅱ-143037	上三原 10	上三原	Ⅱ-4702	上三原 11	上三原
Ⅰ-133K2654	上三原 12	上三原	Ⅰ-133K2669	上三原 13	上三原
Ⅱ-133K2673	上三原 15	上三原 ※	Ⅰ-133K2684	上三原 14	上三原
Ⅱ-133K2676	上三原 16	上三原	Ⅱ-133K2679	上三原 17	上三原
Ⅱ-133K2681	上三原 18	上三原	Ⅱ-133K2682	上三原 19	上三原
Ⅱ-133K2683	上三原 20	上三原	Ⅱ-133K2685	上三原 21	上三原
Ⅱ-133K2687	上三原 22	上三原	Ⅱ-133K2688	上三原 23	上三原
Ⅱ-133K2691	上三原 24	上三原	Ⅱ-133K2693	上三原 25	上三原
Ⅱ-133K2697	上三原 26	上三原	Ⅱ-4705	黒岩 1	黒岩
Ⅱ-4706	黒岩 2	黒岩	Ⅱ-4707	黒岩 3	黒岩
Ⅱ-4708	黒岩 4	黒岩	Ⅱ-4714	黒岩 5	黒岩
Ⅱ-4715	黒岩 6	黒岩	Ⅱ-4716	黒岩 7	黒岩
Ⅱ-4717	黒岩 8	黒岩	Ⅱ-4718	黒岩 9	黒岩
Ⅲ-0471	黒岩 12	黒岩	Ⅱ-143038	黒岩 13	黒岩
Ⅰ-141165	黒岩 14	黒岩	Ⅰ-141166	黒岩 15	黒岩
Ⅱ-4703	黒岩 16	黒岩	Ⅱ-4704	黒岩 17	黒岩
Ⅱ-4712	黒岩 18	黒岩	Ⅰ-133K2650	黒岩 19	黒岩
Ⅰ-133K2670	黒岩 20	黒岩	Ⅰ-133K2672	黒岩 21	黒岩
Ⅰ-133K2677	黒岩 22	黒岩	Ⅱ-133K2649	黒岩 23	黒岩
Ⅱ-133K2651	黒岩 24	黒岩	Ⅱ-133K2652	黒岩 25	黒岩
Ⅱ-133K2653	黒岩 26	黒岩	Ⅱ-133K2671	黒岩 27	黒岩
Ⅱ-133K2674	黒岩 28	黒岩	Ⅱ-133K2675	黒岩 29	黒岩
Ⅰ-1003	白渚	白渚	Ⅱ-4745	白渚 2	白渚
Ⅰ-133K2711	白渚 3	白渚	Ⅰ-133K2712	白渚 4	白渚
Ⅱ-133K2709	白渚 5	白渚	Ⅱ-133K2710	白渚 6	白渚
Ⅱ-4727	下三原 1	下三原	Ⅱ-4738	下三原 2	下三原
Ⅱ-4729	下三原 3	下三原	Ⅱ-4730	下三原 4	下三原
Ⅱ-4731	下三原 5	下三原	Ⅱ-4741	下三原 6	下三原
Ⅲ-0472	下三原 7	下三原	Ⅲ-0474	下三原 9	下三原
Ⅱ-143039	下三原 10	下三原	Ⅱ-4748	下三原 11	下三原
Ⅱ-4749	下三原 12	下三原	Ⅰ-133K2636	下三原 13	下三原
Ⅰ-133K2640	下三原 14	下三原	Ⅰ-133K2642	下三原 15	下三原
Ⅱ-133K2634	下三原 16	下三原	Ⅱ-133K2637	下三原 17	下三原

資 料 編

Ⅱ-133K2639	下三原 18	下三原	Ⅱ-133K2641	下三原 19	下三原
I-0999	中三原 1	中三原	Ⅱ-4732	中三原 2	中三原
Ⅱ-4733	中三原 3	中三原	Ⅱ-4734	中三原 4	中三原
Ⅱ-4735	中三原 5	中三原	Ⅱ-4736	中三原 6	中三原
Ⅱ-4737	中三原 7	中三原	Ⅱ-4738	中三原 8	中三原
Ⅱ-4739	中三原 9	中三原	Ⅱ-4740	中三原 10	中三原
I-133K2705	中三原 11	中三原	I-133K2707	中三原 12	中三原
I-133K2708	中三原 13	中三原	Ⅱ-133K2704	中三原 14	中三原
Ⅱ-133K2706	中三原 15	中三原	Ⅱ-133K2648	開発 1	海発
I-1004	沼	沼	Ⅱ-133K2666	沼 1	沼
Ⅱ-133K2667	沼 2	沼	Ⅱ-133K2668	沼 3	沼 ※
I-132K2113	江見外堀 1	江見外堀	—	—	—

備考：※＝特別警戒区域の指定なし

10-2 土砂災害警戒区域等（土石流）

<資料 10-2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 >

箇所番号	箇所名	所在字名	箇所番号	箇所名	所在字名
富浦地区(4 箇所)					
I-46100101	砂浦	南無谷	I-46100201	小浜沢 2	南無谷
Ⅱ-46100302	丹生	丹生 ※	Ⅱ-46100402	山岸沢	深名 ※
富山地区(17 箇所)					
I-46201101	南ヶ谷川	小浦	I-46200601	大滝川	合戸、宮谷
I-46200701	曙光沢川	合戸、宮谷	I-46200801	風早川	合戸、宮谷
Ⅱ-46200902	合戸 1	合戸	I-46201001	合戸 2	合戸、市部、二部
I-46200101	勝善寺川 1	二部	I-46200201	勝善寺川 2	二部
Ⅱ-46200302	川谷堀川	二部	I-46200401	大勝川	検儀谷、二部 ※
Ⅱ-46200502	池谷ノ川	検儀谷 ※	I-46201501	伊予川	平久里中
Ⅱ-46201402	天神川	平久里中、荒川	Ⅱ-46201302	外野川	荒川
I-46201201-a	岩瀬川 1	山田	I-46201201-b	岩瀬川 2	山田
Ⅱ-46201602	細野川	犬掛	-	-	-
三芳地区(11 箇所)					
Ⅱ-133D2718	石合川	上堀	Ⅱ-46400102	水汲戸	上滝田
Ⅱ-46400202	池田	上滝田	Ⅱ-46400302	竹之花川	下滝田
I-46400401	御門	下滝田	I-46400501	唐沢川	下滝田
Ⅱ-46401002	寺作川	池ノ内	I-46401101	大作川	池之内 ※
Ⅱ-46400702	奥谷沢	山名 ※	Ⅱ-46400802	大谷川	山名 ※

資料編

Ⅱ-46400902	上井戸川	御庄	-	-	-
白浜地区(8 箇所)					
Ⅰ-46500401	青木 1	白浜	Ⅰ-46500501	青木 2	白浜
Ⅰ-46500601	熊野川	白浜	Ⅰ-46500701	稲荷川	白浜
Ⅰ-46500801	青年川	白浜	Ⅱ-46500302	滝口	滝口
Ⅰ-46500101	根本 1	根本、滝口	Ⅰ-46500201	根本 2	根本、滝口
千倉地区(3 箇所)					
Ⅰ-46600101	白間津川	白間津	Ⅱ-46600202	一反田	宇田 ※
Ⅱ-46600302	久保川	久保 ※	-	-	-
丸山地区(16 箇所)					
Ⅰ-46700201	愛宕川 1	大井	Ⅰ-46700301	愛宕川 2	大井
Ⅱ-46700402	大井下沢	大井	Ⅰ-46700501	吉野	宮下、川谷
Ⅱ-46700702	丸上沢	丸本郷 ※	Ⅱ-46701102	釜滝川	珠師ヶ谷 ※
Ⅱ-46701202	下沢	珠師ヶ谷 ※	Ⅰ-46701001	大庭沢	珠師ヶ谷、石堂 ※
Ⅰ-46700601	谷田沢	石堂	Ⅱ-46701402	中郷沢	小戸 ※
Ⅱ-46701502-a	権現沢 1	小戸 ※	Ⅱ-46701502-b	権現沢 2	小戸
Ⅱ-46701302	長谷沢	西原 ※	Ⅱ-46700902	宮田沢	加茂 ※
Ⅱ-46700802	根方沢	杳見 ※	Ⅰ-46700101	高房沢	安馬谷 ※
和田地区(18 箇所)					
Ⅰ-46801801	仁我浦沢	仁我浦	Ⅰ-46801701	和田沢	和田、真浦
Ⅰ-46800501	五十蔵沢 1	五十蔵 ※	Ⅱ-46800602	五十蔵沢 2	五十蔵、布野
Ⅱ-46800702	五十蔵沢 3	五十蔵	Ⅰ-46800801	倉合川	小向、上三原
Ⅱ-46800902	別所沢	黒岩、上三原	Ⅱ-46801002	別所	上三原、黒岩
Ⅱ-46801102	押元沢 1	上三原、黒岩	Ⅱ-46801202	押元沢 2	上三原 ※
Ⅱ-46801302	寺谷沢	中三原 ※	Ⅱ-46801402	宿沢	中三原
Ⅰ-46801501	向畑沢 1	真浦、小川、白渚 ※	Ⅱ-46801602	向畑沢 2	白渚 ※
Ⅱ-46800202	東小戸沢 1	下三原 ※	Ⅱ-46800302	東小戸沢 2	下三原 ※
Ⅱ-46800402	東小戸沢 3	下三原 ※	Ⅱ-46800102	沼沢	沼

備考：※＝特別警戒区域の指定なし

10-3 土砂災害警戒区域等（地滑り）

<資料 10-3 土砂災害警戒区域>

箇所番号	箇所名	所在字名	箇所番号	箇所名	所在字名
富浦地区(1 箇所)					
179	福沢	福澤、深名、宮本	-	-	-
富山地区(25 箇所)					
1	平群	平久里中、平塚、山田	2	富山	合戸、宮谷
11	平久里中	平久里中、荒川、平久里下	13	平久里下	平久里下、吉沢
16	外野	荒川	17	吉沢	吉沢
18	二部・検儀谷	二部、検儀谷	23	東星田	山田、大井
28	野々塚	荒川、平久里中	42	白井	吉沢
43	犬掛	犬掛、平久里下	52	小浦	小浦
55	荒川	荒川	56	井野川上	井野、川上、二部、平久里中、吉沢
79	伊予ヶ岳	荒川、平久里中	84	山田	山田
98	荒川 1	荒川	99	荒川 2	荒川
132	平久里下吉沢	平久里下、吉沢	133	大沢	平久里下、平久里中
138	宮谷	宮谷、合戸、高崎	171	岩井	検儀谷、二部
172	合戸	合戸	173	宮谷西	高崎、竹内
174	高崎	高崎、小浦	-	-	-
三芳地区(4 箇所)					
19	増間	増間、上滝田	82	山名	山名
177	下瀧田	下滝田、上滝田	178	下組	下滝田
丸山地区(10 箇所)					
20	入字田	大井	21	大井	大井
70	大井 1	大井	73	宮下	宮下、川谷
80	大川	大井、平塚	100	御子神	宮下
103	御子神 1	宮下	182	小向	石堂、石堂原、川谷、宮下
183	犬切南	石堂、大井、川谷	185	川谷	珠師ヶ谷
和田地区(8 箇所)					
62	新田	上三原、礪森、布野	66	貝沢	上三原
68	五十蔵	五十蔵、上三原、礪森、布野	72	柴	柴
75	上三原	上三原、布野	186	小川	小川
187	小向 1	小向、上三原	188	道久保	小川、真浦

10-4 急傾斜地崩壊危険区域

＜資料 10-4 急傾斜地崩壊危険区域＞

地 区	番号	地区名	所 在 地	地 区	番号	地区名	所 在 地
富浦地区 (7 区域)	69	小浜	富浦町南無谷	丸山地区 (5 区域)	41	石堂	石堂
	70	石小浦	富浦町南無谷		63	根本前	石堂根本前
	71	宮ノ台	富浦町豊岡		208	真野	久保
	157	坂ノ下	富浦町豊岡		415	久麦	西原
	210	丹生の 1	富浦町丹生		465	釜滝	珠師ヶ谷
	211	丹生の 2	富浦町丹生	和田地区 (5 区域)	27	和田	和田町和田
	212	丹生の 3	富浦町丹生		90	仁我浦	和田町仁我浦
富山地区 (2 区域)	136	向町	小浦字向町		185	真浦	和田町真浦
	209	南ヶ谷	小浦		362	向畑	和田町小川
白浜地区 (2 区域)	439	塩浦	白浜町塩浦		366	小浦	和田町和田
	504	西坊田	白浜町滝口				

出典：「千葉県地域防災計画(令和 6 年度修正)資料編」
注) 番号は指定番号

10-5 地すべり防止区域

＜資料 10-5-① 地すべり防止区域（国土交通省所管）＞

地区名	No	地すべり地域名	郡市町村名	面積 (ha)	指定年月日及び告示番号
富山	1	平群	南房総市山田	211.70	S 3 5. 3. 4 建告示第 3 1 5 号
	2	富山	南房総市宮谷	55.90	S 3 5. 3. 4 建告示第 3 1 5 号
	11	平久里中	南房総市平久里中	73.90	S 3 7. 1 0. 7 建告示第 2 5 8 5 号
					S 5 3. 1 2. 2 建告示第 1 8 0 9 号
	13	平久里下	南房総市平久里下	32.00	S 4 2. 1. 1 8 建告示第 8 8 号
	6	外野	南房総市荒川	110.00	S 4 3. 3. 1 建告示第 2 5 2 号
	17	吉沢	南房総市吉沢	65.00	S 4 3. 3. 1 建告示第 2 5 2 号
	18	二部・検儀谷	南房総市二部・検儀谷	61.00	S 4 3. 3. 1 建告示第 2 5 2 号
	23	東星田	南房総市山田	53.78	S 4 4. 6. 5 建告示第 3 0 2 3 号
					H 2 0. 6. 6 国告示第 7 0 5 号
	28	野々塚	南房総市平久里中	138.60	S 5 6. 3. 1 7 建告示第 5 4 5 号
三芳	19	増間	南房総市増間	500.00	S 4 3. 3. 1 建告示第 2 5 2 号
丸山	20	入宇田	南房総市入宇田	7.00	S 4 3. 3. 1 建告示第 2 5 2 号
	21	大井	南房総市大井	457.30	S 4 3. 3. 1 建告示第 2 5 2 号
					S 6 3. 7. 1 8 建告示第 1 5 8 0 号

資 料 編

<資料 10-5-② 地すべり防止区域（農林水産省所管）>

地区名	地域番号	地域名	面積 (ha)	指定年月日	農林省告示番号
富山	24	平久里下吉沢	132.30	S.45. 3.31	428
	25	大沢	139.20	S.46. 3.26	607
	30	宮谷	68.30	S.48. 3.30	742

<資料 10-5-③ 地すべり防止区域（林野庁所管）>

地区名	番号	区域名	面積 (ha)	指定年月日	所在地
富山	1	荒川	184.60	S34.6.13	南房総市荒川
	2	井野・川上	421.36	S37.8.17	南房総市井野、川上、二部、吉沢
	25	伊予ヶ岳	140.92	S49.2.18	南房総市平久里中、荒川
	26	大川	218.9	S52.6.6	南房総市山田
	30	山田	116.52	H4.8.5	南房総市平久里中、平九里下、山田
三芳	28	山名	110	S56.5.12	南房総市山名、増間、海老敷
丸山	16	嶺岡	389.26	S44.11.24	南房総市大井
	19	宮下	217.4	S45.12.18	南房総市川谷、宮下
和田	8	新田	36.30	S38.5.26	南房総市和田町布野、上三原、礎森
	12	貝沢	55.31	S43.8.7	南房総市和田町上三原
	14	五十蔵	210.7	S44.11.24	南房総市和田町五十蔵、布野、礎森
	18	柴	76.25	S45.9.7	南房総市和田町柴
	21	上三原	288.5	S47.12.5	南房総市和田町布野、上三原、礎森

10-6 山腹崩壊危険地区

<資料 10-6 山腹崩壊危険地区>

地区番号	大 字	字	地区番号	大 字	字
富浦地区(32箇所)					
2	大津	市野々	3	大津	寺畑
4	手取	尾崎	7	南無谷	山崎
8	深名	汐木津	9	深名	平代
10	宮本	札ノ谷	12	深名	大半津
13	南無谷	駒込	14	南無谷	上ノ坪
15	丹生	関口	16	丹生	照尾
17	丹生	芳畑	18	豊岡	坂本
20	多田良	磯ノ脇	22	原岡	和田
23	居倉	青木沢	24	深名	丹関
25	宮本	舞台	26	宮本	入ノ坪
27	宮本	仲尾沢	28	福沢	原田
29	福沢	山崎	30	多田良	西浜
31	深名	岩崎	32	福沢	香谷
33	福沢	平田	34	福沢	仲入
35	南無谷	駒込	36	宮本	仲尾沢

37	大津	坂本	38	大津	中里
富山地区(15 箇所)					
1	犬掛	北畑	2	平久里下	西長藤
3	平久里下	東長藤	4	犬掛	川坂
5	平久里下	永蔵	6	二部	高田
7	二部	亀井	8	久枝	関下
9	市部	宿免	11	合土	風早
12	小浦	飛ヶ谷	13	高崎	芝山
14	犬掛	曲田	15	山田	乙沢
16	竹内	竹内山	-	-	-
三芳地区(71 箇所)					
1	上滝田	大畑	2	上滝田	滝山
3	海老敷	寺谷	4	山名	山間
5	上堀野	石合	6	上滝田	寺台
7	上滝田	上原	8	上滝田	水汲戸
9	上滝田	松尾	10	下滝田	茱萸沢
11	下滝田	竹ノ花	12	下滝田	平山
13	下滝田	祢宜明	14	山下	唐沢
15	下滝田	仏知山	16	三坂	神出ヶ谷
7	上滝田	根古屋	18	上滝田	根古屋
20	海老敷	寺山	21	海老敷	大阪
23	下滝田	唐沢	24	上堀野	黒岩
25	上滝田	高月	26	山下	八幡谷
27	下滝田	真名坂	28	山名	横山
29	山名	平沢	30	海老敷	寺山
31	上滝田	水汲戸	32	上滝田	水汲戸
33	上滝田	花ノ木	34	上滝田	池田
35	上滝田	池田	36	上滝田	大畑
37	下滝田	仏知山	38	海老敷	広田
39	山名	子ノ神	40	上堀野	黒岩
41	三坂	公法佐	42	山下	杉戸
43	大学口	下前田	44	山名	石切
45	山名	井戸口	46	山名	猿田前
47	山名	山間	48	山名	小山
49	山名	大谷	50	本織	平尾
51	本職	谷	52	本職	道城前
53	本職	道城前	54	明石	入ノ谷
55	池ノ内	西谷	56	池ノ内	大作
57	池ノ内	在戸	58	池ノ内	在戸
59	池ノ内	民崎	60	中	三角
61	中	大下	62	中	平池
63	中	大月	64	中	奥谷
65	中	奥谷	66	中	上ノ谷
67	中	下内坂	68	御庄	根廻り
69	山名	治郎丸	70	御庄	引越
71	御庄	西深井	72	山名	高井ヶ谷
73	山名	九ノ木	-	-	-
白浜地区(9 箇所)					
3	白浜	花宮横手	5	滝口	大久保
6	滝口	東大作場	7	根本	天田
9	白浜	東沢	10	乙浜	西山入口

資 料 編

11	乙山	東横手	12	滝口	向原
13	白浜	根本	-	-	-
千倉地区(31 箇所)					
1	大貫	小松	2	南朝夷	大堰
3	平磯	合有戸	4	千田	東坂口
5	白間津	御沢	6	宇田	一反田
7	宇田	一反田	8	宇田	一反田
9	宇田	一反田	10	宇田	栗坪
11	宇田	稲子田	12	久保	矢田
13	久保	鼠ヶ谷	14	大貫	米ヶ谷
15	大貫	蓮見	16	大貫	宮田
17	大貫	蓮見	18	大貫	駒寄長作
19	川戸	大和田	20	川戸	宮ノ下
21	大貫	小松	22	大野木	小松
23	川戸	大谷	24	川戸	柏尾
25	南朝夷	田貝	26	南朝夷	鬼ヶ谷
27	北朝夷	蓮台枝	28	惣戸	権現作
29	惣戸	魚見根	30	千田	西坂口
31	白間津	橋ノ下	-	-	-
丸山地区(103 箇所)					
1	珠師ヶ谷	大谷	2	珠師ヶ谷	前谷
3	丸本郷	清水	4	珠師ヶ谷	小谷
5	珠師ヶ谷	下腰越	6	珠師ヶ谷	大谷
7	小戸	堰谷	8	元石神	釜滝
10	珠師ヶ谷	釜滝	11	西原	長谷
12	岩糸	御門	13	小戸	一ノ沢
15	峯	堂平	16	川谷	苅谷場
17	宮下	天王山	19	珠師ヶ谷	明ヶ作
20	珠師ヶ谷	下腰越	22	塩井戸	塩井戸
23	塩井戸	塩井戸	24	御子神	向井
25	御子神	形倉	26	石堂	久類
27	石堂	清名	28	石堂原	松ヶ石
29	石堂原	根方	30	石堂原	清水
31	川谷	矢田	32	川谷	矢田
33	川谷	矢田	34	川谷	畑
35	珠師ヶ谷	割田	36	小戸	種谷
37	珠師ヶ谷	種谷	38	珠師ヶ谷	笹
39	珠師ヶ谷	皆倉	40	珠師ヶ谷	松葉
41	沓見	柳作	42	沓見	柳作
43	沓見	柳作	44	前田	苗代
45	前田	苗代	46	丸本郷	清水
47	珠師ヶ谷	下腰越	48	珠師ヶ谷	全滝
49	西原	笹名	50	西原	釜滝
51	西原	長谷	52	珠師ヶ谷	大谷
53	珠師ヶ谷	大谷	54	小戸	洞田
55	小戸	内田	56	小戸	種谷
57	小戸	千束	58	小戸	千束
59	小戸	反田	60	岩糸	根切
61	岩糸	根切	62	小戸	堺田
63	小戸	堺田	64	小戸	堺田
65	岩糸	鍛冶屋	66	沓見	六ノ木

67	杓見	鼠ヶ谷	68	杓見	鼠ヶ谷
69	杓見	鼠ヶ谷	70	杓見	鼠ヶ谷
71	杓見	正木谷	72	杓見	正木谷
73	杓見	吹代	74	加茂	宮田
75	加茂	宮田	76	加茂	宮田
77	杓見	梅沢	78	杓見	辻吹代
79	杓見	辻吹代	80	杓見	梅沢
81	西原	池下	82	岩糸	久類
83	岩糸	久類	84	岩糸	根方
85	加茂	実成谷	86	加茂	実成谷
87	加茂	大坪	88	加茂	西ノ谷
89	加茂	丹房	90	加茂	丹房
91	加茂	丹房	92	加茂	梅田
93	加茂	梅田	94	加茂	梅田
95	安馬谷	大沼	96	安馬谷	大沼
97	安馬谷	鳥居前	98	安馬谷	笹神
99	安馬谷	下道	100	安馬谷	新田
101	安馬谷	下道	102	安馬谷	下道
103	安馬谷	高房	104	峯	北峯
105	安馬谷	和田	106	峯	堂平
107	宮下	高丸	-	-	-
和田地区(29箇所)					
1	上三原	山田	2	黒岩	別所
3	黒岩	観現	4	上三原	宮原
7	下三原	代田	10	黒岩	黒岩谷
11	布野	布野	13	上三原	谷
15	小川	筒井	16	上三原	滝尻
17	布野	柄井後	18	柄井後	三竹
19	黒岩	黒岩	20	平塚	平塚
21	黒岩	岩部	22	小川	矢田
23	中三原	寺谷	24	中三原	大庭
25	中三原	神田	26	中三原	唐ヶ作
27	中三原	小路ヶ谷	28	小川	駒場下
29	和田	返田	30	和田	小浦谷
31	和田	関ノ台	32	下三原	東小戸
33	礎森	ビタ	34	仁我浦	榎田
35	石堂	嶺岡柱木牧	-	-	-

出典：「千葉県地域防災計画(令和6年度修正)資料編」

10-7 崩壊土砂流出危険地区

＜資料 10-7 崩壊土砂流出危険地区＞

地区番号	大	字	地区番号	大	字
富山地区(2箇所)					
1	吉沢	沼	3	犬掛	石塚
三芳地区(4箇所)					
1	山名	飯出	2	下滝田	御門
3	上滝田	西山	4	増間	奥野

資料編

丸山地区(5 箇所)					
1	珠師ヶ谷	釜瀧	2	珠師ヶ谷	古宿
3	川谷	鯨岡	4	川谷	久類
5	宮下	塩井戸	－	－	－
和田地区(11 箇所)					
1	上三原	別所	2	仁我浦	榎田
3	柴	大曲	4	五十蔵	鳥越
5	五十蔵	六三谷	6	上三原	打越
7	五十蔵	黒滝	8	礎森	台
9	上三原	鳥居畑	10	仁我浦	榎田
11	布野	柄井後	－	－	－

出典：「千葉県地域防災計画(令和6年度修正)資料編」

10－8 地すべり危険地区

<資料 10－8 地すべり危険地区>

地区番号	大	字	地区番号	大	字
富山地区(61 箇所)					
1	二部	東沢	2	二部	諏訪越
3	二部	高畑	4	二部	篇奈田
5	二部	森ヶ谷	6	井野	箒坂
7	吉沢	境田	8	井野	森上
9	井野	滝沢	10	井野	棒登
11	吉沢	沼	12	井野	長谷
13	井野	香木	14	井野	谷
15	川上	井戸沢	16	川上	大森
17	川上	由松	18	川上	根上り
19	川上	岩森	20	川上	小塚沢
21	川上	岳	22	川上	石田
23	川上	光明時	24	川上	大芝
25	荒川	岩ノ森	26	荒川	関沢
27	荒川	玉ヶ沢	28	荒川	笹ヶ堀
29	荒川	笹ヶ森	30	荒川	関沢
31	荒川	関沢	32	荒川	奈婦里沢
33	平久里中	岳山	34	平塚	嶺岡西牧
35	平塚	嶺丘西牧	36	荒川	峠
37	荒川	淵田	38	荒川	淵田
39	荒川	淵田	40	荒川	広田
41	荒川	森脇	42	荒川	森前
43	荒川	櫛形	44	荒川	花表裏
45	荒川	森前	46	荒川	櫛形
47	山田	横道	48	山田	西田
49	平塚	上畑田	50	山田	百目
51	山田	菅の平	52	山田	片畑
53	山田	柿ノ木原	54	山田	峠塚

55	山田	大川	56	山田	峠塚
57	山田	岩塚	58	平塚	嶺岡西牧
59	山田	大川	60	平塚	嶺岡西牧
61	山田	前山	-	-	-
三芳地区(5箇所)					
1	山名	久井	2	山名	久井
3	山名	北下	4	山名	小種谷
5	山名	中田	-	-	-
丸山地区(31箇所)					
1	大井	神塚	2	大井	嶺岡西牧
3	大井	嶺岡西牧	4	大井	西沢
5	大井	嶺岡西牧	6	大井	嶺岡西牧
7	大井	嶺岡西牧	8	大井	嶺岡西牧
9	大井	嶺岡西牧	10	大井	嶺岡西牧
11	大井	嶺岡坪圃	12	大井	嶺岡西牧
13	宮下	深田	14	宮下	登戸
15	宮下	岩下	16	宮下	天王山
17	宮下	畑	18	宮下	畑
19	宮下	畑	20	宮下	筒井
21	宮下	大沢	22	宮下	吉ヶ作
23	宮下	大作	24	御子神	長畑
25	御子神	長畑	26	御子神	向井
27	御子神	西久保	28	御子神	西久保
29	大井	久井	30	大井	久井
31	大井	久井	-	-	-
和田地区(39箇所)					
1	上三原	日向	2	礎森	奥根
3	礎森	太田平	4	布野	川崎
5	布野	引通	6	五十蔵	黒滝
7	布野	合戸	8	礎森	中ノ作
9	五十蔵	日ノ台	10	五十蔵	大作
11	五十蔵	宮地	12	五十蔵	六三谷
13	五十蔵	山田	14	五十蔵	山田
15	五十蔵	鳥越	16	五十蔵	中ノ内
17	上三原	日向	18	上三原	大沼田
19	上三原	日影	20	上三原	日影
21	布野	黒岩	22	上三原	打越
23	上三原	打越	24	上三原	中戸川
25	布野	布野	26	礎森	谷
27	上三原	五十蔵	28	上三原	五十蔵
29	上三原	久保	30	上三原	竹ノ中
31	礎森	ビタ	32	貝沢	貝沢
33	貝沢	貝沢	34	貝沢	下田
35	貝沢	下田	36	柴	谷
37	柴	柿ノ木沢	38	柴	石畑
39	柴	上ノ台	-	-	-

出典：「千葉県地域防災計画(令和6年度修正)資料編」

10-9 地すべり危険箇所

＜資料 10-9 地すべり危険箇所＞

箇所番号	箇所名	大字	字	箇所番号	箇所名	大字	字
富浦地区(2箇所)							
23	木ノ根峠	木ノ根峠		24	福沢	福澤	
富山地区(4箇所)							
25	高崎	高崎		27	宮谷西	宮谷	
26	合戸	合戸		28	岩井	検儀谷	検儀谷
三芳地区(3箇所)							
33	下滝田	下滝田	御門	35	下組	下組	
34	松尾	松尾		-	-	-	
丸山地区(4箇所)							
37	塩井下	塩井		39	小向	川谷	
38	犬切南	川谷、手塚		40	川谷	川谷	
和田地区(6箇所)							
36	礎森	大井	古畑	43	花園東	花園	
41	小向	上三原		44	花園	花園	
42	道久保	道久保		45	小川	小川	

10-10 砂防指定地

＜資料 10-10 砂防指定地(南房総市)＞

水系名	幹川名	溪流名	延長 (km)	面積 (ha)	告示番号及び指定年月日
三原川	三原川	倉合川	0.36	0.82	建 805 S 63.3.18
三原川	三原川	別所	0.90	21.23	建 2165 H9.12.22 国 1281 H22.11.2
丸山川	丸山川	丸山川	7.20	11.75	総 60 S 23.4.13
丸山川	丸山川	本郷川	1.30	1.99	総 60 S 23.4.13
丸山川	丸山川	愛宕川	1.10	7.50	総 60 S 23.4.13
丸山川	丸山川	五反目川	1.25	2.49	建 109 H2.1.30 建 80 H元.1.21
丸山川	丸山川	塩井戸川	2.18	2.71	建 80 H元.1.21 建 101 H6.1.21
丸山川	丸山川	塩井戸川支川	0.32	0.87	建 80 H元.1.21
岩井川	岩井川	岩井川	5.43	21.12	建 2855 S 37.11.14 建 52 S 56.1.21 建 1050 S 62.5.2
岩井川	岩井川	大川	1.40	1.26	建 2855 S 37.11.14
岩井川	岩井川	川谷堀川・ 川谷堀川右支川	1.50	4.50	建 218 S 57.2.20
岩井川	岩井川	馬場川	0.18	0.26	建 1050 S 62.5.2
平久里川	平久里川	平久里川	6.00	79.38	総 60 S 23.4.13 建 99 S 31.1.24 建 331 S 55.3.19

資料編

平久里川	平久里川	増間川	4.60	6.46	建 1481 S 28.12.11
平久里川	増間川	長沢川	1.12	2.58	建 109 H2.1.30 建 80 H元.1.21
平久里川	平久里川	外野川	3.70	3.24	建 1481 S 28.12.11
平久里川	平久里川	荒川	4.20	10.10	建 1481 S 28.12.11 建 926 S 53.5.2
平久里川	平久里川	東星田川	0.90	4.07	建 331 S 55.3.19
平久里川	平久里川	谷川	0.60	2.71	建 331 S 55.3.19
平久里川	平久里川	大塚川	1.70	8.89	建 331 S 55.3.19
平久里川	増間川	大日川・ 大日川左支川	1.40	4.80	建 52 S 56.1.21
平久里川	平久里川	伊予川	0.39	4.26	国 555 R1.9.24
-	-	熊野川・ 青木	0.03	5.79	国 1031 H24.9.18
合計		27 溪流	49.03	238.04	

出典：「千葉県地域防災計画(令和6年度修正)資料編」、千葉県HP砂防指定地（南房総市）等

11. 防災重点農業用ため池

11-1 防災重点農業用ため池一覧

＜資料 11-1 市内の防災重点農業用ため池＞

防災重点農業用 ため池名称	ふりがな	所在地		指定の年月日
		市町村	字・地番等	
富浦地区(5 箇所)				
丹生堰	にゅうせき	南房総市	富浦町丹生字鮎ヶ谷 271-2	令和 3 年 3 月 11 日
青木山堰	あおきやませき	南房総市	富浦町大津字青木沢 969	令和 3 年 3 月 11 日
宮本堰	みやもとせき	南房総市	富浦町宮本字堰谷 73	令和 3 年 3 月 11 日
原岡堰	はらおかせき	南房総市	富浦町原岡字関谷甲 675-1	令和 3 年 3 月 11 日
仲尾沢堰	なかおざわせき	南房総市	富浦町福澤字原田 650-2	令和 3 年 3 月 11 日
富山地区(7 箇所)				
市部溜池	いちぶためいけ	南房総市	市部字池ノ内 841	令和 3 年 3 月 11 日
岩婦溜池	いわぶためいけ	南房総市	高崎字岩婦 579	令和 3 年 3 月 11 日
奥沢溜池	おくさわためいけ	南房総市	合戸字奥沢 297	令和 3 年 3 月 11 日
二部溜池	にぶためいけ	南房総市	検儀谷字関下 95	令和 3 年 3 月 11 日
検儀谷溜池	けぎやためいけ	南房総市	検儀谷字大谷 240	令和 3 年 3 月 11 日
犬掛溜池	いぬかけためいけ	南房総市	犬掛字細野 2985	令和 3 年 3 月 11 日
米沢溜池	よねざわためいけ	南房総市	吉沢字湯沢オツ 705	令和 3 年 3 月 11 日
三芳地区(6 箇所)				
中堰	なかせき	南房総市	中字池之谷 1180	令和 3 年 3 月 11 日
熊高堰	くまだかせき	南房総市	御庄字揚橋 994	令和 3 年 3 月 11 日
山間堰	さんませき	南房総市	山名字山間 1996-1	令和 3 年 3 月 11 日
秋ヶ谷堰	あきがやつせき	南房総市	海老数字上秋ヶ谷 529	令和 3 年 3 月 11 日
広田堰	ひろたせき	南房総市	海老数字広田 990	令和 3 年 3 月 11 日
御霊堰	ごりょうせき	南房総市	下滝田字御霊 1067	令和 3 年 3 月 11 日
白浜地区(9 箇所)				
境山堰	さかいやませき	南房総市	白浜町白浜字花面 14151-1	令和 3 年 3 月 11 日
奥山堰	おくやませき	南房総市	白浜町乙浜字奥山 1728	令和 3 年 3 月 11 日
新堰	しんせき	南房総市	白浜町白浜字菅ヶ谷 13542	令和 3 年 3 月 11 日
岩井沢(下)堰	いわいざわ(しも)せき	南房総市	白浜町白浜字岩井沢 13989	令和 3 年 3 月 11 日
岩井沢(上)堰	いわいざわ(かみ)せき	南房総市	白浜町白浜字滑ヶ棚 13740	令和 3 年 3 月 11 日
小沢堰	おざわせき	南房総市	白浜町白浜字唐仙山 12307	令和 3 年 3 月 11 日
新上ヶ峰堰	しんじょうがみねせき	南房総市	白浜町白浜字新上ヶ峰 12217	令和 3 年 3 月 11 日
下の沢(下)堰	したのさわ(しも)せき	南房総市	白浜町白浜字金堀 10900	令和 3 年 3 月 11 日
下の沢(上)堰	したのさわ(かみ)せき	南房総市	白浜町白浜字金堀 10769	令和 3 年 3 月 11 日

防災重点農業用 ため池名称	ふりがな	所在地		指定の年月日
		市町村	字・地番等	
千倉地区(20 箇所)				
尾登溜池	おのぼりためいけ	南房総市	千倉町北朝夷字尾登 1864	令和 3 年 3 月 11 日
足長溜池	あいながためいけ	南房総市	千倉町北朝夷字堰下 832-6	令和 3 年 3 月 11 日
平館 1 番溜池	へだていちばんためいけ	南房総市	千倉町平館字ヒカナ 1072	令和 3 年 3 月 11 日
平館 2 番溜池	へだてにばんためいけ	南房総市	千倉町平館字ヒカナ 1082	令和 3 年 3 月 11 日
平館 3 番溜池	へだてさんばんためいけ	南房総市	千倉町平館字クヒリメ 1097	令和 3 年 3 月 11 日
永崎溜池	えいさきためいけ	南房総市	千倉町平館字稗畑 1144	令和 3 年 3 月 11 日
忽戸上溜池	こっとかみためいけ	南房総市	千倉町忽戸字堰谷 1116-3	令和 3 年 3 月 11 日
忽戸下溜池	こっとしたためいけ	南房総市	千倉町忽戸字堰谷 1117	令和 3 年 3 月 11 日
川口下溜池	かわぐちしもためいけ	南房総市	千倉町川口字上手 1065-6	令和 3 年 3 月 11 日
川口上溜池	かわぐちかみためいけ	南房総市	千倉町平磯字和田山 2420-2	令和 3 年 3 月 11 日
諏訪第 2 溜池	すわだいにためいけ	南房総市	千倉町平磯字合有戸 2486-30	令和 3 年 3 月 11 日
諏訪第 1 溜池	すわだいいちためいけ	南房総市	千倉町平磯字合有戸 1690-2	令和 3 年 3 月 11 日
合有戸溜池	あいうどためいけ	南房総市	千倉町平磯字合有戸 1699-15	令和 3 年 3 月 11 日
寺第 1 溜池	てらだいいちためいけ	南房総市	千倉町白間津字上石 1995	令和 3 年 3 月 11 日
寺第 2 溜池	てらだいにためいけ	南房総市	千倉町白間津字上石 1992	令和 3 年 3 月 11 日
寺第 3 溜池	てらだいさんためいけ	南房総市	千倉町白間津字上石 1991	令和 3 年 3 月 11 日
儘第 1 溜池	ままだいいちためいけ	南房総市	千倉町白間津字吉田 1847-4	令和 3 年 3 月 11 日
儘第 2 溜池	ままだいにためいけ	南房総市	千倉町白間津字吉田 1867-1	令和 3 年 3 月 11 日
儘第 3 溜池	ままだいさんためいけ	南房総市	千倉町白間津字吉田 1945-1	令和 3 年 3 月 11 日
新溜池	にいためいけ	南房総市	千倉町大川字小屋の沢 1505	令和 3 年 3 月 11 日
丸山地区(6 箇所)				
小谷堰	こやつせき	南房総市	石堂字下小谷 439	令和 3 年 3 月 11 日
一の沢堰	いちのさわせき	南房総市	小戸字一の沢 1046	令和 3 年 3 月 11 日
芳賀堰	はがせき	南房総市	安馬谷字芳賀 2626-2	令和 3 年 3 月 11 日
加茂田堰	かもだせき	南房総市	加茂字加茂田 1762	令和 3 年 3 月 11 日
矢田堰	やたせき	南房総市	川谷字大作 907	令和 3 年 3 月 11 日
大崩堰	おおびやくせき	南房総市	宮下字岩下 1361-1	令和 3 年 3 月 11 日
和田地区(3 箇所)				
柿ノ木沢溜池	かきのきざわためいけ	南房総市	和田町柴字柿ノ木沢 112	令和 3 年 3 月 11 日
十二所堰	じゅうにしよせき	南房総市	和田町黒岩字川久保 590	令和 3 年 3 月 11 日
山田溜池	やまだためいけ	南房総市	和田町中三原字山田 1120-50	令和 3 年 3 月 11 日

12. 市内の文化財

<資料 12-1 市内の文化財>

国指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	有彫	銅造十一面観音坐像	大貫 1057	小松寺	昭和 59 年 6 月 6 日	千 倉
2	民無	白間津オオマチ(大祭)行事	白間津日枝神社	白間津区／白間津 オオマチ(大祭) 行事保存会	平成 4 年 3 月 11 日	千 倉
3	有建	石堂寺本堂 附厨子・棟札	石堂 302	石堂寺	大正 5 年 5 月 24 日	丸 山
		多宝塔 附棟札・庫裏			平成 4 年 8 月 10 日	
4	有彫	木造十一面観音立像	石堂 302	石堂寺	大正 5 年 8 月 17 日	丸 山
5	有建	石堂寺薬師堂・附棟札	石堂 302	石堂寺	昭和 43 年 4 月 25 日	丸 山
6	有建	旧尾形家住宅	石堂 305-1	丸山町	昭和 44 年 6 月 20 日	丸 山
7	記史	里見氏城跡 岡本城跡	豊岡・原岡	南房総市他	平成 24 年 1 月 24 日	富 浦

千葉県指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	有歴	菱川師宣過去帳	二部 1344-2	勝善寺	昭和 33 年 4 月 23 日	富 山
2	有絵	紙本著色天神縁起絵巻	平久里中 202	天神社	昭和 37 年 5 月 1 日	富 山
3	記天	岩井ノ蘇鉄	竹内 234	個人	昭和 10 年 8 月 23 日	富 山
4	有考	延命寺板石塔婆(正安三年在銘)	本織 2014-1	延命寺	昭和 38 年 5 月 4 日	三 芳
5	民無	増間の御神的神事	増間	御神的神事保存会	昭和 38 年 5 月 4 日	三 芳
6	有彫	木造十一面観音立像	府中 687-1	宝珠院	昭和 39 年 4 月 28 日	三 芳
7	有工	繡字法華経陀羅尼品	府中 687-1	宝珠院	昭和 45 年 4 月 17 日	三 芳
8	有絵	絹本着色両界曼荼羅図	府中 687-1	宝珠院	平成 7 年 3 月 14 日	三 芳
9	記天	白浜の屏風岩	根本地先海岸	南房総市	昭和 30 年 12 月 15 日	白 浜
10	記天	白浜の鍾乳洞	白浜 14039-1	南房総市	昭和 29 年 3 月 31 日	白 浜
11	記天	白浜のシロウリガイ化石露頭	白浜 2783-4 地先	国	平成 8 年 3 月 22 日	白 浜
12	有建	めがね橋	滝口地先	南房総市	平成 1 年 3 月 10 日	白 浜
13	民無	安房やわたんまち	滝口 1728 沓見 253	下立松原神社 莫越山神社	平成 16 年 3 月 30 日	白 浜 丸 山
14	有工	梵鐘(応安七年在銘)	大貫 1057	小松寺	昭和 47 年 1 月 28 日	千 倉
15	有彫	木造薬師如来立像	大貫 1057	小松寺	平成 8 年 3 月 22 日	千 倉
16	民無	千倉の三番叟	荒磯魚見根神社 諏訪神社	江戸三番叟保存会 平磯式三番叟保存会	昭和 45 年 1 月 30 日	千 倉
17	民有	豊田の人形芝居首及び衣裳	岩糸	谷頭区	昭和 29 年 12 月 12 日	丸 山
18	民無	加茂の三番叟	加茂 2070	賀茂神社民俗芸能保存会	昭和 37 年 5 月 1 日	丸 山
19	民無	加茂の花踊	加茂 2070	賀茂神社民俗芸能保存会	昭和 38 年 5 月 4 日	丸 山
20	記史	日本酪農発祥地	大井 686	千葉県嶺岡乳牛試験場	昭和 38 年 5 月 4 日	丸 山
21	有建	石堂寺山王宮	石堂 302	石堂寺	昭和 41 年 12 月 2 日	丸 山
22	有建	賀茂神社本殿	加茂 2070	賀茂神社	昭和 42 年 3 月 7 日	丸 山
23	記史	加茂遺跡	加茂 1094	個人	昭和 42 年 3 月 7 日	丸 山
24	有彫	木造千手観音立像附木造行道面	久保 587	真野寺	平成 4 年 2 月 28 日	丸 山
25	有彫	木造二十八部衆立像附風神・雷神	久保 587	真野寺	平成 4 年 2 月 28 日	丸 山
26	有彫	木造大黒天立像	久保 587	真野寺	平成 4 年 2 月 28 日	丸 山
27	有彫	木造千手観音坐像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 2 月 28 日	丸 山
28	記天	上三原ノ大樟	上三原 1249-2	山神社	昭和 10 年 3 月 26 日	和 田
29	記天	南房総の地震隆起段丘	根本	三嶋神社	平成 19 年 3 月 16 日 平成 21 年 3 月 17 日	白 浜

南房総市指定文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	記史	逆柿	犬掛 501	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
2	記史	加藤霞石翁の宅地跡	平久里中 552	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
3	記史	頼朝の旗竿藪	高崎 916	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
4	記史	郷倉・高札場跡	平久里下 1800	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
5	記史	弁天様	小浦 481	神明神社	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
6	記史	古戦場と里見氏の墓	犬掛 663	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
7	記天	吉井の大井戸	吉沢 1761	吉井地区	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
8	記天	大いちょう	久枝 629	蓮台寺	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
9	記天	平久里天神社くすの木	平久里中 208	天神社	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
10	民有	獅子頭	山田 1107	個人	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
11	民有	懸け仏・獅子頭	高崎 906	岩井神社	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
12	有絵	十王仏	平久里下 265	勝蔵寺	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
13	有彫	龍阿弥陀如来	検儀谷 668	大勝院	昭和 39 年 11 月 5 日	富 山
14	有彫	竹内屋台	竹内	竹内区	昭和 57 年 3 月 19 日	富 山
15	有建	福聚院山門及び駕籠置台	市部 343-1	福聚院	平成 3 年 2 月 26 日	富 山
16	有彫	高崎浜下屋台	高崎 906	浜下地区	平成 4 年 6 月 12 日	富 山
17	有建	双体道祖神	宮谷 471	個人	平成 14 年 4 月 1 日	富 山
18	有工	高照寺鰐口	山田 1162	高照寺	平成 18 年 3 月 6 日	富 山
19	記史	忍足佐内殉難の地	福澤字大白塚 390-1	福澤区	昭和 49 年 4 月 25 日	富 浦
20	記天	釈迦寺の槨	多田良 699-1	釈迦寺	昭和 51 年 4 月 20 日	富 浦
21	有彫	日蓮上人の裸像	南無谷 119	妙福寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
22	有書	日蓮上人の真筆と証明書	南無谷 119	妙福寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
23	有彫	長泉寺大黒天像	原岡 5	長泉寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
24	有建	里見義頼の墓	青木 232-1	光巖寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
25	有建	青岳尼供養塔	原岡 275	興禅寺	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
26	民無	棒術・羯鼓舞・獅子神楽	多田良	多田良区	昭和 51 年 8 月 10 日	富 浦
27	有彫	木造薬師如来立像	深名 434	常光寺	昭和 60 年 3 月 19 日	富 浦
28	記史	宮本城址	大津字蛭田 570	個人	平成 9 年 11 月 25 日	富 浦
29	記史	大房岬要塞群	多田良字藤四郎台	千葉県	平成 13 年 7 月 17 日	富 浦
30	記史	幕末砲台跡	多田良字藤四郎台	千葉県	平成 13 年 7 月 17 日	富 浦
31	記天	宮本城址のホルトの木	大津字蛭田 573	個人	平成 14 年 3 月 28 日	富 浦
32	記天	丹生のチリツバキ	丹生字桑ヶ谷 359	個人	平成 14 年 3 月 28 日	富 浦
33	有彫	瀧淵神社の石造群	多田良 1193	瀧淵神社	平成 17 年 3 月 22 日	富 浦
34	有絵	曼荼羅他	府中 687-1	宝珠院	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
35	有絵	地獄極楽絵図	本織 2014-1	延命寺	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
36	有書	上堀区有文書	上堀	上堀区	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
37	有書	山名区有文書	山名	山名区	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
38	有書	上杉輝虎書状	明石 228	個人	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
39	記史	谷向貝塚	谷向字池ヶ谷 791	個人	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
40	記天	延命寺断層	本織字稻荷森 2031	個人	昭和 47 年 7 月 1 日	三 芳
41	有彫	木造薬師如来立像	上滝田 1038	長福寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
42	有彫	木造阿弥陀如来坐像	上滝田 1038	長福寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
43	有彫	木造阿弥陀如来坐像	山名 1370	智光寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
44	有彫	木造不動明王坐像	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
45	有彫	石造延命地藏尊坐像	本織字番場 652-1	普門院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
46	有彫	欄間彫刻「波と竜」	山名 386	智蔵寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
47	有絵	二十五菩薩来迎図	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
48	有絵	薬師三尊十二神将像	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
49	有絵	渡唐天神画像	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
50	有絵	花鳥画	府中 687-1	宝珠院	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
51	有書	源氏里見系図	本織 2014-1	延命寺	昭和 55 年 1 月 1 日	三 芳
52	有彫	木造不動明王立像	山名 1370	智光寺	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳

資 料 編

53	有彫	聖徳太子孝養像	上滝田 1038	長福寺	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
54	有彫	魚鼓	本織 2014-1	延命寺	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
55	記史	滝田城址	上滝田 1531-1 他	上滝田区	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
56	記史	平松城址	池之内 512 他	池之内区	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
57	記史	増間廃寺址	増間 1072-1	増間区	昭和 62 年 12 月 11 日	三 芳
58	有彫	木造阿弥陀如来坐像他	下滝田 1372	知恩院	平成 2 年 7 月 9 日	三 芳
59	記史	元八幡神社	府中 665	府中区	平成 3 年 9 月 10 日	三 芳
60	民無	元八幡神社御清水送りの儀式	府中 665	府中区	平成 3 年 9 月 10 日	三 芳
61	有彫	木造金剛力士像	山名 1370	智光寺	平成 7 年 9 月 20 日	三 芳
62	記天	延命寺のビヤクシン	本織 2014-1	延命寺	平成 12 年 4 月 25 日	三 芳
63	無	日本刀の鍛錬	下滝田 1191	江澤利春	平成 12 年 10 月 10 日	三 芳
64	有絵	阿字観図	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
65	有絵	不動明王二童子像	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
66	有絵	不動明王二童子像	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
67	有絵	不動明王二童子像	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
68	有工	大壇具	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
69	記天	宝珠院の大椿	府中 687-1	宝珠院	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
70	記天	滝田公民館のタブノキ	千代 4	南房総市	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
71	記天	増間日枝神社の大杉群	増間 552	日枝神社	平成 17 年 3 月 18 日	三 芳
72	有彫	武田石翁の七福神	白浜 629	厳島神社	昭和 50 年 4 月 25 日	白 浜
73	有彫	里見の木像	白浜 4295	杖珠院	昭和 63 年 8 月 1 日	白 浜
74	有彫	賓頭盧尊者坐像	白浜 1979	青木区	平成 10 年 4 月 1 日	白 浜
75	有彫	木造十一面観音立像	乙浜 51	正栄寺	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
76	有彫	木造菩薩形坐像	白浜 7927	大門院	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
77	有彫	銅造毘沙門天坐像	滝口 1728	下立松原神社	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
78	有彫	木造力士形立像	滝口 1728	下立松原神社	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
79	有彫	木造菩薩立像	根本 1879	海福寺	平成 12 年 4 月 1 日	白 浜
80	有書	里見文書	白浜 4295	杖珠院	平成 1 年 4 月 1 日	白 浜
81	民有	弘法大師の芋井戸	白浜 2148-2	青木区	昭和 50 年 4 月 25 日	白 浜
82	記史	西春法師の入定塚	滝口 7200	西横渚区	昭和 50 年 4 月 25 日	白 浜
83	記史	実浄入定塚	白浜 4129	原区	昭和 50 年 4 月 25 日	白 浜
84	記史	初代里見義實の墓	白浜 4295	杖珠院	昭和 63 年 8 月 1 日	白 浜
85	有彫	木造如来形坐像	滝口 1084	紫雲寺	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
86	有彫	銅造観音菩薩立像	滝口 1084	紫雲寺	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
87	有彫	木造地藏菩薩立像	滝口 1440	長福寺	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
88	有彫	木造毘沙門天立像	滝口 1728	下立松原神社	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
89	有彫	銅造毘沙門天立像	滝口 1728	下立松原神社	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
90	有彫	木造天部形坐像	滝口 1728	下立松原神社	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
91	有彫	銅造男神坐像	滝口 1728	下立松原神社	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
92	有彫	銅造如来立像	滝口 7290	石戸寺	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
93	有彫	木造天部立像	白浜 7927	大門院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
94	有彫	木造金剛力士立像	白浜 7927	大門院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
95	有彫	木造僧形坐像	白浜 7927	大門院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
96	有彫	木造虚空菩薩立像	白浜 570	阿弥陀堂	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
97	有彫	木造釈迦如来坐像	白浜 2225	福寿院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
98	有彫	銅造地藏菩薩坐像	白浜 2225	福寿院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
99	有彫	木造聖徳太子立像	白浜 1735	青木太子堂	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
100	有彫	銅造聖観音坐像	白浜 4295	杖珠院	平成 16 年 4 月 1 日	白 浜
101	記史	白浜城跡	白浜 8423-1	南房総市	平成 17 年 4 月 1 日	白 浜
102	民無	小戸の初午祭り	小戸区	小戸区初午保存会	平成 17 年 4 月 1 日	白 浜
103	民無	下立松原神社のミカリ神事	滝口 1728	下立松原神社	平成 18 年 3 月 1 日	白 浜
104	有彫	銅造兜跋毘沙門天立像	滝口 1728	下立松原神社	平成 18 年 3 月 1 日	白 浜
105	有彫	天女と竜・牡丹と子連獅子・牡丹と唐獅子	北朝夷 2392	円蔵院	昭和 51 年 2 月 1 日	千 倉
106	有工	梵鐘(享保六年在銘)	北朝夷 2392	円蔵院	昭和 51 年 2 月 1 日	千 倉
107	有彫	不動明王立像	大貫 1057	小松寺	平成 4 年 12 月 1 日	千 倉
108	有彫	木造薬師如来坐像	北朝夷 2392	円乗院	平成 6 年 2 月 1 日	千 倉

資 料 編

109	有彫	波と竜・麒麟	大川 817	大聖院	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
110	有彫	大黒天立像	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
111	有彫	賓頭盧尊者立像	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
112	有彫	波と竜	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
113	有書	天孫降臨神話図	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
114	有書	富士巻狩図	川合 725	愛宕神社	平成 8 年 11 月 28 日	千 倉
115	有彫	石造地藏菩薩半跏像	北朝夷 861	西養寺	平成 10 年 9 月 29 日	千 倉
116	記史	後藤利兵衛橘義光の墓	北朝夷 861	西養寺	平成 10 年 9 月 29 日	千 倉
117	記史	土佐の与市の墓	南朝夷 1355	個人(東仙寺)	平成 16 年 11 月 25 日	千 倉
118	有建	円蔵院(本堂・玄関・庫裡・客殿)	北朝夷 2392	円蔵院	平成 17 年 8 月 29 日	千 倉
119	有建	円蔵院鐘楼	北朝夷 2392	円蔵院	平成 17 年 8 月 29 日	千 倉
120	記史	井上杉長の墓	久保 76	雲龍寺	平成 18 年 3 月 10 日	千 倉
121	民無	賀茂神社大火祭	加茂 2070	賀茂神社	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
122	記史	日鑑上人入定窟と請雨塔	加茂 2124	日運寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
123	記天	日運寺の榼	加茂 2124	日運寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
124	有建	安楽寺中雀門	丸本郷 518-1	安楽寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
125	有工	磬	丸本郷 518-1	安楽寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
126	有工	鑄造護摩釜	丸本郷 518-1	安楽寺	昭和 50 年 11 月 1 日	丸 山
127	有書	里見文書	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
128	有書	石堂寺再建文書	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
129	有書	輪王寺一品親王文書	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
130	有工	金剛盤	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
131	有工	磬	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
132	有工	梵鐘(元徳三年在銘)	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
133	有建	宝篋印塔	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
134	有建	鐘楼	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
135	有絵	出山の釈迦画像	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
136	有絵	不動明王画像	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
137	有絵	達磨画像	石堂 302	石堂寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
138	有建	宝篋印塔	珠師ヶ谷 526-1	善性寺	昭和 51 年 3 月 24 日	丸 山
139	有建	日運寺仁王門	加茂 2124	日運寺	昭和 53 年 2 月 28 日	丸 山
140	有歴	飛雀の烙印	大井 686	千葉県	昭和 53 年 2 月 28 日	丸 山
141	民無	安馬谷八幡神社御神祇	安馬谷 936	八幡神社	昭和 53 年 2 月 28 日	丸 山
142	有彫	八雲神社神輿彫刻	白子 2137	三嶋神社	昭和 53 年 6 月 1 日	丸 山
143	記史	正木時通・頼忠の墓	加茂 2124	日運寺	昭和 54 年 10 月 30 日	丸 山
144	記史	柱木牧馬捕場	嶺岡柱木牧乙 1-238	珠師ヶ谷愛林会	昭和 55 年 3 月 1 日	丸 山
145	有彫	珠師ヶ谷八雲神社神輿彫刻	珠師ヶ谷 546	八雲神社	昭和 55 年 3 月 1 日	丸 山
146	記天	丸郷神社の大杉	丸本郷 352	丸郷神社	昭和 56 年 10 月 29 日	丸 山
147	記史	永野台古墳	石堂 261-1	個人	昭和 57 年 10 月 28 日	丸 山
148	有書	白牛江戸往来助合人足割符帳	小戸	小戸区	昭和 59 年 4 月 12 日	丸 山
149	有彫	木造天王立像	久保 587	真野寺	平成 1 年 12 月 1 日	丸 山
150	有建	珠師ヶ谷八幡神社本殿	珠師ヶ谷 546	八幡神社	平成 4 年 4 月 1 日	丸 山
151	有彫	莫越山神社御神像	宮下 27	莫越山神社	平成 4 年 4 月 1 日	丸 山
152	有絵	里見義康御朱印附曼荼羅	宮下 27	莫越山神社	平成 4 年 4 月 1 日	丸 山
153	有書	足利頼氏公開連文書	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
154	有彫	木造持国天立像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
155	有彫	木造廣目天立像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
156	有彫	木造毘沙門天立像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
157	有彫	木造元三大師坐像	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
158	有彫	木造足利頼氏坐像・付位牌	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
159	有工	刀剣	石堂 302	石堂寺	平成 4 年 11 月 1 日	丸 山
160	有彫	石造地藏菩薩坐像	大井 220	大徳院	平成 6 年 2 月 1 日	丸 山
161	有絵	絹本著色聖徳太子像	石堂 302	石堂寺	平成 6 年 4 月 1 日	丸 山
162	有彫	石造地藏菩薩像	安馬谷 935-1	福性院	平成 9 年 4 月 1 日	丸 山
163	民無	奏楽・猿田彦の舞	沓見 253	莫越山神社	平成 13 年 8 月 1 日	丸 山
164	民無	神酒造り神事	沓見 241	莫越山神社	平成 13 年 8 月 1 日	丸 山

資 料 編

165	記天	莫越山神社の椎	沓見 253	莫越山神社	平成 13 年 8 月 1 日	丸 山
166	有彫	西原神社神輿彫刻	西原 207	西原神社	平成 17 年 8 月 25 日	丸 山
167	有建	莫越山神社永夜灯	宮下 27	莫越山神社	平成 17 年 8 月 25 日	丸 山
168	民有	八幡神社三番叟装束等	珠師ヶ谷 546	八幡神社	平成 17 年 8 月 25 日	丸 山
169	有工	王泉私印	岩糸 2489	南房総市	平成 18 年 3 月 6 日	丸 山
170	有歴	里見系図	五十蔵 374	個人	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
171	有歴	黒滝哀史	五十蔵 374	個人	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
172	有工	刀剣	五十蔵 374	個人	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
173	記史	正木頼忠の墓	中三原 270	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
174	記史	三浦道寸の墓	中三原 202	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
175	記史	正木時忠の墓	中三原 202	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
176	記史	正木家累代の墓	中三原 202	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
177	記史	正木時通の墓	中三原 202	正文寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
178	記史	向西坊入定窟	花園 1001-2	長香寺	昭和 50 年 4 月 25 日	和 田
179	記史	五輪塔 磨崖	中三原 270	正文寺	昭和 56 年 10 月 29 日	和 田
180	有建	虫神	上三原 1426	宝性院	昭和 56 年 10 月 29 日	和 田
181	有絵	板絵箸色地獄極楽図	黒岩 767-2	真言院	平成 8 年 4 月 29 日	和 田

資料：庁内資料

国による記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	民無	白間津ささら踊	白間津	白間津区／白間津オオマチ（大祭）行事保存会	昭和 46 年 4 月 21 日	千 倉
2	民無	加茂の三番叟と花踊り	加茂 2070	賀茂神社民俗芸能保存会	昭和 47 年 8 月 5 日	丸 山
3	民無	南房総地方のミノコオドリ	川口	川口区	昭和 19 年 3 月 7 日	千 倉

国登録有形文化財（建造物）

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	有建	須藤家住宅 主屋	大貫 543	個人	平成 18 年 10 月 18 日	千 倉
2	有建	野島埼灯台	白浜 630	国（国土交通省）	平成 24 年 2 月 23 日	白 浜

県による記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

番号	種別	名 称	所 在 地	所有者・伝承者	指 定 年 月 日	地区名
1	民無	平群の花火	平久里	平久里煙火保存会	昭和 52 年 3 月 8 日	富 山
2	民無	房総のミカリ習俗	滝口 1728	下立松原神社	平成 8 年 3 月 22 日	白 浜

資料：庁内資料

13. 復旧計画

13-1 被災者の生活確保に関する計画

<13-1-① 災害見舞金等の支給額>

種 類	支給区分	支給額	対象者／備考
災害弔慰金	死亡	500万円	生計を維持していた者
		250万円	その他の者
災害障害見舞金	負傷又は疾病	250万円	生計を維持していた者
		150万円	その他の者
災害援護資金 の貸付	世帯が1人であるとき	220万円	本援護資金については、 各種の条件及び限度額 が設定されている。
	〃 2人であるとき	430万円	
	〃 3人であるとき	620万円	
	〃 4人であるとき	730万円	
	〃 5人以上である とき	730万円に、1人を 増すごとに30万 円を加えた額	

<13-1-② 対象世帯別支給限度額>

	定額①	住宅の再建の態様等に応じて定額加算②	合計③
全壊 世帯	100万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	300万円
		住宅を補修する世帯 100万円	200万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	150万円
大規模 半壊世帯	50万円	住宅を建設・購入する世帯 200万円	250万円
		住宅を補修する世帯 100万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 50万円	100万円
中規模 半壊	—	住宅を建設・購入する世帯 100万円	100万円
		住宅を補修する世帯 50万円	50万円
		住宅を賃借する世帯 25万円	25万円

<13-1-③ 対象世帯別支給限度額（単身世帯）>

	定額①	住宅の再建の態様等に応じて定額加算②	合計③
全壊 世帯	75万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	225万円
		住宅を補修する世帯 75万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	112.5万円
大規模 半壊世帯	37.5万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	187.5万円
		住宅を補修する世帯 75万円	112.5万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	75万円
中規模 半壊	—	住宅を建設・購入する世帯 75万円	75万円
		住宅を補修する世帯 37.5万円	37.5万円
		住宅を賃借する世帯 18.75万円	18.75万円

<13-1-④ 農林漁業者への融資>

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗・肥料・飼料、労賃、水利費、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金(農業共済又は漁業共済)の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500 万円(600 万円) ・漁具の購入 5,000 万円 ・上記以外 200 万円(250 万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000 万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500 万円 ・漁業を営む法人 2,000 万円 ・漁具の購入 5,000 万円 ※()内は激甚災害法による特例措置	3.0%以内	原則 6 年以内(果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則 5 年以内)
	5.5%資金	〃	〃	5.5%以内	原則 5 年以内
	6.5%資金	〃	〃	6.5%以内	原則 3 年以内(果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則 5 年以内)
県 単 農 業 災 害 資 金	経営安定資金	種苗・肥料・飼料、労賃、水利費、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の 80%以内で 300 万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適用例：0.5%)	5 年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の 80%以内で 500 万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適用例：0.5%)	6 年以内 (据置 2 年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (令和元年の適用例：0%)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (令和元年の適用例：0%)	6年以内 (据置2年以内)
日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の6/12以内)	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内	変動 (毎月見直し)	30年 (据置20年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	変動 (毎月見直し)	20年 (据置3年以内)
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり45,000万円(特認110,000万円)又は借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	12年 (据置2年以内)
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年(据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

令和7年4月1日現在

13-2 生活関連施設災害復旧計画

<13-2-① 回線の復旧順位>

			復 旧 回 線
第 1 順 位	電話サービス		・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所(無人局含む)に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上
	電報サービス		・電話受付用回線(INS1150)の10%以上 ・電報中継回線の各対地別1回線以上 ・電報配信用回線の各対地別1回線以上
	専用線サービスなど	専用回線	・重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上
		国際通信事業者回線	・対地別専用回線の10%以上
		国内通信事業者回線	・対地別専用回線の10%以上
		社内専用線	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス ファクシミリ通信網サービス		・重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継用回線数
第 2 順 位	電話サービス		・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人あたり公衆電話1個以上
	専用線サービス		・重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上
	加入電信サービス 回線交換サービス パケット交換サービス ファクシミリ通信網サービス		・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継用回線数
	総合デジタル通信サービス		・重要回線を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上 ・システム利用のユーザー回線については各事業所に各1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上
第 3 順 位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

<13-2-② 機関の復旧順位>

順位	重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

13-3 激甚災害の指定に関する計画

<13-3 激甚法により財政援助等を受ける事業>

区 分	事 業 の 種 類
I	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑪ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑫ 堆積土砂排除事業 ⑬ 湛水排除事業
II	農林水産業に関する特別の助成
	① 農地等の災害復旧事業 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業 ⑦ 共同利用小型漁船の建造 ⑧ 森林災害復旧事業
III	中小企業に関する特別の助成
	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業 ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 ④ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付期間等の特例
IV	その他の財政援助及び助成
	① 公立社会教育施設災害復旧事業 ② 私立学校施設災害復旧事業 ③ 感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ り災者公営住宅建設等事業 ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額へ算入) ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

14. 放射性物質事故応急対策

表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物接種制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

15. 災害報告様式

市は、災害における被害情報等を、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づいてその概要を県に報告するが、その報告は原則としてシステムを使用する。

市における県への報告一覧を資料15－1に示す。

＜資料 15－1 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表＞

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
孤立地域等に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	内閣府様式 (孤立集落の状況)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難指示等に関する情報	市町村	様式 5 (避難指示等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)
安否不明者に関する情報	市町村	様式 8 (安否不明者リスト)

南房総市防災会議条例

平成18年3月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、南房総市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南房総市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県の知事部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長が部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 南房総市教育委員会及び南房総市議会事務局の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 南房総市消防団長及び安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月12日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

南房総市防災会議運営規程

平成19年10月25日

訓令第23号

(趣旨)

第1条 この訓令は、南房総市防災会議条例(平成18年南房総市条例第13号以下「条例」という。)第5条の規定により、南房総市防災会議の会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項に規定するあらかじめ指名する委員は、同条第5項第4号に規定する第4号委員のうち、副市長の職にあるものとする。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の招集は、開会の日前、7日までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

5 第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない事由により会議を開くことができないと認めるときは、南房総市防災会議の議決を要する事項について、あらかじめ委員に通知し、委員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(会議の公開)

第4条 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りでない。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第5条 会議を開催したときは、次の各号に掲げる事項について会議録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、原則として公開する。ただし、前条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(代理)

第6条 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

2 委員は、前項の規定により代理人を出席させるときは、代理人出席届出書(別記第1号様式)によりあらかじめ会長に届け出なければならない。

(異動の報告)

第7条 委員に異動があるときは、委員異動報告書(別記第2号様式)により速やかに会長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日南房総市訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月8日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

南房総市災害対策本部条例

平成18年3月20日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定により、南房総市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって当てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。